

江東区 みどりと自然の基本計画

〔緑の基本計画〕



横十間川親水公園

平成19年3月

江 東 区

目 次

序. 策定のねらい	1
序-1. 計画の策定にあたって	3
序-2. みどりの機能と対象とするみどりの範囲	4
1. みどりと自然の現状と課題	7
1-1. みどりと自然の現状と課題	9
1-2. 区民意識調査からみる課題	21
2. 計画の基本方針	27
2-1. 計画の理念	29
2-2. 計画の基本方針	31
3. 公園・緑地の配置方針	41
3-1. 環境保全システムの配置方針	43
3-2. レクリエーションシステムの配置方針	46
3-3. 防災システムの配置方針	49
3-4. 景観システムの配置方針	52
3-5. 公園・緑地の配置計画	55
4. 実現のための施策方針	63
4-1. 施策の体系	65
4-2. 施策の内容	68
5. 重点施策	81
5-1. 緑化推進重点地区	83
5-2. 水辺の緑化推進	84
6. 地区別に見る取り組み方針	87
6-1. 「地区別に見る取り組み方針」とは	89
6-2. 小松橋・白河地区	91
6-3. 富岡・東陽地区	95
6-4. 豊洲地区	99
6-5. 亀戸・大島地区	103
6-6. 砂町地区	107
6-7. 臨海地区	111
6-8. 新木場・若洲地区	115
7. 計画の推進に向けて	119

目 次

参考資料	127
参考-1. みどりに関する基礎データ	129
参考-2. 緑に対する区民意識調査	145
参考-3. 策定過程	162
参考-4. 用語解説	164

序. 策定のねらい

序-1.計画の策定にあたって

(1)「江東区みどりと自然の基本計画」とは

- ・「江東区みどりと自然の基本計画」は、都市緑地法第4条に記されている「緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」として、今後20年間の江東区における「みどりと自然のまちづくり」を進めていくためのガイドラインとなるものです。
- ・江東区では、海・河川・運河といった「水辺」がまちを特徴づけています。そのため、樹木や草などの植物としての「緑」に対して、この「緑」に覆われた土地や広場に水辺地を加えたものを「みどり」と表現しています。また、「みどり」に対して生態系等も含めたものを「自然」と表現し、「みどり」の保全・改善・創出の視点として、元来、区内に少ない「自然」にも着目し、生態系の取り込み・回復などを図っていくことが大切であると考え、この「江東区みどりと自然の基本計画」を策定しています。

(2)「江東区みどりと自然の基本計画」の位置づけ

- ・計画策定にあたっては、区民意見を反映させるとともに、江東区のまちづくり計画の基本となる「江東区基本構想」を十分に踏まえ、「都市計画マスタープラン」や「環境基本計画」などの関連計画と整合させています。
- ・今後、本計画に記された基本方針や施策の実効性を担保し、具体的な事業として実施していくため、「(仮称)江東区みどりと自然の実施計画」を策定します。

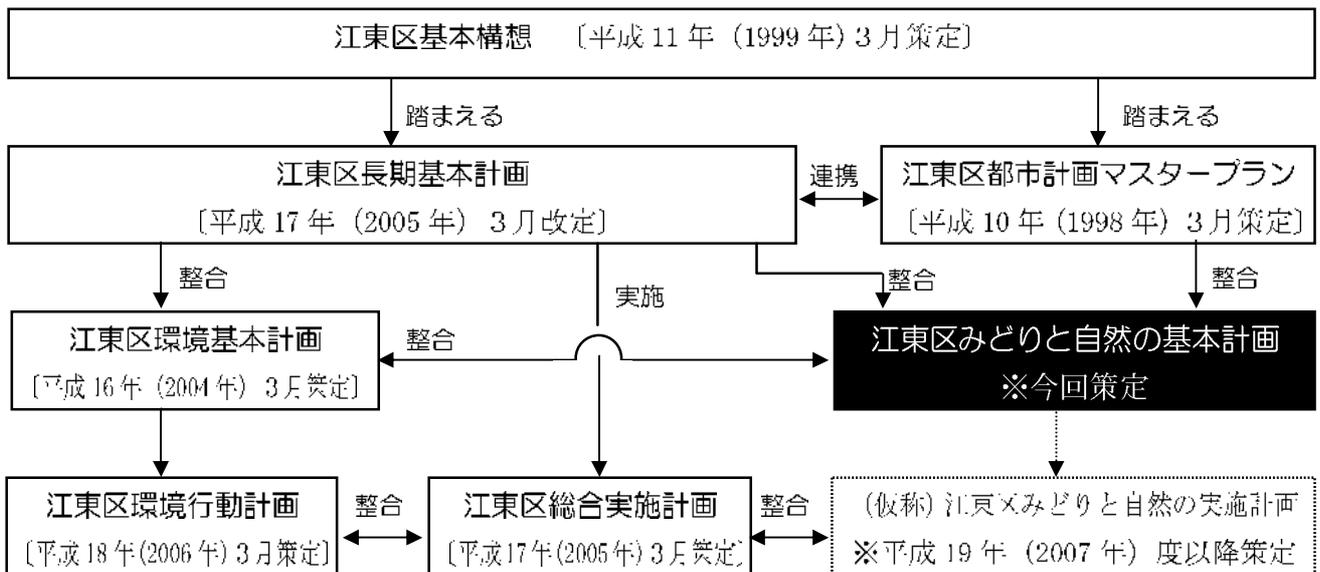


図1 「江東区みどりと自然の基本計画」の位置づけ

(3)計画の期間

- ・本計画は、基準年次を平成17年(2005年)とし、目標年次を平成37年(2025年)とします。また中間年次を平成27年(2015年)とします。

(4)計画の見直し

- ・本計画は、平成37年(2025年)までを計画期間として計画の進捗を管理・評価する体制を確立するとともに、社会情勢の変化や都市の動向、さらに今後の区民の生活・環境に対する価値観の変化などを考慮し弾力的に見直しを図り、常に状況に対応した適正な活用を図っていきます。

序-2.みどりの機能と対象とするみどりの範囲

(1)みどりの機能（役割）

- ・一般的にみどりが持つ機能としては、大きく分けて以下の4つの系統があげられます。このように、みどりは区民の快適で安全な生活を実現するうえで欠かすことができない大切な財産です。

①環境保全機能：人と自然が共生する都市環境が確保されます

- ・樹木等の植物には、二酸化炭素の吸収および新鮮な酸素の供給による大気の浄化や、水分の蒸散などによるヒートアイランド現象の緩和等の働きがあります。
- ・都市内の樹林地や河川等の水辺地は、野生生物の生育地・生息地として生態系を構成しています。また、歴史的風土の保全や快適な生活環境の創出など、みどりの機能を適切に配置することにより、人と自然が共生する都市環境を形成することができます。

②レクリエーション機能：多様な機能の活用により、変化に対応したレクリエーション空間が確保されます

- ・白山時間の増大、価値観の多様化、交通体系の発展等に伴い、皆さんのレクリエーション活動はますます多様化・高度化・広域化しています。また、都市化の進展、少子・高齢化などを背景として、自然とのふれあい志向、健康への関心、コミュニティ意識の高まりなど、余暇需要は変化しつつあります。
- ・公園や緑地などのみどりを計画的に配置することによって、運動・遊びの場や休憩・休息の場、散策・自然学習の場など、みどり豊かで質の高いレクリエーション空間を確保することができます。

③防災機能：災害防止、避難地、救援活動拠点など、都市の安全性が確保されます

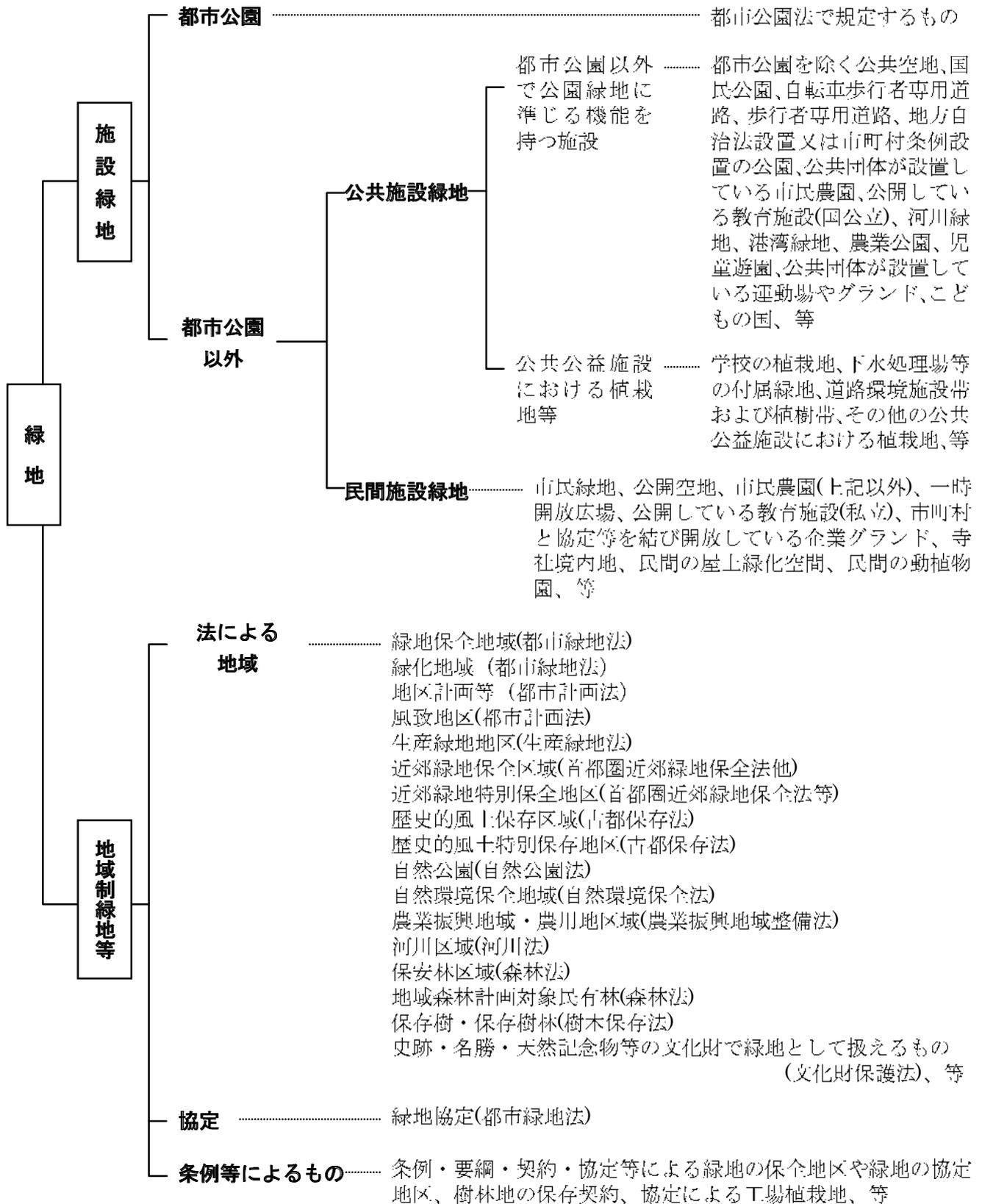
- ・大地震や大火災の発生時において、みどりは、人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動やボランティア等の救援活動拠点、復旧活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点等として多面的に活用されます。
- ・みどりを適切に配置することによって、都市の安全性・防災性を高め、皆さんの生命を守っていくことができます。

④景観構成機能：多様性や四季の変化を感じられる美しい景観が形成されます

- ・みどりは地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、次代を担う子ども達の感受性をはぐくみ、皆さんの生活にゆとりとうるおいをもたらすことができます。
- ・特に、高密度な市街地を形成している江東区において、公園や街路樹、駅周辺や住宅地周辺のみどりは、美しい都市景観を形成するうえで重要な役割を果たします。また、みどりは、江東区固有の文化や歴史等と深く関わっており、これらのみどりを保全・再生していくことによって、個性と魅力あるまちづくりを進めることができます。

(2)対象とするみどりの範囲

・一般的に「緑の基本計画」の対象となるみどりとしては、以下のように分類されます。



(資料:「緑の基本計画ハンドブック 発行:(社)日本公園緑地協会」をもとに追加・修正)

図2 「緑の基本計画」の対象となるみどり

- ・「江東区みどりと自然の基本計画」では、一般的な都市公園に海上公園を含めて「都市公園」として分類しています。

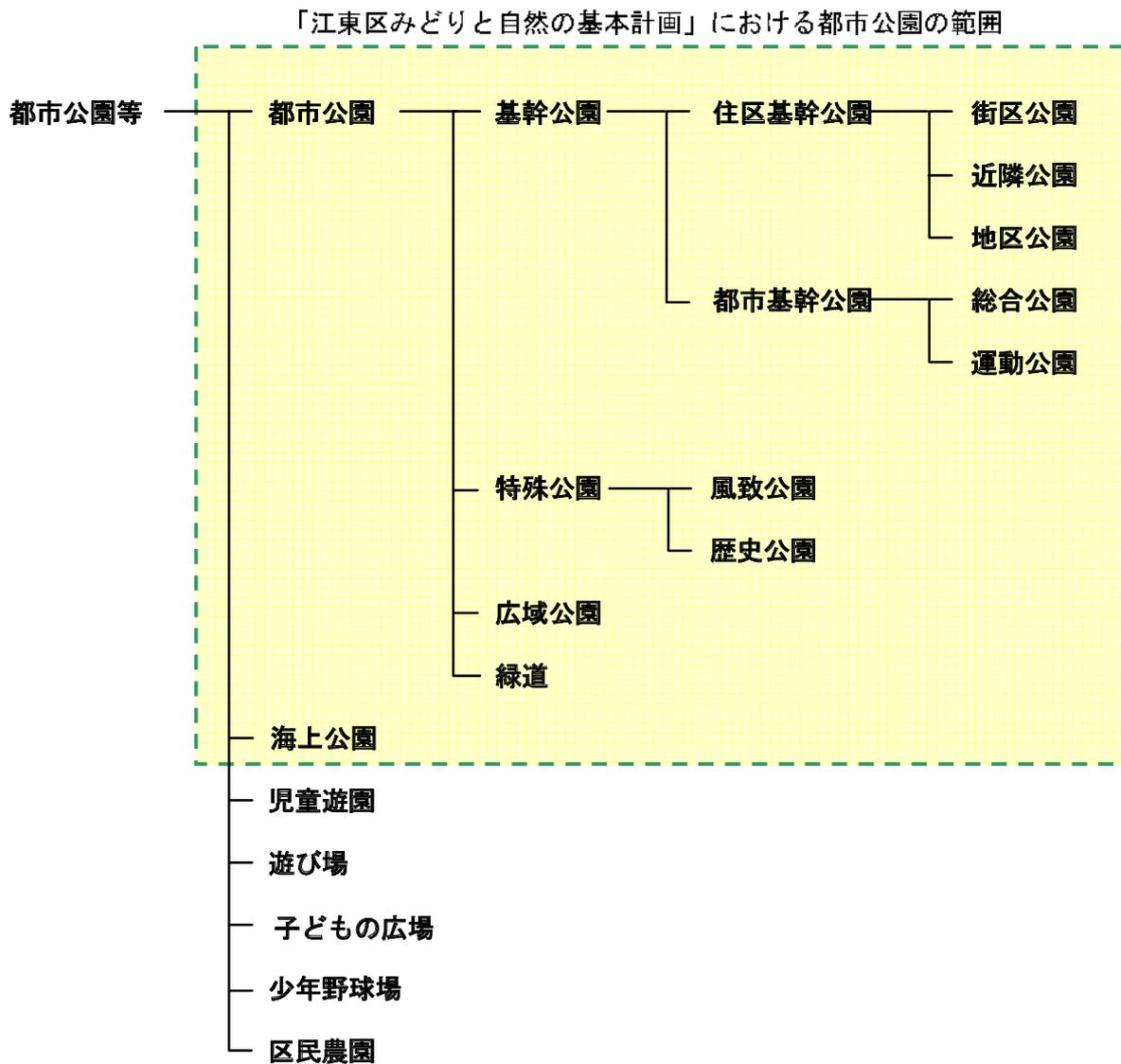


図3 都市公園等の種別

1. みどりと自然の現状と課題

1-1.みどりと自然の現状と課題

(1) 自然的条件

①位置

- ・江東区は、東京都区部の東部、隅田川の河口に位置する 3,948ha（平成 18 年 1 月現在）の都市です。南部は東京湾に面しており、北は墨田区、東は荒川をはさんで江戸川区、西は中央区、品川区および港区に隣接しています。

②地形・水系（河川・運河）（図 4 参照）

- ・江戸時代以降、干拓や埋め立てにより区域が発展してきた江東区は、地盤が軟らかく、標高が低い平坦な地形となっており、亀戸・大島地区や砂町地区などは、ゼロメートル地帯（A.P.-1.0m 程度）となっています。
- ・このような形成過程から内陸部には河川、臨海部には運河が数多くあり、水害から土地を守るため、堤防の整備など河川や運河の整備が進められています。現在も残る水辺沿いでは、緑化や散歩道の整備が行われ、堀割等の一部は埋め立てで大規模な公園として利用されています。
- ・市街地内の水辺は江東区の貴重な自然地であるとともに、市街地内に湿潤な風をおくる重要な空間です。
- ・今後とも、この空間を確保していくとともに、水辺と一体となった緑化空間の形成、散歩道の拡充と利便性の向上を図ることが必要です。

③気象（ヒートアイランド）（図 5 参照）

- ・気象庁の観測地点となっている新木場は、近隣の大手町と比べて平均気温が低く、平均風速も強い。夏場は海からの風が吹く頻度が多くなっています。このように、東京湾に面する江東区では、夏季、南風により湿潤な空気が区内に流入し、この風の道となる河川を中心に気温の低下傾向がみられます。
- ・また大規模な公園も周辺市街地より気温が低く、クールスポットとしての役割を担っています。
- ・このような自然の恵みを引き続き受けられるよう、風の道の確保や内陸部の大規模な緑地空間の確保・充実が必要です。

④自然資源・ポケットエコスペース※1（図 6 参照）

- ・水辺沿いのまどまった草地や公園では、ギンイチモンジセセリやカワヂシャ、アオモンイトトンボなどの何種類かの貴重種が確認されており、水辺と緑が一体となっている場所が、生物の生息に重要な場所であることがわかります。
- ・江東区では、昭和 63 年（1988 年）からポケットエコスペースの整備が行われ、平成 17 年（2005 年）度末現在、39 か所が整備されています。
- ・ポケットエコスペースでは、貴重種の生息が観測されているか所もあり、また小学生やボランティアによる管理が行われています。
- ・元来、自然が少ない江東区において、ポケットエコスペースは、人々が自然とふれあう貴重な場であり、今後とも積極的な整備を行い、より多くの人々がたずさわることが必要です。

※1：ポケットエコスペース

江東区が造成したビオトープに対する区独自の呼称。ビオトープとは、「生き物（B i o）」がありのままに生息活動をする場所（T o p）」という意味のドイツの造語。

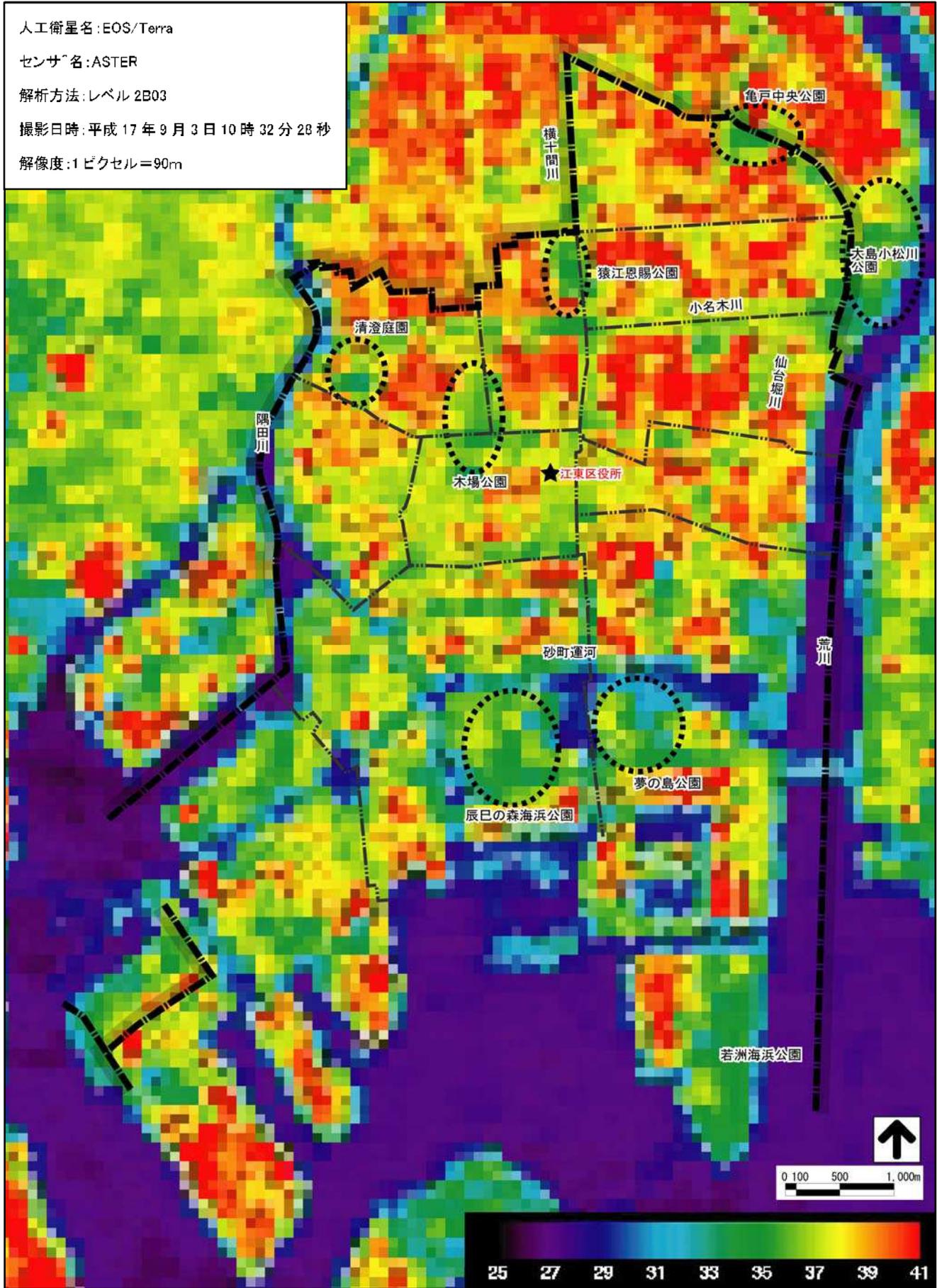


図5 地表面温度の状況〈平成17年(2005年)9月現在〉

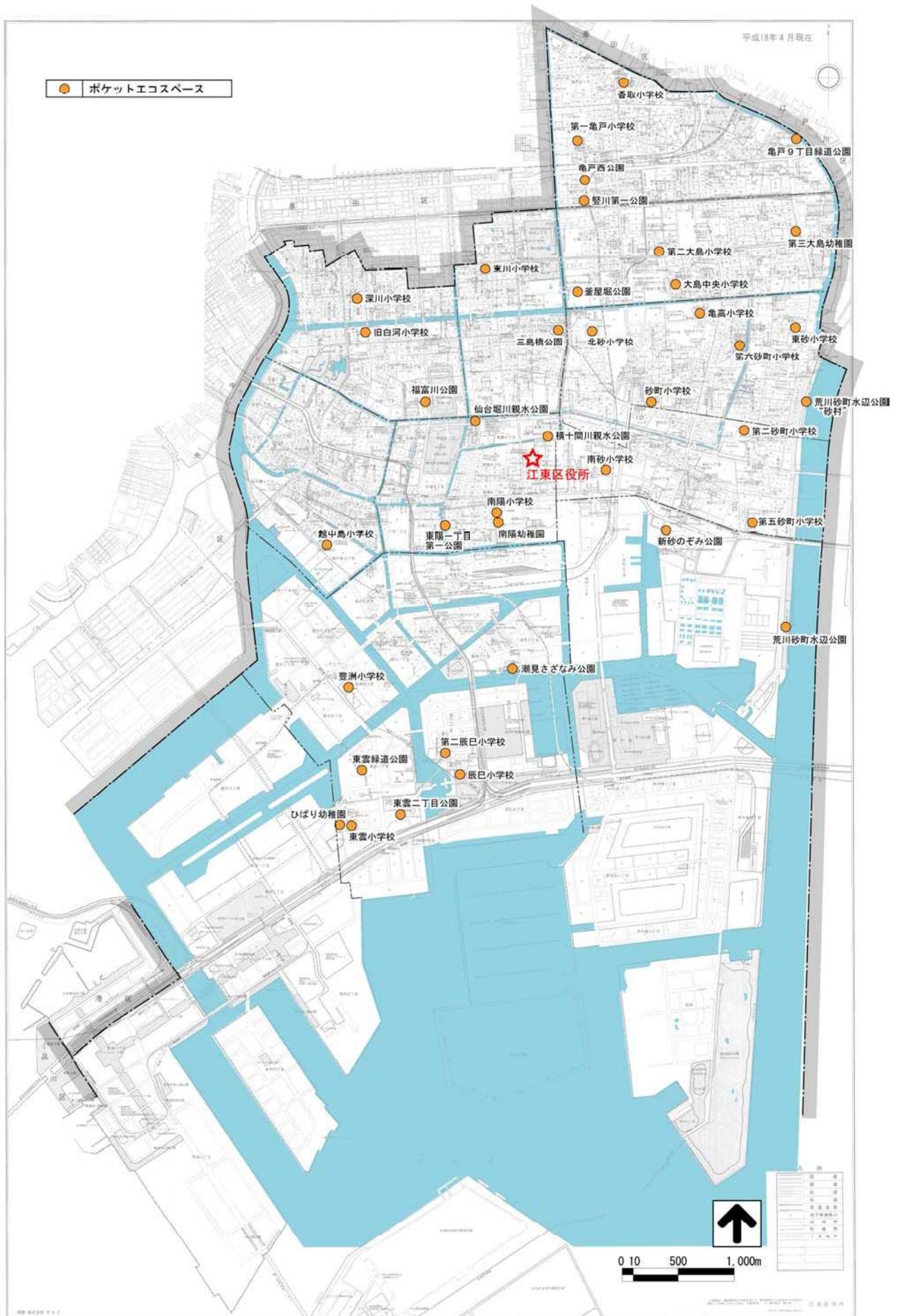


図6 ポケットエコスペースの位置〈平成18年（2006年）4月現在〉

(2) 社会的条件

①人口（図7参照）

- ・平成18年1月1日現在、約41.6万人が居住し、近年は臨海部埋立地や工場跡地などで大規模な開発が行われており、マンション立地による人口増加となっています。
- ・特に臨海部では、急激な人口増加により幼年人口も増加しており、子どもの遊び場となる公園や広場など、地区の人口特性に応じた整備が課題となっています。

②土地利用（図8参照）

- ・古くから市街地が形成されている区北部では、戸建住宅や非居住系施設が混在した密度の高い市街地が形成され、防災性の向上が課題となっている地区もみられます。また砂町地区や亀戸・大鳥地区では大規模な公的賃貸住宅団地が点在しており、団地内のオープンスペースが貴重な緑地やレクリエーションの場となっている所も多く、これら機能の維持が課題です。
- ・区南部の臨海部では、屋外利用地や未利用地が多く残っており、今後の土地利用転換にあわせて、適切な緑の創出が必要となります。

③ 都市基盤

- ・道路は4車線の幹線道路が格子状に整備され、臨海部の開発地区を除いて、おおむね道路整備が完了しています。
- ・区内では臨海部を中心に大規模な開発が実施あるいは計画されており、土地利用にあわせた適切な公園の確保、水辺と一体となった緑の創出が望まれています。

④ スポーツ・レクリエーション施設

- ・大規模な屋外施設は、臨海部を中心に整備されており、区民、さらに広域的なレクリエーションの場となっています。
- ・屋内スポーツ施設は、地区ごとに整備が行われており、区内のスポーツ・レクリエーション施設は充実しています。

⑤ 歴史資源

- ・古くから市街地が形成されている内陸部には、社寺が数多く立地しており、特に江戸時代から栄えた深川地区や亀戸地区には、社寺林をはじめとする豊かな緑が市街地内に潤いを与えています。今後とも、これらの緑を保全していくことが望まれます。

⑥ 防災（図9参照）

- ・区内には12か所の避難場所が指定されていますが、そのうち5か所が公的住宅団地内のオープンスペースとなっており、今後ともオープンスペースを確保していくことが必要です。
- ・北部市街地内には災害時の危険度が高い密集市街地があり、まちづくりと連携して適切なオープンスペースを確保していくとともに、緑化を推進していくことが必要です。

⑦ 景観

- ・海や河川・運河による市街地内の水辺などと一体となったみどりが重要な景観要素となっています。門前仲町や清澄庭園周辺などの江戸時代に形成された市街地では、歴史的資源と一体となったみどりが良好な景観を創出しています。
- ・これらの景観を今後とも保全していくとともに、臨海部を中心とした新たな市街地では、適切な緑化を推進してみどり豊かな景観の創出が望まれます。

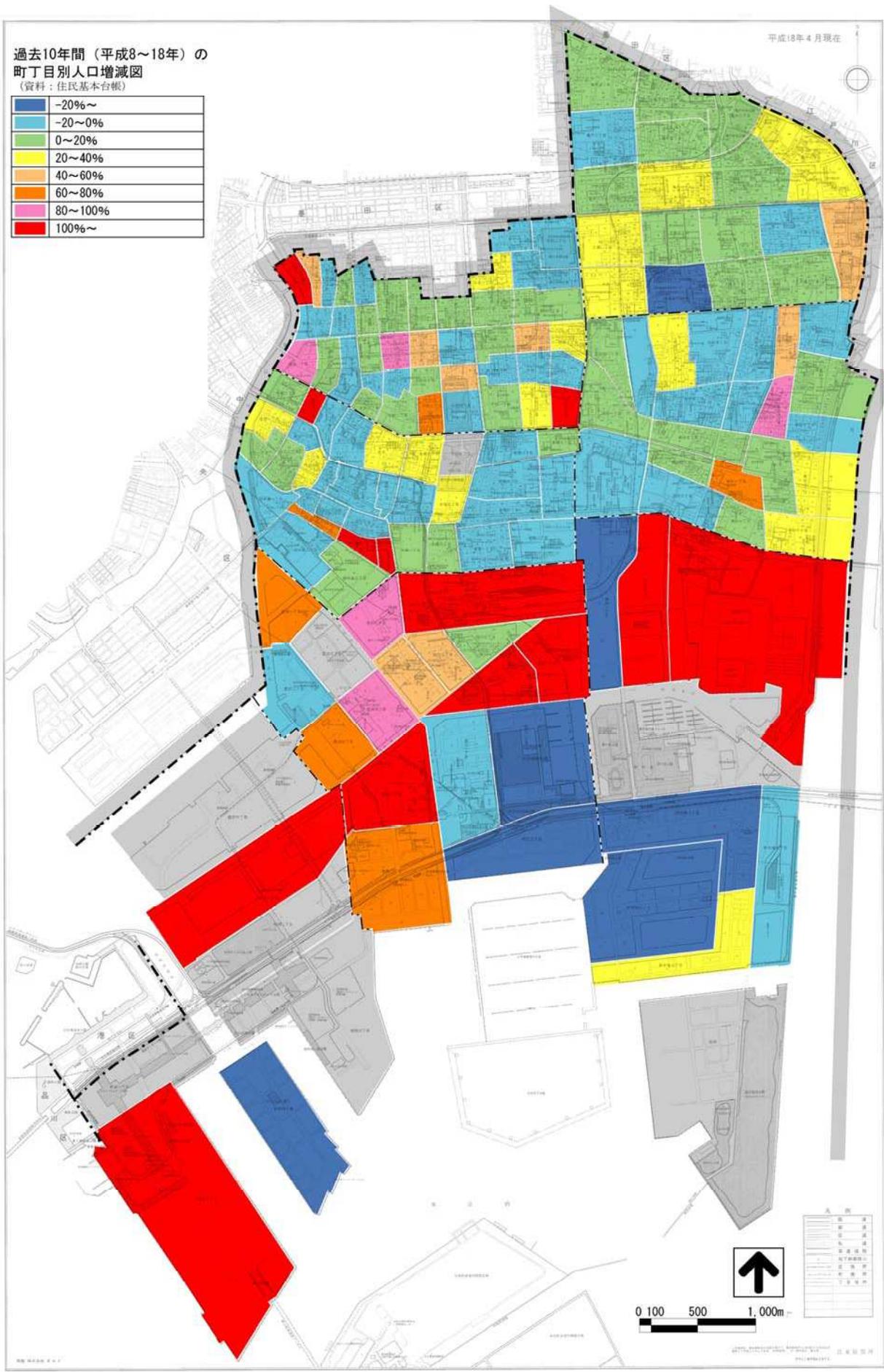


図7 人口密度増減（平成8～18年）〈平成18年（2006年）1月現在〉

江東区土地利用現況図(用途別)

平成13年10月現在

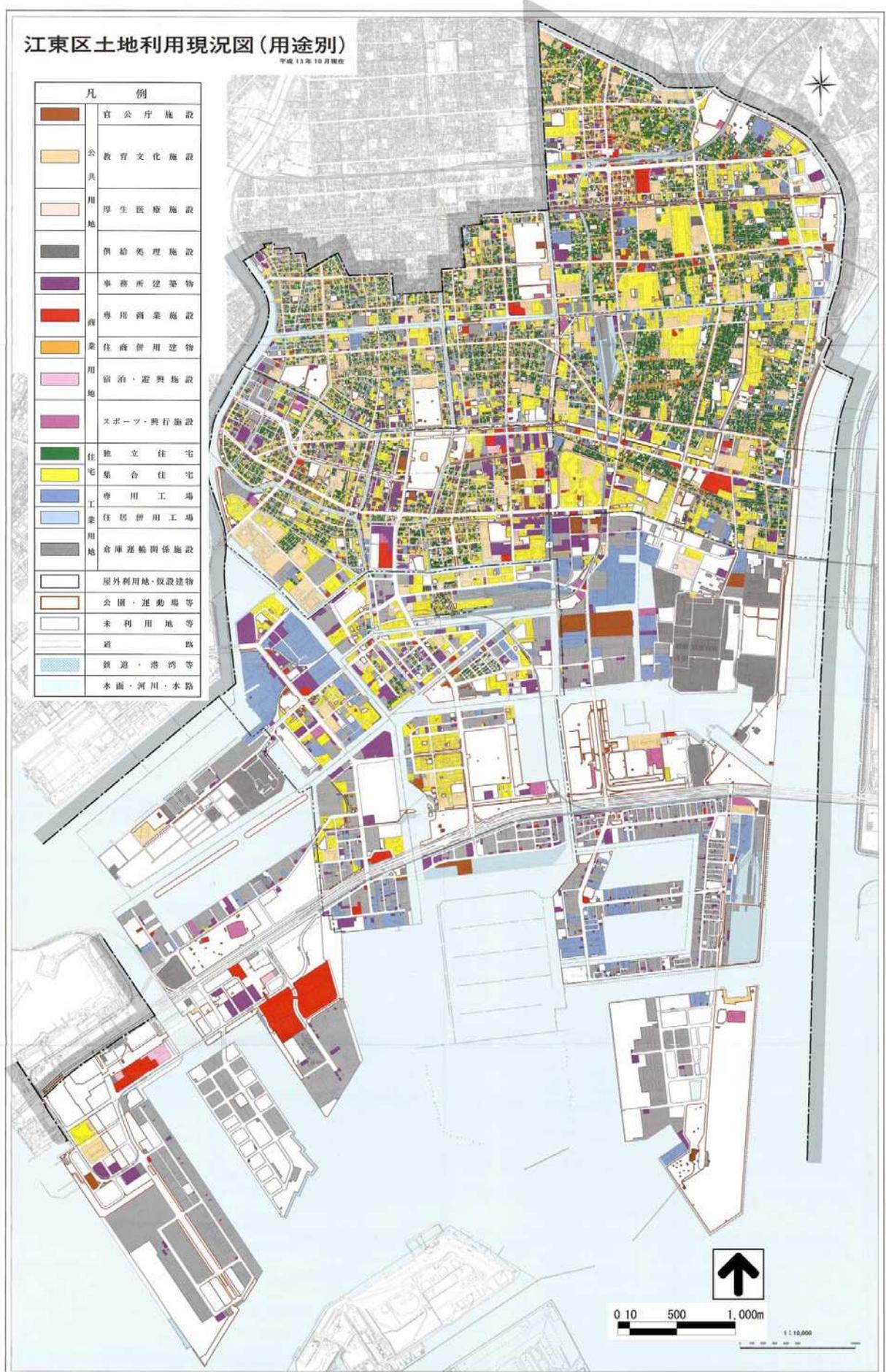


図 8 土地利用現況〈平成13年(2001年)現在〉

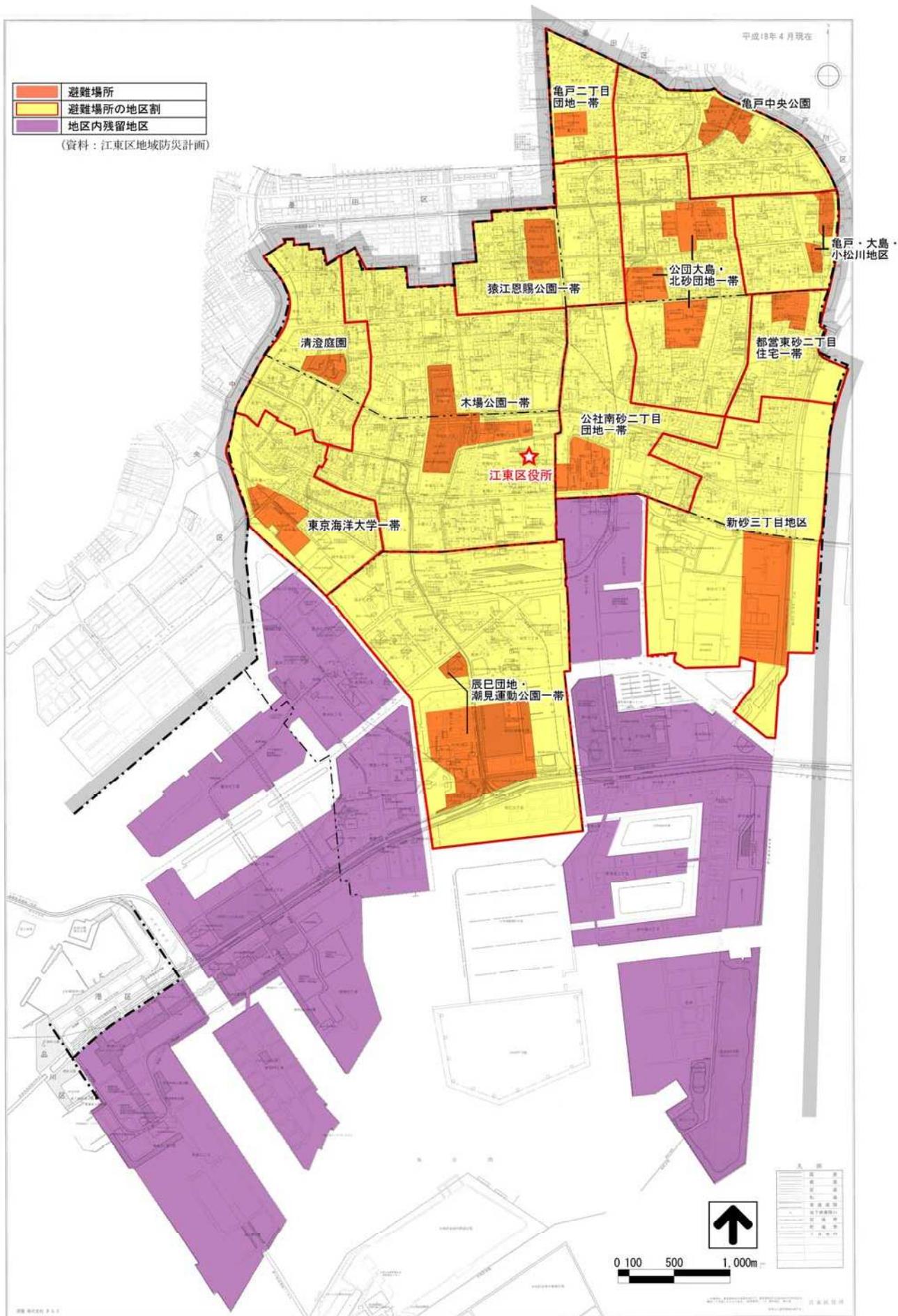


図9 避難場所〈「江東区地域防災計画平成16年(2006年)修正」より〉

(3) 緑

① 緑被率※² (図 11 参照)

- ・平成 17 年（2005 年）時点の緑被率は約 17%であり、23 区内の中位に位置しています。
- ・臨海部や大規模な公園が整備されている場所は緑被率が高く、北部市街地内でも低層住宅等が密集している地区は緑被率が低くなっています。
- ・誰もがみどりを豊かに感じるまちとして、また市街地環境面からも密集した市街地内の緑化の推進が必要です。
- ・また、臨海部で緑被率の高い地区の中には、未利用地の草地も含まれていることから、今後の開発に伴い適切な緑地の確保が必要です。

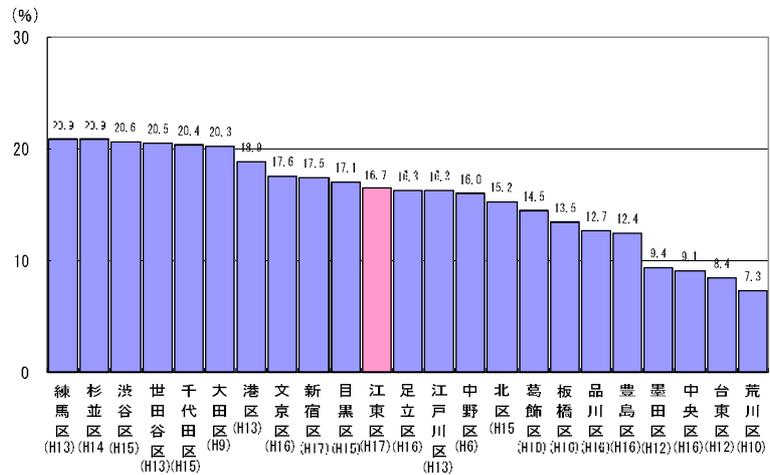


図 10 東京都 23 区の緑被率の比較 (参考)

② 公園 (図 12 参照)

- ・都立公園を中心に大規模な公園が整備され、区内のどの場所からもおおむね 1 km で都市基幹公園に行くことができるなど、広域的な機能は充足し、恵まれた環境にあります。
- ・身近な公園として、区内には約 180 か所の公園が整備され、この他に児童遊園が約 90 か所整備されています。
- ・北部既存市街地の一部では、安全に歩いていける距離（徒歩圏：約 250m）に公園が確保されていない場所があります。
- ・そのため、身近な公園の整備とあわせて、公園と同様の機能を有する大規模団地内のオープンスペースの担保を行っていくことが必要です。
- ・また比較的規模の大きな公園の一部が未整備となっており、この公園のあり方について検討していくことが必要です。

③ 緑化 (図 13 参照)

- ・区内の街路樹の植栽延長は、約 148 km となっており、格子状に密度高く街路樹の整備が行われています。
- ・また、区西部の内部河川沿いには並木が整備されており、みどり豊かな空間が形成されています。
- ・今後とも整備された緑を適正に維持管理していくとともに、区東部の内部河川や運河沿いの緑を充実して、美しい水辺空間の創出が望まれます。

※ 2：緑被率

ある地域または地区において樹木、芝、草花などで覆われた土地（緑被地）の占める割合。

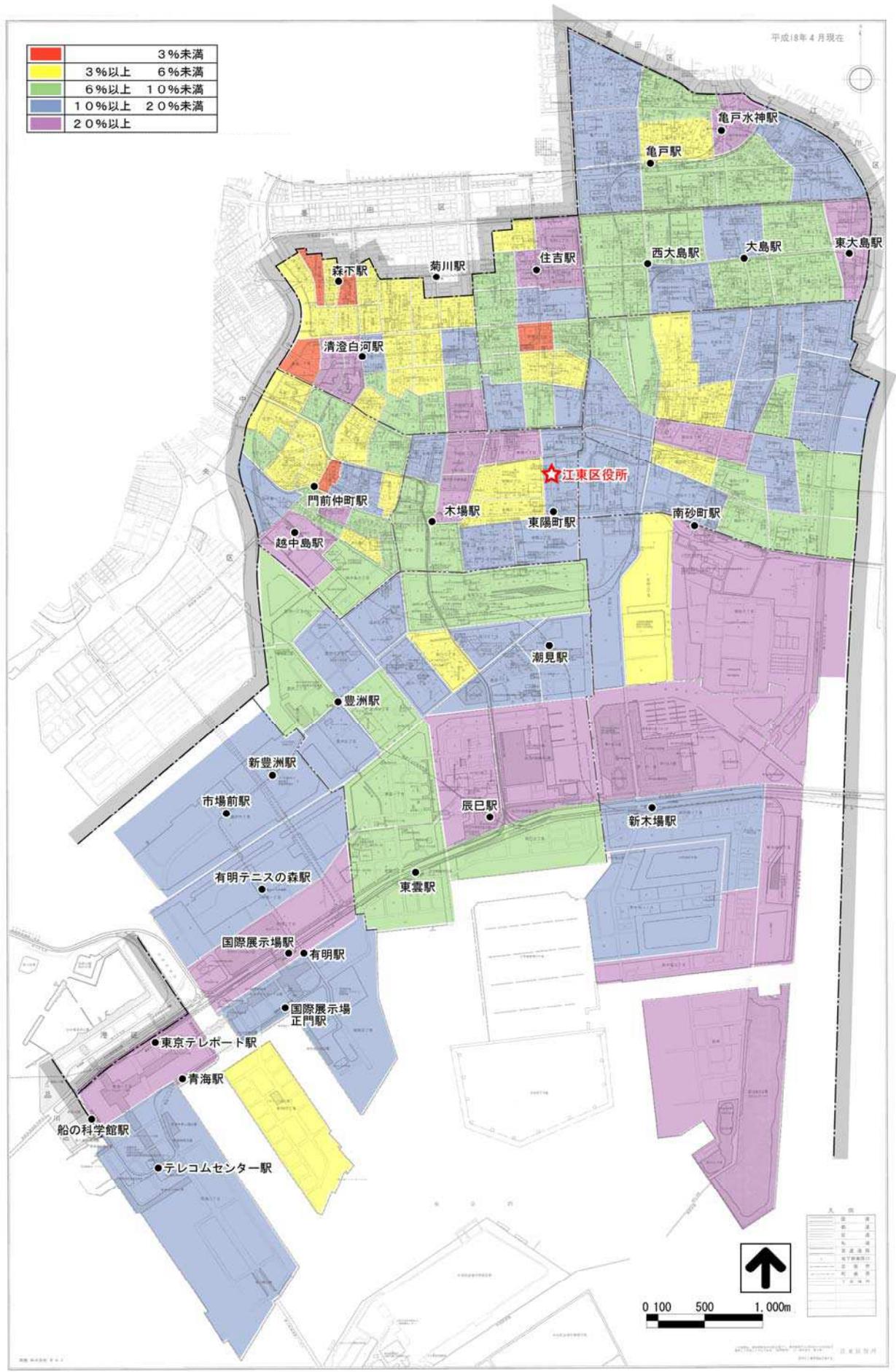


図11 町丁目別緑被率〈平成17年(2005年)9月現在〉

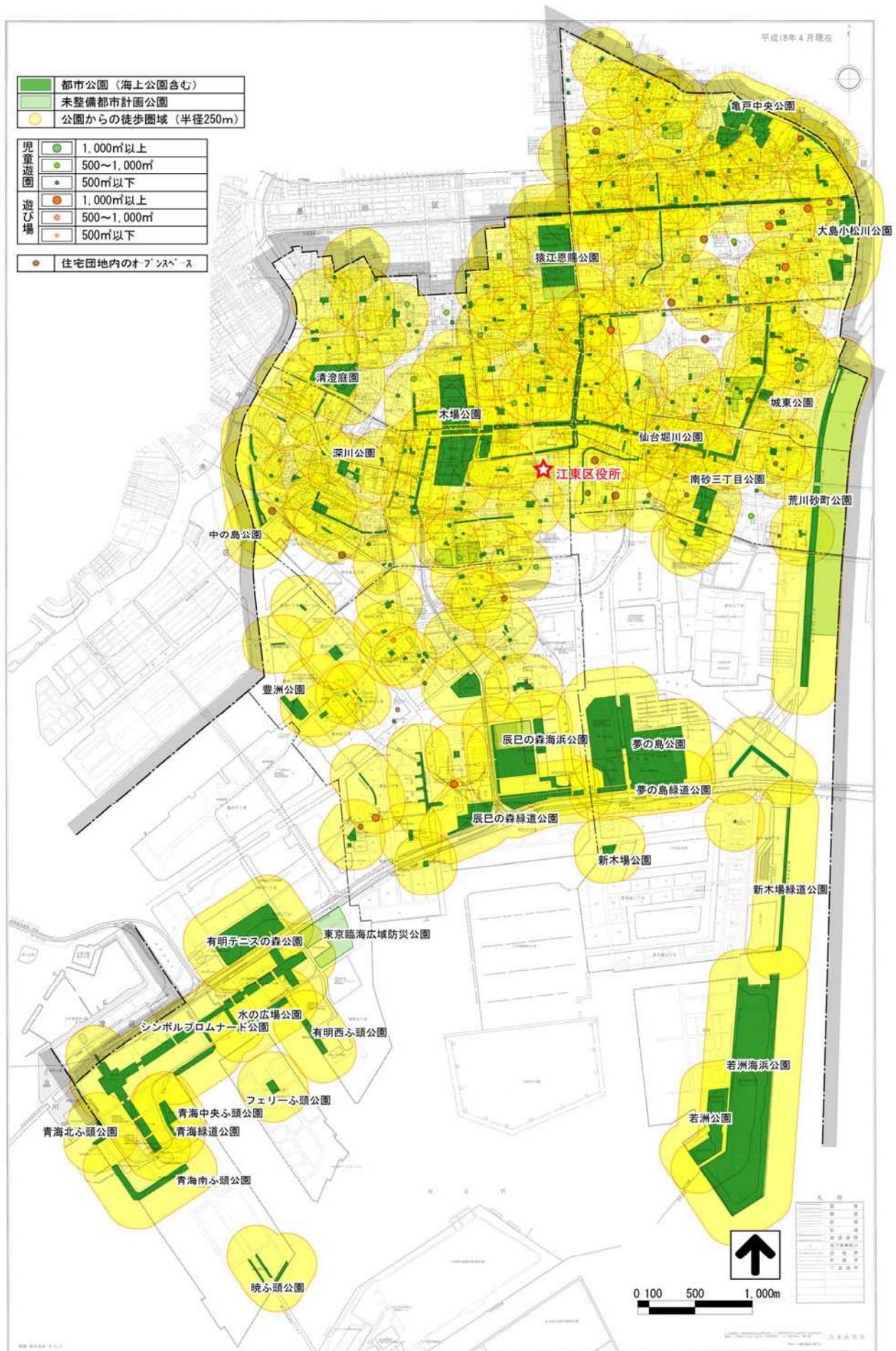


図12 身近な公園の整備状況（平成18年（2006年）4月現在）

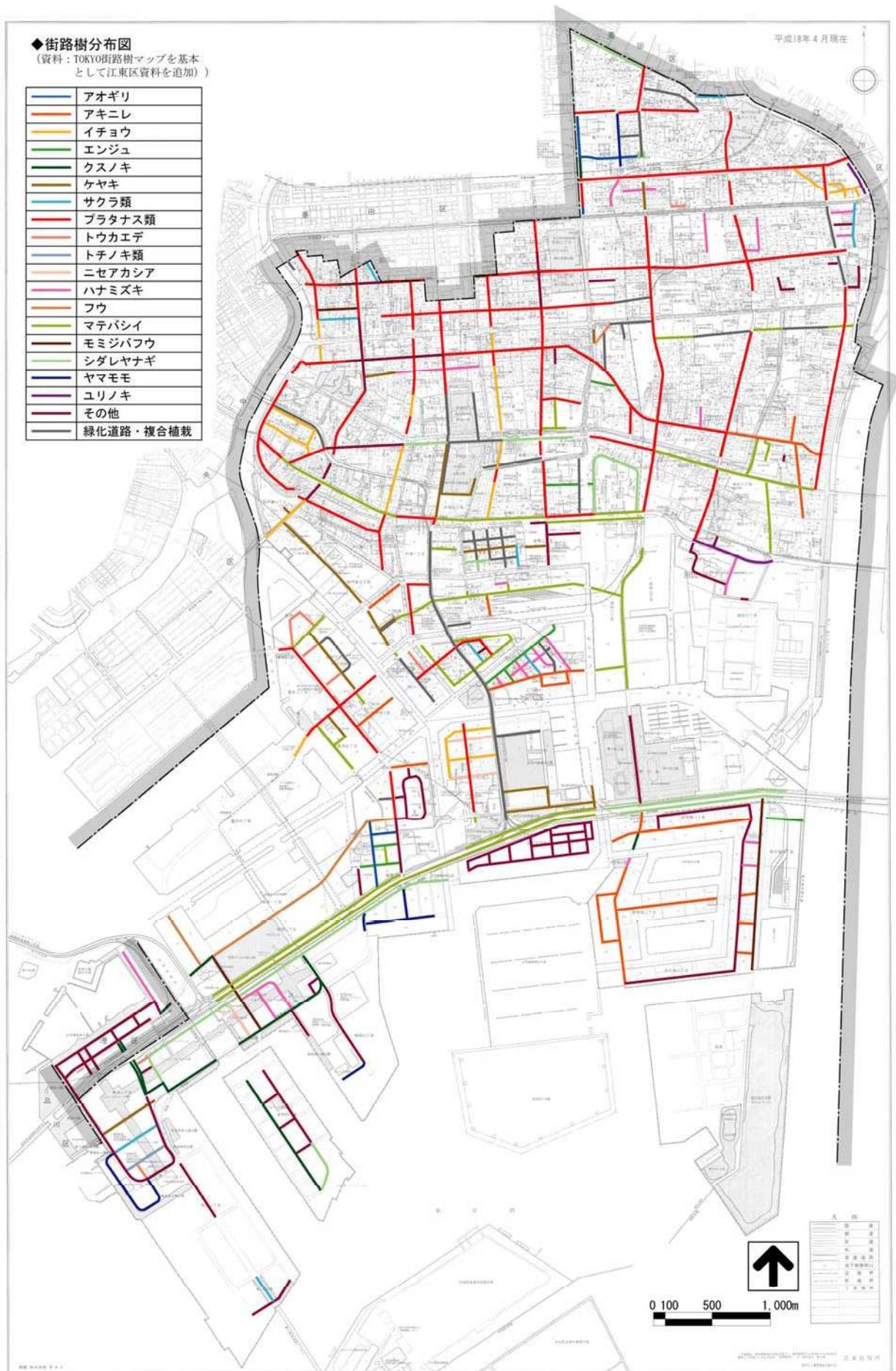


図13 街路樹整備状況〈平成18年(2006年)4月現在〉

1-2.区民意識調査からみる課題

ここでは、平成18年7月21日～8月10日に、20歳以上の区民の皆さん1,200名を対象として実施したアンケート調査の結果（回収率47.6%）をもとに整理しています。

(1) 緑や自然について約50%の方が満足していますが、25%の方は不満を感じています。

- ・満足している理由として、身近に公園が整備されている、河川や運河沿いの緑が多いことが上位になっています。
- ・不満に感じている理由として、身近に自然が少ないこと、道路沿いの緑が整備されていないことが上位にあげられています。

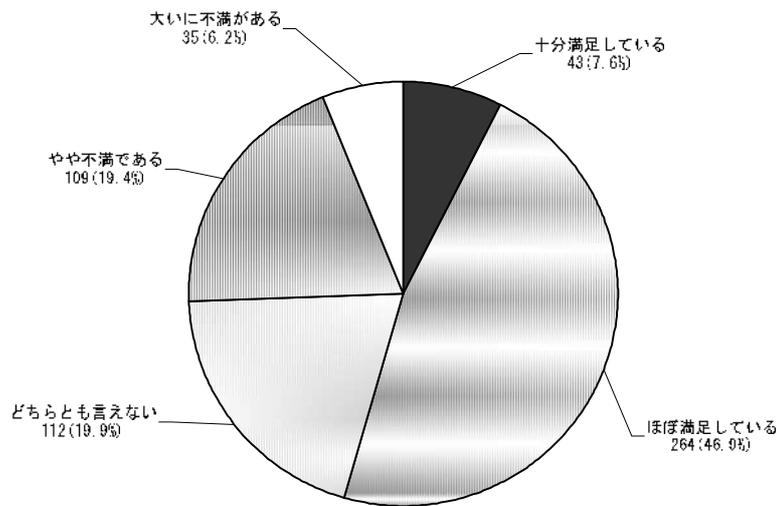


図14 緑・自然の満足度（複数回答・有効回答数：563）

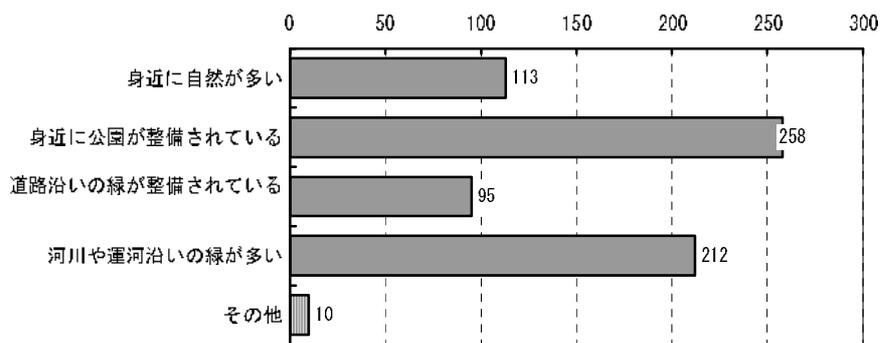


図15 現在の緑や自然に満足している理由（複数回答・有効回答数：688）

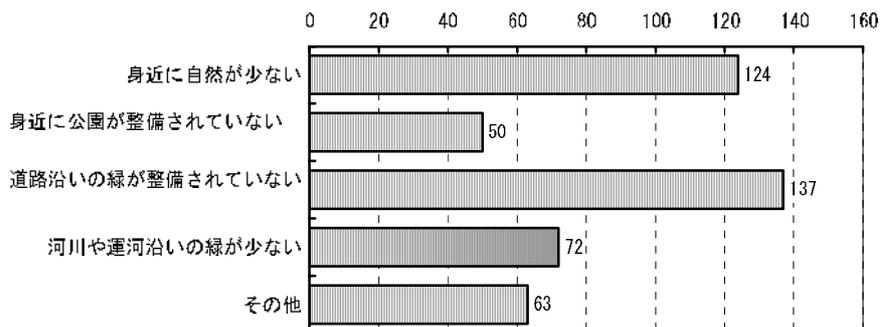


図16 満足していない理由（複数回答・有効回答数：446）

(2) 公園や河川・運河沿いの緑に江東区らしさを感じています。

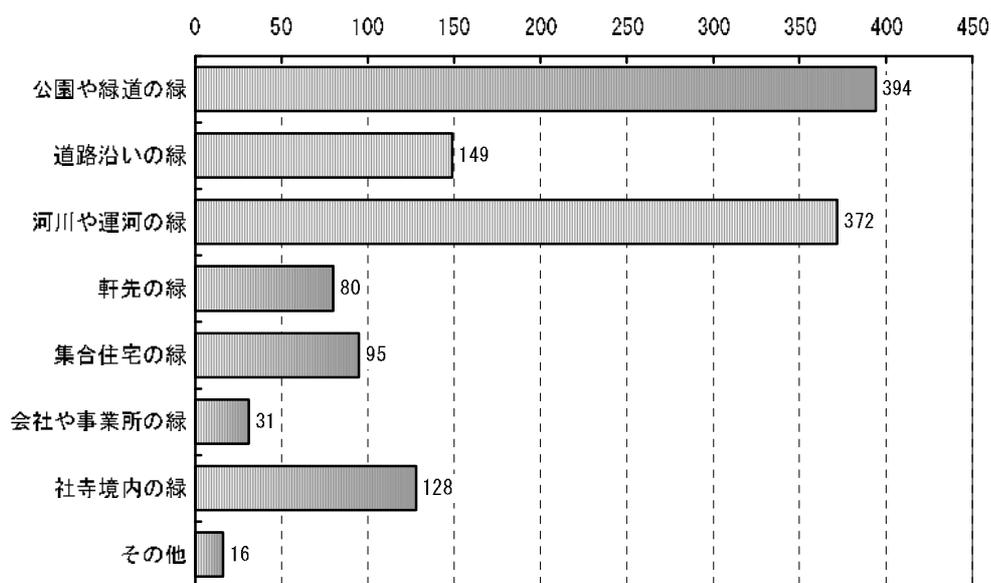


図 17 江東区の風景を作っていると考えられる緑（複数回答・有効回答数：1,265）

(3) 生活の中の身近な市街地内の緑が減少していると感じています。

- ・緑が減っていると感じている場所として、住宅地、道路沿い、店舗や会社といった身近な市街地内の緑が上位になっています。

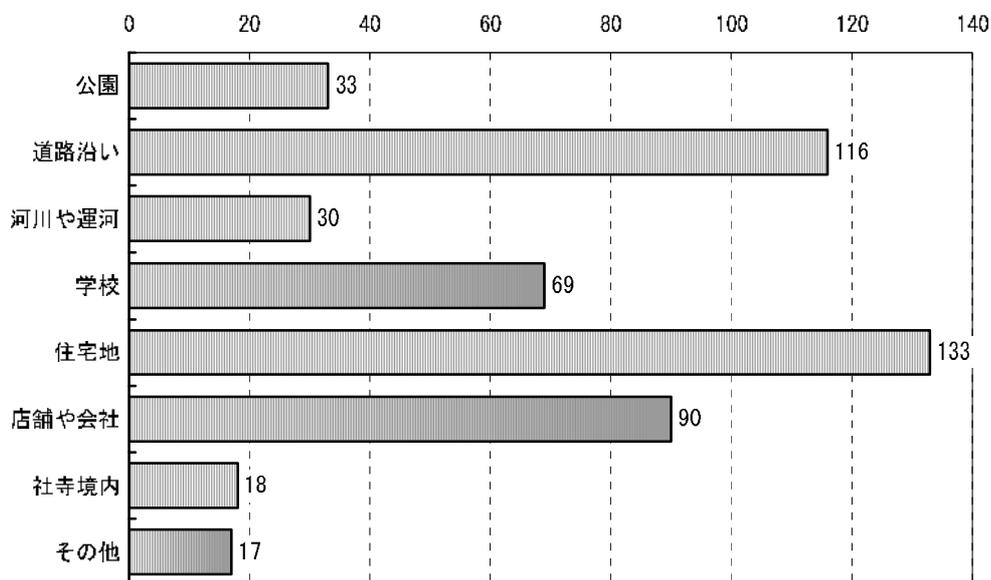


図 18 緑の量が減っていると感じる場所（複数回答・有効回答数：506）

(4) 区民は、道路沿いの緑を増やしたいと考えています。

既存の緑の保全も必要と感じています。

- ・区内の道路には街路樹が縦横に整備されていますが、道路沿いの緑を増やしたい緑の第1位になっています。
- ・大きな樹木や学校の緑など、存在感のある既存の緑の保全意識が高くなっています。

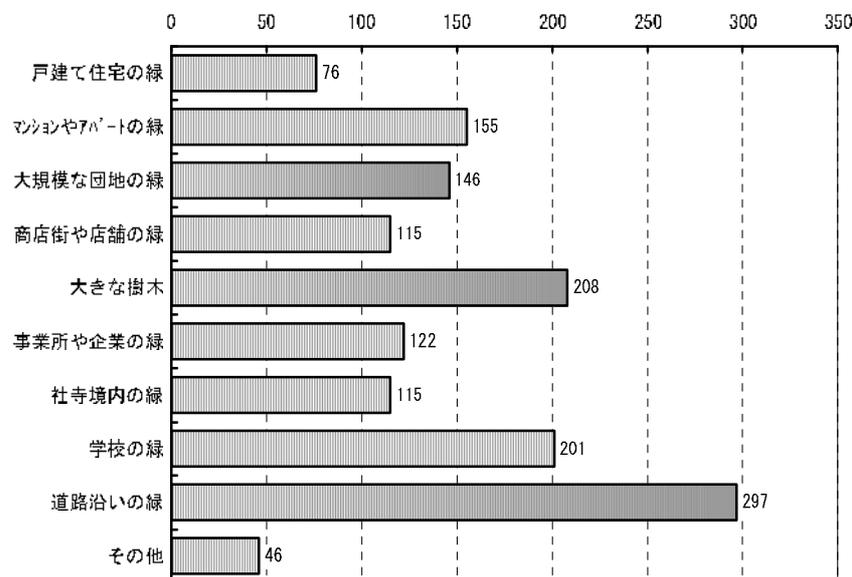


図 19 今後増やしたい緑（複数回答・有効回答数：1,481）

(5) 環境保全に関するみどりの認識が高く表れています。

- ・第1位は安らぎや憩いといった機能ですが、大気の浄化、地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の抑止など、環境保全機能に対する認識が高くなっています。

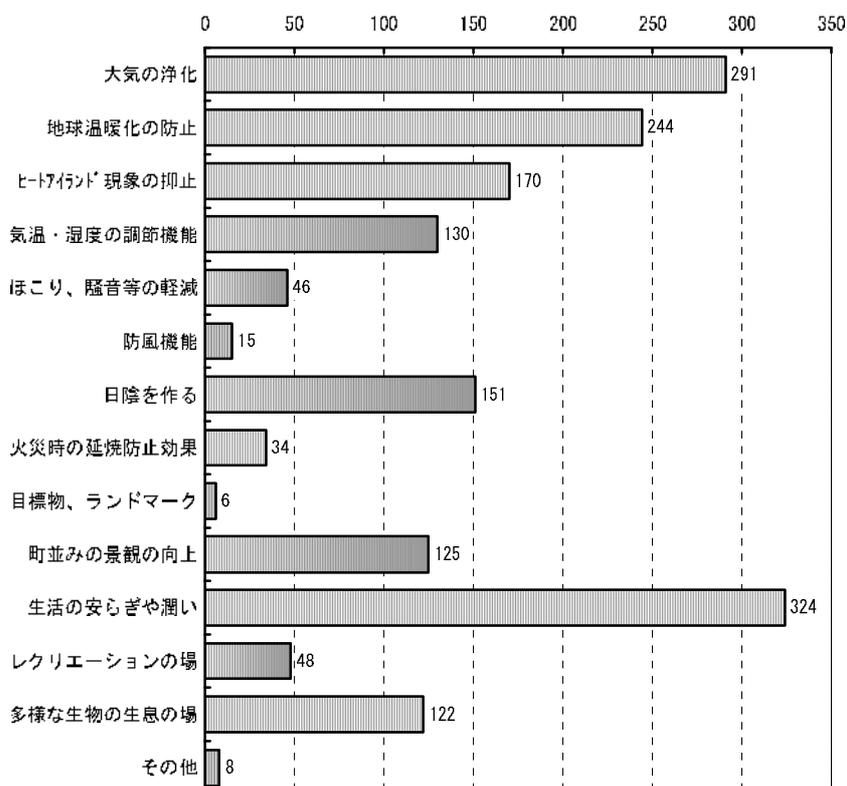


図 20 みどりの重要度に対する認識（複数回答・有効回答数：1,714）

(6) みどりの行事への参加実績はあまり高くありませんが、参加意識は高くなっています。

- ・ガーデニング教室や自然観察会への参加意欲が高くなっています。

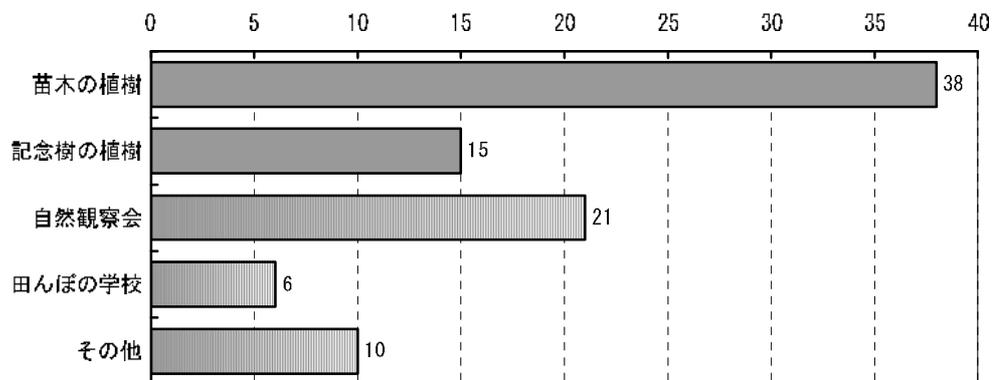


図 21 参加したことのあるみどりの行事や講習会（複数回答・有効回答数：90）

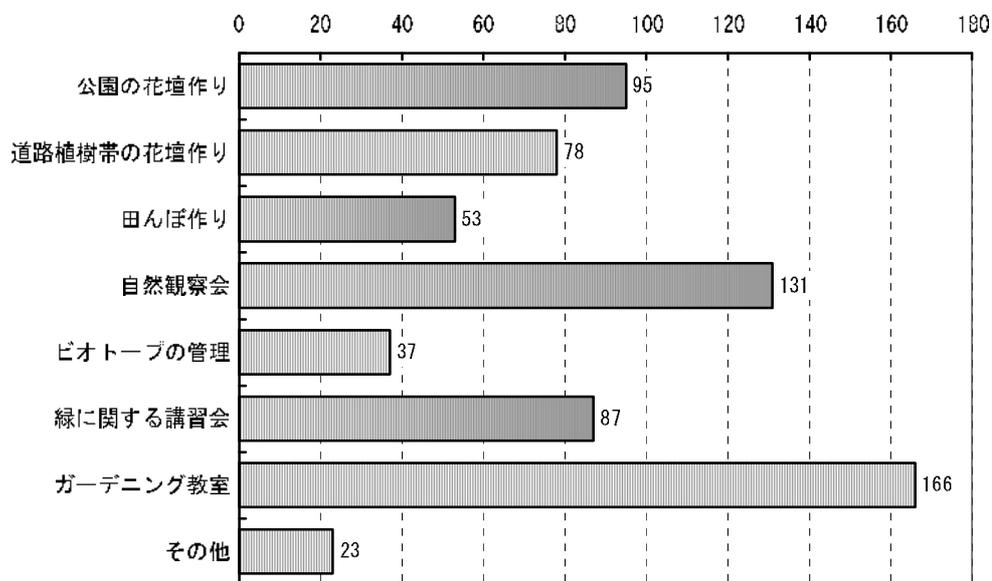


図 22 みどりの行事や活動への参加意欲（複数回答・有効回答数：670）

(7) 協働によるみどりづくりが望まれています。

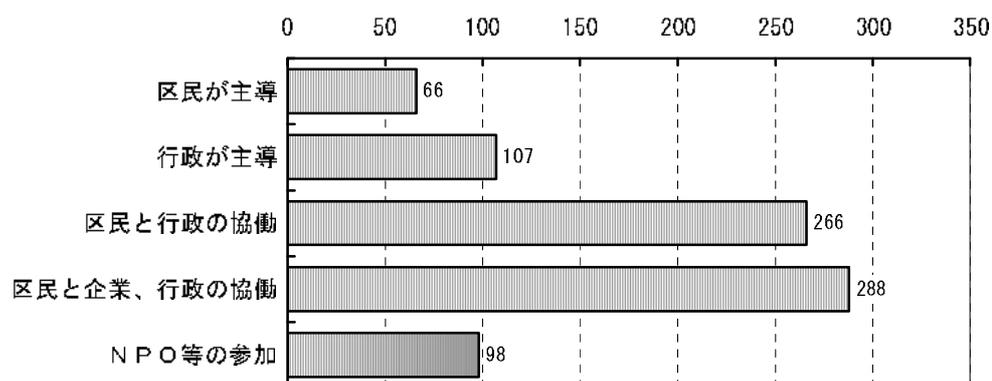


図 23 みどりを守り育てる主体（複数回答・有効回答数：825）

(8) 身近な緑化については賛成が多く、その必要性が認められています。

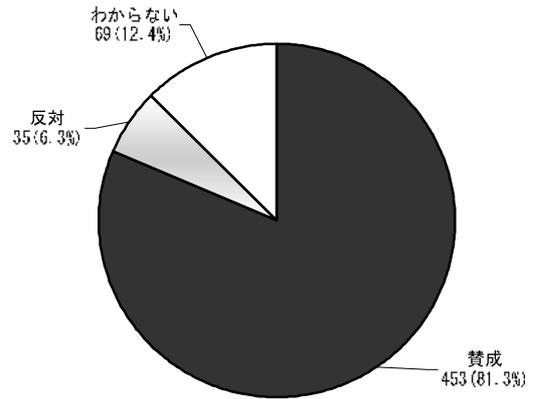
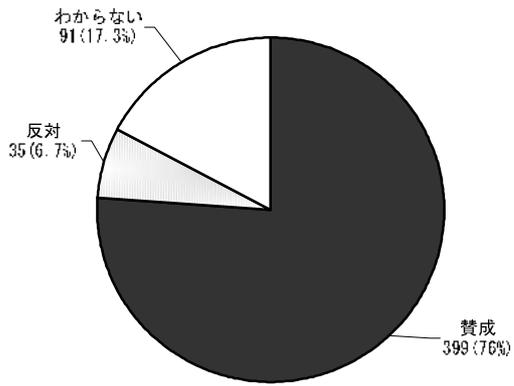


図 24 庭先植栽に対する意識 (有効回答数 : 525) 図 25 ベランダ植栽等に対する意識 (有効回答数 : 557)

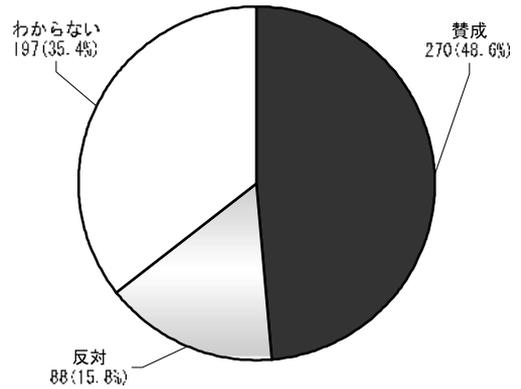
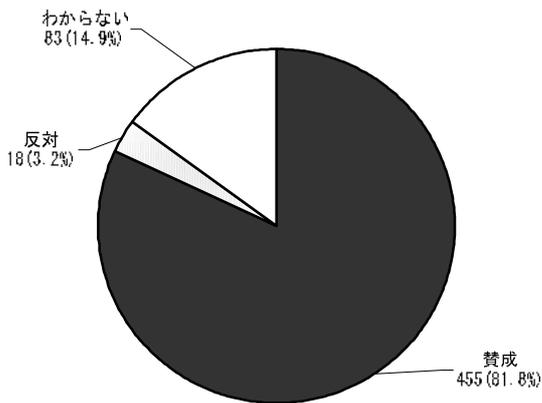


図 26 屋上緑化に対する意識 (有効回答数 : 556) 図 27 壁面緑化に対する意識 (有効回答数 : 555)

2. 計画の基本方針

本章では、江東区にふさわしいみどりのまちづくりを進めるために、自然条件や社会条件、そして区内のみどりに対する区民の皆さんの意識を踏まえたうえで、みどりのまちづくりの基本的な考え方を示すとともに、それを計画的かつ効率的に進めていくための具体的な目標および基本方針を定めています。

本章で掲げたテーマや目標をより多くの皆さんに知ってもらうことによって、江東区のみどりがより豊かなものとなることが期待されます。

2-1.計画の理念

江東区は、南を東京湾、東を荒川、西を隅田川といった広大な水辺空間に取り囲まれ、江戸初期からの埋め立てにより区域を拡大し、この埋め立てとあわせて造られた河川や運河の水運により発展してきました。この埋め立てによる区域拡大の歴史は、視点を変えれば「本来の自然」が少ないとも取られかねません。しかし、この埋め立てと水運によって栄えた都市の経緯によって、河川や運河といった水辺空間が、われわれ区民に活気ある江戸町民文化と身近な自然を与えてくれました。また、貯木場跡地をはじめとする空間は、木場公園や猿江恩賜公園といった大規模な都市公園を創出することを可能にしてくれました。これらの都市公園は今では立派な「緑の塊」となって多くの区民に親しまれています。

このような背景のもと、先人達がつくり出した豊かな水辺空間と「緑の塊」を江東区特有の伝統文化を表現する資源として守り、さらにみどりの帯としてまち全体へ広げていくことはわれわれ区民が次世代に残すべき大切な使命であると考えます。

さらに、これらの財産は、江東区だけでなく首都圏、さらには地球環境という視点からみた生命の基盤であるという意識を持って、守り育てていくことも重要です。近年、都市のヒートアイランド現象や大気汚染、水質汚染、自然との共生といった地球規模の問題から身近な生活における問題まで、都市を取り巻くさまざまな環境問題が意識される傾向にあります。これらの都市部のさまざまな環境問題に対して、自然からの恩恵を実感し、みんなで自然を大切にはぐくむ意識と知識を養っていくとともに、水と緑に対する区民の思いを実現する機会をつくっていくことは、環境と共生した持続的発展が可能な都市の形成につながっていくと考えます。

一方、戦後の社会情勢の変化にあわせて、多くの大規模工場は住宅団地へと土地利用転換され、江東区の都市としての姿は、水運都市・工業都市から住宅都市へと様相を変えてきました。特に、臨海部を中心とする区域では、現在でも新たなまちが生まれており、江東区らしい臨海部としての魅力を高めていくことが求められています。この都市の姿の変化に伴う人口増加によって、みどりに求められる役割も多様化しています。高齢化社会、レクリエーション活動の多様化やライフスタイルの変化、安心・安全への期待といった時代の要請に対し、みどりが有する機能を活用

し、またくつろぎと交流の空間として質的向上を図りながらその機能を効果的に発揮させていくことが、区民のみどりある豊かな暮らしを支えていくと考えます。

これら理念のもとに、区民と事業者、行政が 一緒になって、みどりの世話をし、はぐくんでいくことが、みんなが愛着と誇りを持てる個性的で魅力ある都市づくりの実現につながっていくものと考えます。

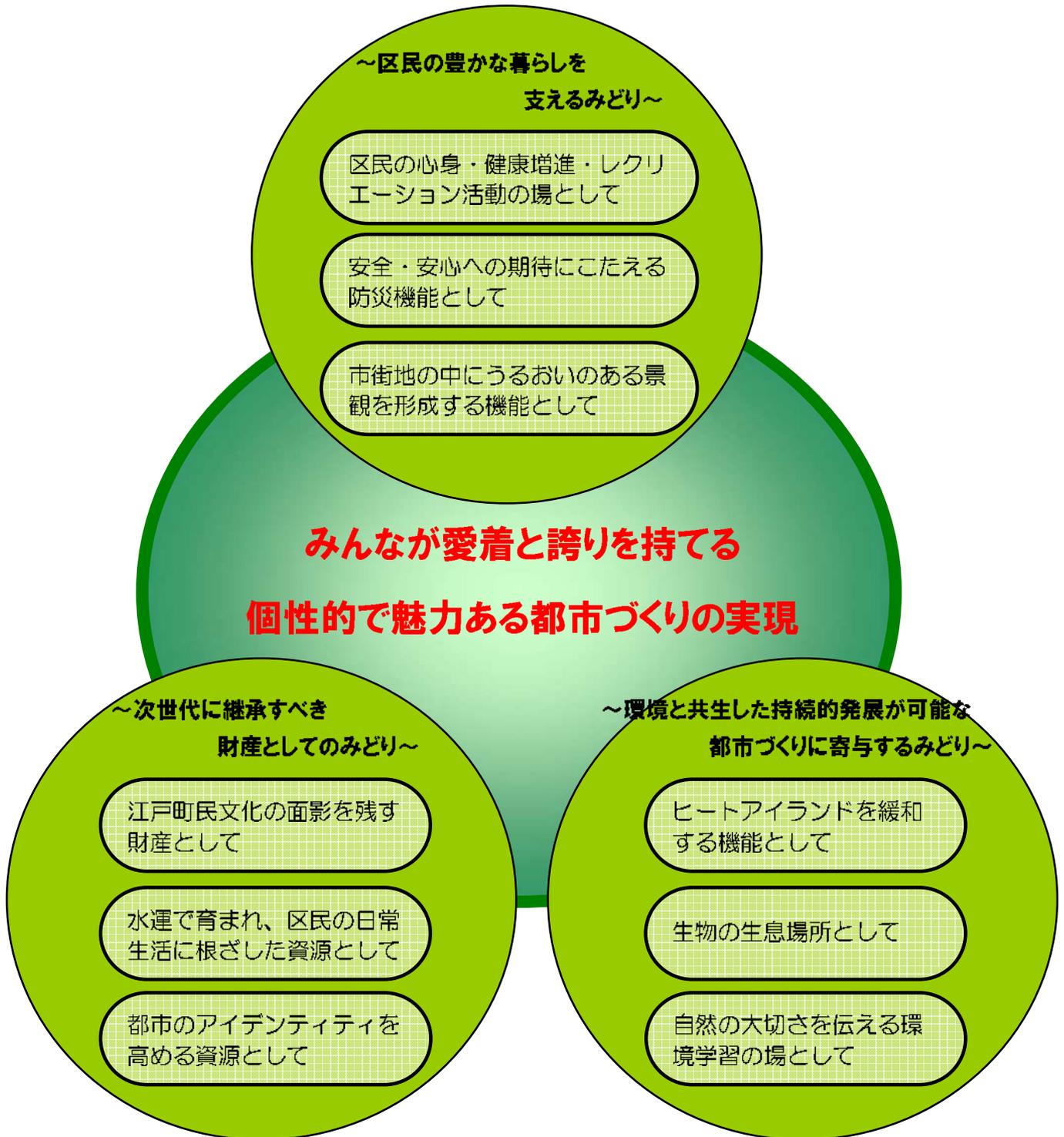


図 28 計画の理念

2-2.計画の基本方針

(1) 計画のテーマ

【計画のテーマ】

水が彩る美しい みどりのまち

江東区は、東京湾に面し、まちの中を河川や運河が縦横に流れていることが大きな特徴です。しかし、この河川や運河もかつては「水害のまち」という都市イメージを連想させる大きな要因となっていました。その後、昭和41年（1966年）に外郭堤防が完成したことによって高潮からの被害を受けることがなくなり、さらに昭和53年（1978年）に内部河川の第1次水位低下により城東地区は河川の水害から守られるようになりました。この水害対策と同時期に、仙台堀川や横十間川の一部において親水公園としての整備が進められ、7つの親水公園が誕生したことによって水辺環境に対するイメージが一変し、多くの人が水辺を中心として「みどりの豊かさ」に目を向けるようになってきました。

このように江東区のみどりは、いわば「人の手」によってつくられてきたものですが、最近では、海や河川・運河といった水辺が都市のヒートアイランド現象を抑制するために重要であり、まとまりある緑地空間が気温の低減に効果を発揮していることが明らかになっています。また、仙台堀川公園や横十間川親水公園から始まった野鳥の島、生物の楽園やポケットエコスペースといった自然回復の場づくりの発想や、自然や花のボランティア活動も、みんなの力によって「豊かなみどり」として大きな広がりを見せています。

今後より一層、まちとしての個性と魅力が求められる時代となっていく中で、江東区の重要な資源である東京湾・河川・運河といった水辺空間こそが海や川からの風を呼び、自然を呼び、人々に憩いやうるおいを与える場となります。そのためには、この水辺空間から今まで以上に「豊かなみどり」を守り育てていくとともに、一人でも多くの人々に江東区のみどりを実感してもらえよう「みどりの質」に目を向けながら、一人一人がみどりを使ってまちの風景をつくり上げていくという意識を培い、「豊かで美しいみどり」へと変えていくことが、魅力にあふれ、持続的発展が可能なまちづくりの実現につながるものと考えます。

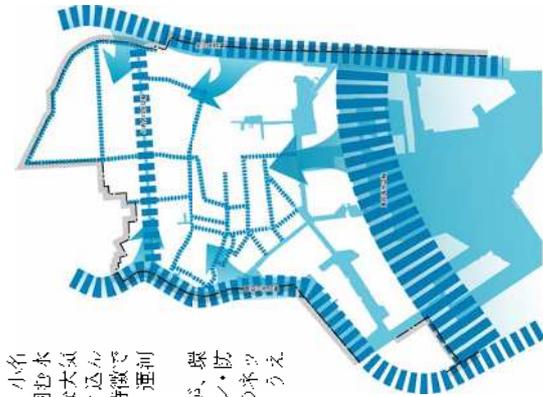
(2) みどりの実現のイメージ

道路はさまざまな方向に、縦横に走っています。これは、江東区に限らず多くの街で見られる都市基盤のあり方です。しかし、江東区が都内各区と大きく異なる点は、この道路網とともに、東京湾に面し、多くの河川や運河が縦横に区内を巡っている点です。

これらの水辺地をみどりの将来像実現の動脈（基本インフラ）としてとらえ、東京湾や荒川、隅田川、小名木川といった水辺軸から新鮮な空気や貴重な生き物を区内へと引き込んでいきます。

さらに、大規模な公園からポケットエコスペースなどの身近な自然地までの多様な拠点を確保し、それを線でつなげることでみどりの広がりを見せ、さらに市街地内の公共施設や住宅団地などの緑化が張り巡らされることによって、都市全体が水と緑にあふれた美しいまちを実現します。

1. 水辺を中心として、豊か多様な都市環境をほくくむための「みどりの動脈」をつくりまします

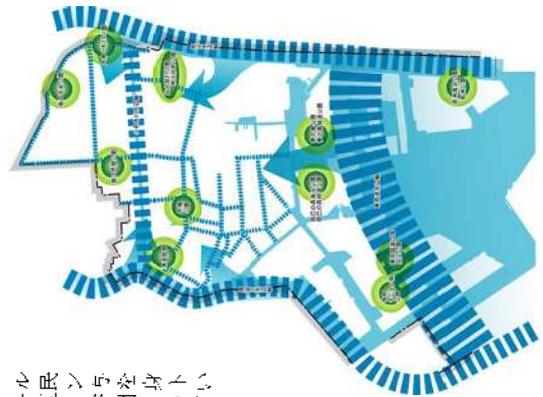


東京湾や荒川、隅田川、小名木川といった各区を取り囲む水辺（大動脈）から新鮮な大気や貴重な生物などを引き込んでいくために、江東区の特徴である縦横に流れる利川・運河（動脈）を活用します。

この「みどりの動脈」が、環境保全・レクリエーション・防災・景観といった4系統のネットワークを形成していくうえでの基本となります。

	みどりの動脈
▲	新鮮な空気や貴重な生き物の流れ

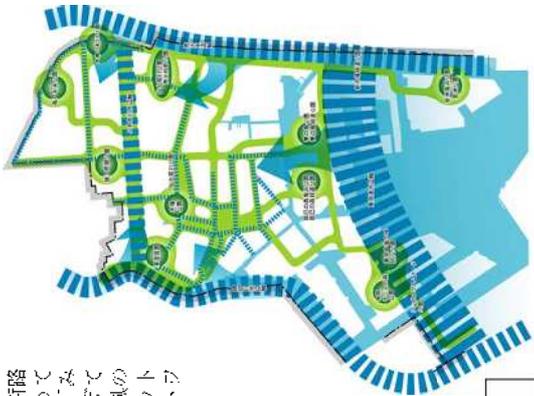
2. 区民のうるおいや活力の供給基地として、「みどりの拠点」をつくりまします



市街地内の貴重なオープンスペースとして、さらに区民の多様なレクリエーション活動や防災機能の向上に寄与する拠点として都市公園を整備・拡充します。また、身近な自然地としてボカットエコスペースを増やしていきます。

●	みどりの拠点
---	--------

3. 水辺沿いの緑地や街路樹などの「みどりのみち」によって「みどりの動脈」と「みどりの拠点」をつなげていきます



水辺沿いの緑地や街路樹などの植栽を進めて「みどりのみち」と「みどりの拠点」をつなげていくことにより、風の道やエコロジカルネットワークを形成します。

—	みどりのみち
---	--------

4. 都市緑化の推進によって、市街地内に「みどりの網」を張り巡らせていきます

公共施設や駅周辺、大規模住宅団地といった主要部の緑化推進だけでなく、住宅地や工業地などにおいても優先緑化や壁面緑化、屋上緑化といったさまざまな緑化施策を推進することによって、都市全体を緑豊かな美しいまちにします。

●	都市核
■	みどりの網（市街地部）
■	みどりの網（臨海部）

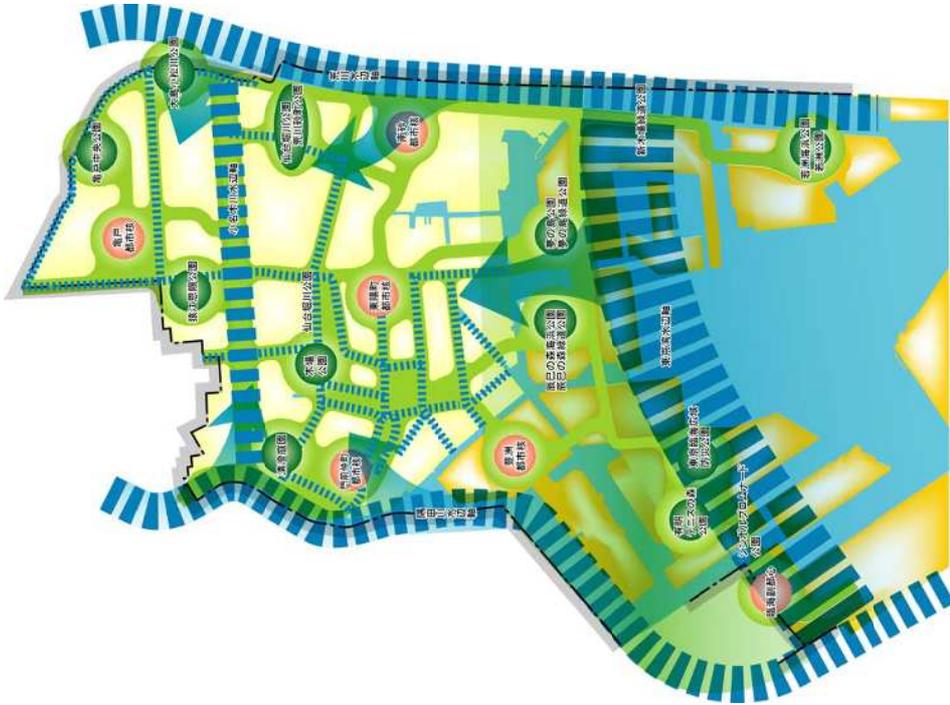


図 29 実現のイメージ



(3) 計画の目標

本計画では、計画のテーマおよび将来像を実現していくため、目標年次（平成37年：2025年）における計画達成の指標として、

- ① みどりの豊かさや都市環境の向上に寄与する緑の“量”を確保するための『緑被率』
- ② 環境・レクリエーション・防災・景観と多様な機能を有し、生活にうるおいと安心、安らぎを与えるみどりの“量”を確保するための『都市公園の整備量』
- ③ 区内のみどりを心から豊かで美しいと感じられるよう“質”を向上させるための『緑や自然に対する満足度』

について、以下の目標を設定します。

① 緑被率

緑被率の約3割以上の増加（緑被率 約22%）をめざします

江東区の緑被率は、平成17年（2005年）現在、16.68%で東京都区部の中で中位に位置しています。そこで、現在の緑被地の保全に努めるとともに、敷地内や屋上の緑化を積極的に推進することにより、区民の皆さんがみどり豊かで美しいまちであることを誇れるよう、現況の緑被率の約3割以上の増加をめざします。

表1 緑被率の目標量

	現況 平成17年(2005年)	中間年次 平成27年(2015年)	目標年次 平成37年(2025年)
緑被率	16.68%	19%	22%
緑被地面積	658.37 ha	750 ha	869 ha
現況からの増加面積	-	92 ha	210 ha

② 都市公園の整備量

都市公園の約1割以上の増加（都市公園面積 約420ha）をめざします

レクリエーションや憩いの場として利用されている都市公園（海上公園含む）は、平成18年（2006年）4月現在、180か所、約383haが整備されており、江東区全体面積の約1割に相当します。

都立公園を中心とする都市基幹公園はすでに9か所整備されていることから、今後は身近な住区基幹公園を中心に、各種計画で位置づけられている未供用公園について適切な公園機能の配置が確保できるよう、現況の都市公園面積の約1割以上の増加をめざして整備を推進します。

表2 都市公園の目標量

	現況 平成17年(2005年)	中間年次 平成27年(2015年)	目標年次 平成37年(2025年)
都市公園面積	383.14 ha	417 ha	422 ha
現況からの増加面積	-	34 ha	39 ha

③ 緑や自然に対する満足度（区民意識調査）

**緑や自然に対する満足度の約10%向上（区民の満足度 約65%以上）
をめざします**

平成18年（2006年）に実施した区民意識調査では、緑や自然に対して満足していない理由として、「道路沿いの緑が整備されていない」「身近に自然が少ない」が、有効回答数の約6割弱を占めています。また、緑の量が減っている場所としては「住宅地」「道路沿い」が有効回答数の約5割を占め、今後増やしたい緑としては「道路沿いの緑」が有効回答数の約2割で第1位となっています。

江東区内の道路は縦横に街路樹が整備されていることから、皆さんが緑や自然に対して真に豊かで美しいと感じられるようにするためには、街路樹のある道路や住宅地内の道路の沿道敷地を中心に、質の高い緑化を推進していくことが必要です。

そこで、緑や自然に対する満足度で「十分満足している」「ほぼ満足している」と回答した人の割合を、現在の54.5%から約10%向上をめざして、緑化施策を展開していきます。

表3 緑や自然に対する満足度の目標量

	現況 平成17年(2005年)	中間年次 平成27年(2015年)	目標年次 平成37年(2025年)
緑や自然に対する満足度で 「十分満足している」 「ほぼ満足している」 と回答した人の割合	54.5 %	60 %	65 %

(4) 計画の基本方針

計画のテーマを実現するために、以下の6つの基本方針を設定します。

基本方針1 河川や運河等の水辺からまちへと広がる みどりの帯をつくりましょう

荒川、隅田川とともに、区内を縦横に流れる河川・運河は、他都市にはみられない大切な風景です。この水辺を活用した水運にはぐくまれてきた文化や景観を都市の貴重な個性として大切にとらえ、より質の高い水辺空間として次世代に継承していくことがわれわれの使命です。

また、みどりが連続することは、豊かな街並み景観を創出するだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和に寄与する風の道を充実し、自然と人が共生するためのエコロジカルネットワークといった生命の基盤を支え、火災の延焼防止など防災に強いまちづくりの形成においても大きな効果をもたらします。

そこで、河川・運河および水辺に沿って豊かなボリュームをみせる緑の縁取りを創出するとともに、隣接する公園、道路、公共施設、さらに民有地の緑化を進めることによって、水辺のみどりにから区内に点在するみどりへと連なる「みどりの帯」を発展させます。

- 水辺に沿って豊かなボリュームをみせる緑の縁取りづくり
- 水辺からはじまる自然の再生
- 歴史・文化を伝えるみどりの保全・再生

基本方針2 海辺のうるおいとまちのにぎわいが融合する 江東区らしい臨海部の魅力を発信しましょう

広大な東京湾の海辺を望む臨海部は、近年、土地利用転換に伴う都市開発が進展し、新たな都市産業の場・海辺のリゾート・レクリエーションの場として注目されています。また、この海辺とともに臨海部に多く整備されている海上公園や草地などは、新鮮な風や多様な生物を内陸部へ送り込む源として、環境保全機能を高めていく重要な資源となっています。

そのため、今後の臨海部における大規模開発や市街地再編にあたっては、東京湾に向けた街並みを形成するとともに、積極的に緑を取り込んでいくことによって、海辺のうるおいと街中のにぎわいが融合し、多様な魅力を備えた新たな都市空間のあり方を発信していきます。

また、美しい水辺と緑の風景を眺め楽しむ場所をつくり出し、ゆったりとくつろぎながら楽しい時を過ごせる、ゆとりの感じられるレクリエーションの拠点をつくります。

- 海辺の恩恵を活用した、ゆとりの感じられるレクリエーション拠点づくり
- 海辺を望むみどりの街並みづくり
- 広大な自然の内陸部への取り込み

基本方針3 みんなに利用される公園へ、くつろぎと交流の空間としての質を高めましょ う

江東区は、周辺都市に比べ公園緑地の充足度が高い都市です。しかし、環境問題への関心の高まりやレクリエーション活動の多様化、高齢化社会への対応といったさまざまな都市問題に対応していくためには、求められる機能や役割も変化していきます。

そのため、市街地内の貴重なクールスポットとして、さらに区民の多様なレクリエーション活動や防災性の向上に寄与する拠点となるよう、適正な位置に区民に必要とされる機能を持った公園を確保するとともに、既存の公園についても維持管理等も含めた質的向上の観点から改善していきます。

- みどりでいっぱい公園づくり
- みんなに親しまれる公園づくり
- みどりで安全・安心の強化

基本方針4 身近にふれあう美しいみどりを、区民と行政がいっしょになって世話をし、はぐくみましょう

みんながみて楽しみ、自然にふれあうみどりを、いつでもどこでも身近に感じられるようにします。そのため、公共施設や、道路、河川、運河のみどりの質を高め、美しいみどりを増やします。

また、立ち止ってまちや水辺を眺める、立ち話をする、休憩するといった生活の中の身近な利用にふさわしい質の高いみどりの空間を、区民と行政がいっしょに世話をし、育てていきます。

さらに、多くの人が利用する駅周辺の商業・業務地や公共施設だけでなく、身近な住宅地や工業地などにおいても、民有地の緑がまちににじみ出すよう、庭先緑化や壁面緑化、屋上緑化といったさまざまな緑化施策を推進することによって、都市全体をみどり豊かなまちにします。

- みどりにかこまれた施設づくり
- うるおいのある道路緑化
- 個々の緑がにじみ出すような緑化の推進

基本方針5 自然からの恩恵を実感することを通して、みんなで自然を大切にはぐくむ意識と知識を養いましょう

水辺や緑によって構成される自然は、ヒートアイランド現象の緩和や自然生態系の維持などの環境保全機能、火災の延焼遮断などの防災機能、人々の憩いや健康増進、リフレッシュなどのレクリエーション機能、街並みにうるおいを与える景観構成機能と、さまざまな機能を有しています。

このような多様な機能を持つ自然の大切さを多くの人々に理解してもらえるよう、区内の水辺や緑地空間を活用した環境教育の実施、自然に関する情報収集への区民参加機会の確保に努めていきます。

- 水と緑のPR
- 区内の水と緑をフィールドとした環境学習
- 区民参加による身近な自然の情報収集

基本方針6 水と緑に対する区民の思いを実現する機会をつくりましょう

心地よい緑に包まれたような快適な都市空間を持続的発展が可能なものとするには、区民、ボランティア団体、事業者といった区内で都市活動を営む皆さんが、「我がまちのみどりを育てる」という意識を持ちながら自発的に取り組んでいくことによって実現されていきます。

特に江東区では、アンケート調査の結果からもわかるとおり、みどりへの関心が高く、みどりを増やすことへの高い意欲もみられます。

この皆さんのみどりのまちづくりに対する「自発的な思い」を大切に、コミュニティ形成に寄与するみどりの創出につながるよう、行政が手助けできる仕組みづくりを進めていきます。

- 区民が実感できるみどりのサポートシステムの充実
- みどりを守り育てるリーダーの育成

3. 公園・緑地の配置方針

“水が彩る美しい みどりのまち”を実現するためには、みどりが有する機能を効果的に発揮するために必要な公園・緑地を配置することが必要です。そのため、本章では、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観構成」といった4系統の配置方針を検討したうえで、それらを総合的に踏まえた公園・緑地の配置および緑化推進重点地区の考え方について定めています。

3-1.環境保全系統の配置方針

(1) 都市の骨格を形成するみどりの保全・活用

- ・太平洋へと続く東京湾をはじめ、隅田川、荒川、小名木川、田中川といった河川を都市の骨格軸として位置づけ、その自然環境を保全することにより、自然との共生や都市環境負荷の軽減といった環境保全系統の緑地を形成するうえでの源とします。
- ・区内の地区境界を流れる仙台堀川、横十間川、大横川、晴海運河、豊洲運河、辰巳運河、汐見運河、平久運河、砂町運河、砂町北運河、汐浜運河、曙運河、曙北運河といった河川・運河を水辺軸として位置づけ、地区レベルでの環境保全に活用します。

(2) 優れた自然環境を有し、「自然との共生」に寄与するみどりの保全

- ・区内の自然生態系の回復に向けて、東京湾、荒川（河川敷の荒川砂町水辺公園含む）、隅田川といった江東区を取り囲む汽水域の水面・水辺地から始まり、区内を縦横に流れる複数の河川・運河を活用した水と緑のネットワークを形成することにより、豊かな自然環境を区内へ引き込んでいきます。
- ・自然生態系の回復に向けて、小名木川や横十間川、仙台堀川、大横川といった内部河川の水質保全・再生という観点からの環境整備を進めていくとともに、水辺沿いの公園緑地や学校などにポケットエコスペースをはじめとする自然とのふれあい空間を設置していくことにより、江東区全体としてのエコロジカルネットワークを形成します。
- ・清澄庭園や富岡八幡宮に代表される一定年月を過ぎた公園や社寺林などは、時間の経過とともに高さ20mを越える大高木層を形成しています。これらの自然は区内の貴重な動植物の生息空間として重要です。

(3) 区の伝統文化を象徴するみどりの保全・活用

- ・江戸初期までの海岸線であった小名木川以南から江戸後期までの海岸線であった洲崎川（現在は埋め立て）以北にかけての富岡・東陽地区一帯は、数多くの河川や堀割が張り巡らされ、かつての深川界わいも江戸町人文化の中心地としてだけでなく、風光明媚な水辺の観光地としてもにぎわっていました。現在は、一部は道路として整備され、暗きよ化されているものもありますが、親水公園や緑道として残されているものについては、かつての面影を印象づける資源として、ま

た貴重なみどりとして保全・再生を図ります。

- ・ 恵まれた水運によって栄えた木材流通を支えた貯木場は、江東区の開発経緯を印象づけるものです。その跡地である木場公園や猿江恩賜公園は、市街地内の貴重な緑地空間としてだけでなく、かつての水運都市としての発展を今に伝える空間としてイベント開催などに活用していきます。
- ・ 内陸部の深川・門前仲町一帯や清澄庭園周辺、亀戸天神社周辺といった社寺群と門前町は、江東区の歴史風土を次世代に継承していく貴重な財産として社寺林の緑とあわせて保全が必要です。

(4) みどりによる快適な生活環境の創出

- ・ 内陸部の高密度市街地に配置されている都市基幹公園（木場公園、仙台堀川公園、亀戸中央公園、猿江恩賜公園、大島小松川公園）はもとより、住区基幹公園などの身近なオープンスペースも区民の生活環境を豊かにする貴重な緑地空間として今後とも機能の維持・向上を図ります。
- ・ 臨海部の再開発が行われている地区では敷地内の緑化義務づけ等により比較的緑被率が高い状況となっていますが、今後、土地利用の転換や集合住宅の建て替え等の際においても現状の緑化面積を確保するよう努めていきます。
- ・ 小松橋・白河地区や富岡・東陽地区、砂町地区の一部では、建物が密集している一方で身近な公園が比較的少ない状況も見られます。これらのオープンスペースが確保しにくいような区域では、生け垣の設置や壁面緑化、屋上緑化などの都市緑化の推進によって積極的にみどりを増やしていくことと、あわせて市街地の特性に応じた多様なみどりの保全、整備、管理により、みどりの質を高めていきます。
- ・ 街路樹は、区内の西側地域や臨海部を通る道路に多く植栽されていますが、今後は、比較的少ない東側地域においても区民の意見を取り入れながら植栽していきます。

(5) みどりによる都市環境負荷の軽減

- ・ 東京湾からの海風を内陸部にも引き込んでいき、都市のヒートアイランド現象の緩和に役立てていくために、区内の南北方向を流れる横十間川や大横川、曙北運河、砂町北運河といった河川・運河や明治通り、二ツ目通り、四ツ目通りといった街路樹が植栽された広幅員の幹線道路などを風の道として活用します。
- ・ 内陸部における新鮮な冷たい空気の供給源として、木場公園や猿江恩賜公園、亀戸中央公園といった大規模な都市公園を位置づけ、公園内の樹木が良好に生長できるよう維持管理を働きかけます。
- ・ 内陸部の密集市街地などのオープンスペースを確保することが困難な地域については、身近に流れる河川・運河のみどりや街路樹等の植栽とともに、庭先緑化や壁面緑化、屋上緑化といったさまざまな緑化施策の推進によって緑被面積の拡大を図ります。

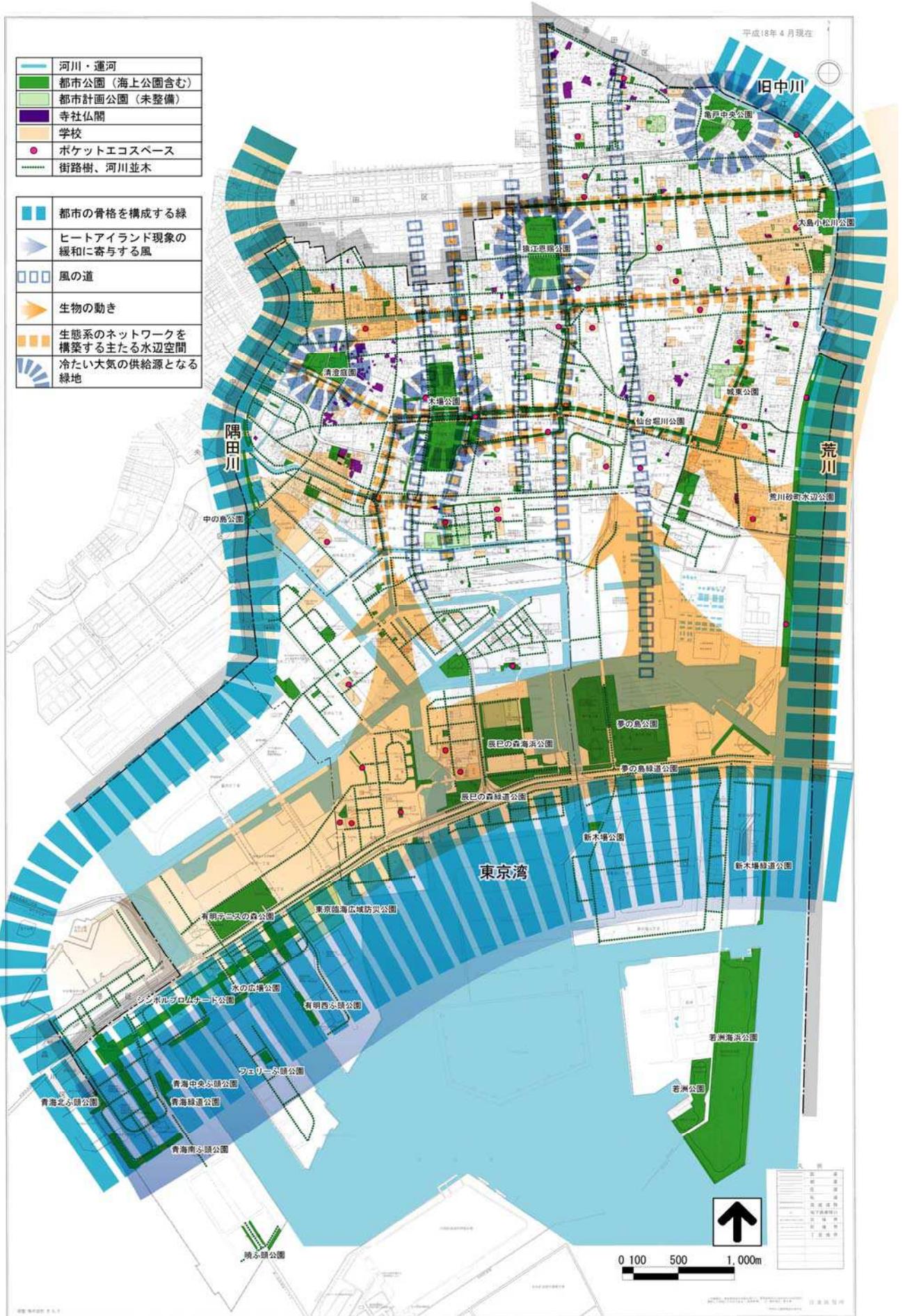


図 30 環境保全システムの配置方針図

3-2.レクリエーションシステムの配置方針

(1) 地域の充足度や機能性を考慮した公園緑地の確保

- ・都市公園の充足度（誘致距離圏250m）をみると、人口密度の高い内陸部ではおおむね充足していますが、小松橋・白河地区の中央部、亀戸・大島地区の北部、砂町地区の北部といった一部地域では身近な公園が不足している地区もみられます。これらの地区においては、今後、地区住民との協働によるまちづくりを進めていく中で、新たな公園配置について検討していきます。その際、仙台堀川公園や竪川河川敷公園といった軸線上に整備されている都市基幹公園内に点在する広場スペースや1,000㎡を超えるなどの街区公園としての利用に耐えうる児童遊園、遊び場などを機能代替地として活用していくことや、大規模住宅団地内のオープンスペースを永続的に利用できるよう担保していくことも検討していきます。

(2) 自然とのふれあいの場の創出

- ・区民がどこへ行っても水辺を身近に目にすることができ、江東区らしさを感じることができるよう、区内を縦横に流れる河川・運河などの水辺空間を保全・活用するとともに、東京湾を望むことができる臨海部の公園や水遊びができるような公園を配置することにより、水と緑のネットワークを形成していきます。
- ・区民からの要望が高い自然型余暇活動や環境学習の場として、荒川砂町水辺公園、仙台堀川公園、横十間川親水公園（特に野鳥の島付近）といった鳥や昆虫などの生物が観察できる公園緑地を配置します。また、生物群生息空間としてポケットエコスペースの設置を進めていくとともに、区内で数少ない「土とふれあうことができる場」として区民農園・苗ほを配置していきます。そのほか、夢の島公園に設置されている熱帯植物館や木場公園に設置されている都市緑化植物園・木場ミドリウムといった施設も活用していきます。

(3) 江東区の余暇特性に対応したレクリエーション拠点の確保

- ・木場公園や亀戸中央公園、猿江恩賜公園といった大規模な公園では、区民を対象としたイベントや伝統芸能を伝える祭り等が開催されています。また、河川沿いの親水公園や緑道、サクラなどの並木が植栽された河川・水辺地では、花を楽しむための祭りも開催されています。これらの公園やオープンスペースは、区民あるいは地区住民の郷土愛やコミュニティ形成に寄与する場として位置づけ、機能の維持・向上を図ります。
- ・区民からの要望が高いスポーツや健康維持増進の拠点として、有明テニスの森公園や辰巳の森海浜公園、猿江恩賜公園をはじめ、野球場やテニスコート、サイクリングコースなどのスポーツ施設を有する都市公園を位置づけ、さらなる機能の維持・向上を図ります。

- ・若洲海浜公園や若洲公園をはじめとする臨海部に配置されているキャンプ場などのアウトドアレクリエーション施設を有する公園を活用しながら多様化するレクリエーション活動に対応していきます。その他、東京都の名勝にも指定される泉水、築山、枯山水を主体にした「回遊式築山山水庭園」として歴史的価値の高い清澄庭園、マリナーナや熱帯植物館、第五福竜丸の展示館、東京スポーツ文化会館といった都民を対象とした主要施設が整備されている夢の島公園、臨海副都心の主要施設を結ぶシンボルプロムナード公園およびその周辺に点在する海上公園などの機能の維持・向上を働きかけ、区民の多様化する観光・スポーツ・交流レクリエーション需要にこたえていきます。

(4) 歩行者ネットワークの形成

- ・江東区としての特性をいかしながら区内のレクリエーション活動をさらに向上させるために、河川・運河沿いに整備された散歩道をはじめ、緑道や街路樹が植栽された歩道などを結ぶことにより、歩行者ネットワークを形成します。

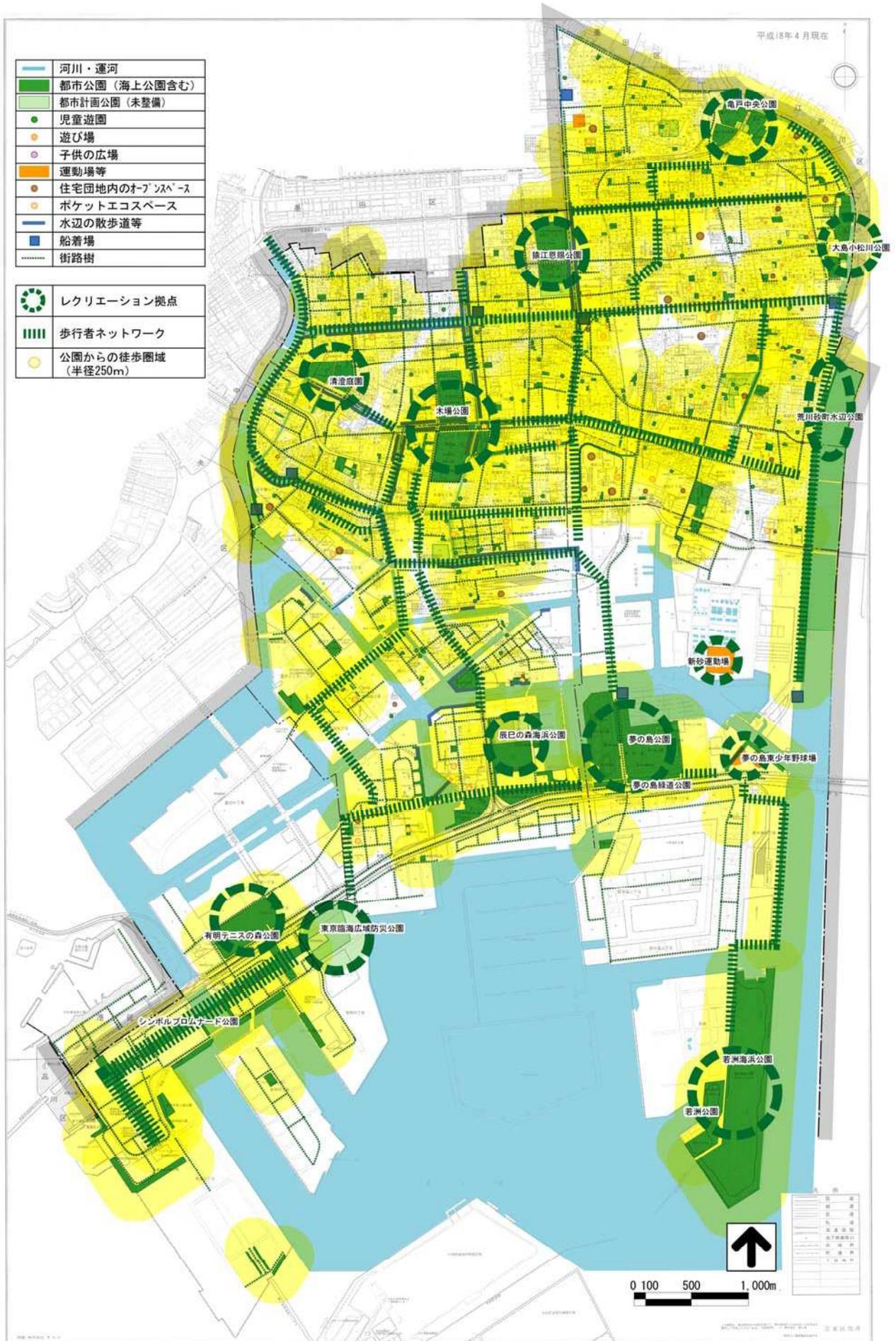


図31 レクリエーションシステムの配置方針図

3-3.防災システムの配置方針

(1) 自然災害を防止する緑の保全・拡大

- ・江東区では、これまでに、台風や集中豪雨などの風水害対策として耐震護岸整備や防潮堤整備、防災船着場整備などが進められてきましたが、これらの堤防や護岸沿いには水辺の散歩道や潮風の散歩道といった河川・運河利用がなされていることから、今後とも区民の憩いの場としても活用していきます。
- ・富岡・東陽地区を流れる越中島川など耐震護岸が未整備となっている河川については、今後とも耐震護岸整備などの災害対策にあわせて水辺の散歩道などの河川利用を進め、みどりのネットワーク化に役立てていきます。

(2) 地震等による災害の拡大を抑制する緑の保全・拡大

- ・内陸部に位置する木場公園や猿江恩賜公園、亀戸中央公園、清澄庭園といった大規模な都市公園や緑道、街路樹、河川は、被災の拡大を防止するオープンスペースや火災の延焼遮断帯として位置づけられており、より一層の機能の維持・向上を図ります。
- ・地震等の災害時の危険性が高い密集市街地等においては、空地等を公的に担保していくとともに街路樹の植栽、さらには牛垣や庭木等の敷地内緑化を推進することにより、火災の延焼防止や建物の倒壊を防ぐみどりを多方面から確保していきます。

(3) 大気汚染や騒音振動等の公害を抑制する緑の保全・拡大

- ・自動車の排気ガスを発生源とする大気汚染や重量車両による騒音振動を緩和するため、交通量の多い道路では街路樹を配置します。また、7号線や9号線、湾岸線といった首都高速道路沿道に位置する堅川河川敷公園や木場親水公園などのオープンスペースを防災上重要な緑と位置づけ、機能の維持・向上を図ります。
- ・工場等を発生源とする大気汚染を緩和するみどりとして、臨海部の工業専用地域に配置されている都市公園（夢の島公園、若洲海浜公園、若洲公園、辰巳の森海浜公園、辰巳の森緑道公園）を位置づけ、機能の維持・向上を図るとともに、それぞれの工場においても環境確保条例等に基づく規制に加え敷地内緑化を推進していきます。また、住工混在の密集地区内に散在する小規模都市型工業の近隣住民に対する騒音対策として、地区レベルで民有地の緑化を推進していきます。

(4) 避難地・避難路の確保

- ・避難場所に指定されている木場公園や猿江恩賜公園、清澄庭園、亀戸中央公園、辰巳の森海浜公園、辰巳の森緑道公園といった都市公園等における防災機能の維持・向上を図ります。また、大規模住宅団地については、将来的な建て替えも想定されることから、その際、避難地機能としての一定の緑地やオープンスペースを確保していくよう関係機関に働きかけていきます。
- ・発災時に広域防災の本部、広域支援部隊等の活動基地、災害時医療の支援基地となる「有明の丘地区」において整備が進められている東京臨海広域防災公園は、首都圏全体を対象とした基幹的広域防災活動拠点として位置づけます。
- ・街区公園をはじめとする住区基幹公園や学校のグラウンド等は、避難場所にたどり着くまでの一時避難地として位置づけ、防火水槽等の消防水利を確保していきます。
- ・北部市街地の高密な市街地は、緑被率が低い町丁目もみられ、防災性向上の観点から身近なオープンスペースの確保や緑化の推進に努めていきます。
- ・一定幅員が確保された幹線道路（明治通り、三ツ日通り、四ツ日通り、清澄通り、丸八通り、番所橋通り、蔵前橋通り、新大橋通り、清洲橋通り、葛西橋通り、永代通り、晴海通り）は火災延焼遮断帯としての機能に加え、区内の緑道や河川沿いの散歩道等をネットワークさせることにより、避難場所にたどり着くまでの避難路として位置づけます。また、運河・河川は、道路等陸路が分断された際に重要な避難路として機能することから、一定区間ごとに防火水槽等の消防水利を確保するとともに、橋の補修・架け替えや、陸上との結節点となる防災船着場を位置づけることにより、災害時の多様なネットワークを確保します。

3-4.景観構成系統の配置方針

(1) 区を代表する郷土景観の保全・形成

- ・荒川あるいは隅田川といった東京都を代表する河川景観とともに、区を代表する特徴的な景観として小名木川や横十間川、仙台堀川といった市街地内を縦横に巡る河川や運河の水辺景観を位置づけ、公園や緑道、散歩道、さらには沿岸の民間開発と一体的な整備を進めることにより、みどりの回廊となる質の高い都市景観を形成していきます。
- ・特に、江戸後期以前の河川・運河（荒川、隅田川、小名木川、仙台堀川公園、横十間川親水公園、堅川河川敷公園、古石場川親水公園、木場親水公園、福富川公園、洲崎川緑道）についてはかつての水運都市としての発展経緯を印象づけるような郷土景観を創出します。
- ・また、国指定重要文化財に指定されているIH弾正橋（八幡橋）や江東区都市景観重要建造物に指定されている4つの橋（万年橋、福寿橋、亀久橋、東富橋）もかつての水運都市としての発展経緯を印象づける重要な景観資源であり、周辺のみどりを調和させていきます。
- ・下町らしい特徴的な都市景観を醸し出している深川・門前仲町一帯や清澄庭園一帯、亀戸天神社一帯では、多くの社寺と門前町とともに長い歴史に培われた貴重な樹木・樹林地を次世代に継承していく貴重な財産として保全し、周辺においてもこの歴史的景観を阻害することがないよう配慮していきます。さらに、この歴史的風情を巡る観光ウォーキングコースを設定し、水辺景観とあわせたネットワークを形成します。
- ・内陸部に位置する大規模な都市公園は、工業都市から住宅都市へと変ぼうを遂げてきた近年の江東区において区民の日常生活にうるおいを与えてきた重要な緑地景観として、今後とも保全・向上を図るとともに、そのみどりを周辺の市街地へと波及させていきます。
- ・臨海部は、広大な東京湾の海辺景観とともに東京の副都心としてこれからの都市の発展を象徴する近代的な商業業務地あるいは集合作宅地の景観が形成されつつあり、今後の開発に際してもこれらと調和する緑化施策を計画的に推進していきます。
- ・また、臨海部は江東区および東京都の都市景観条例による景観基本軸の指定区域であり、東京都都市景観条例の景観形成特別地区の指定予定区域もあります。これら条例に基づく景観づくり基準への配慮を通じ、みどり豊かな都市景観の形成を進めていきます。

(2) 美しい都市景観の創出

- ・区内の河川・運河に架かる小名木川クローバー橋や木場公園の斜張橋に代表されるような個性を持った橋は、涼しさやうるおいを誘う水面の眺めとともに、水辺の散策や周辺の街並みを見渡すことができる市街地内の視点場として活用します。
- ・臨海部や荒川河川敷に配置されている大規模な公園緑地は、地形的変化の少ない江東区において

広大な自然景観を一望することができる貴重な視点場として位置づけ、今後ともこの自然景観との調和に配慮した保全・向上を図ります。

- ・区内に多く立地する超高層建築物をランドマークのひとつとして位置づけ、公開空地部分の緑化を働きかけていきます。
- ・主要公共施設周辺や駅周辺、商店街、主要幹線道路沿道といった多くの人々が行き交う場所では、美しい都市景観の形成に向けて、質の向上という視点を大切にしながら接道部の生垣植栽や壁面緑化の推進などにより緑化空間を確保していきます。
- ・大規模住宅団地において、区民・事業者・行政の協働により敷地内の植栽地を維持管理していくとともに、今後建設される場所においても積極的に緑化を推進し、良好な住宅地景観を創出していきます。
- ・密集市街地のようなオープンスペースの確保が困難な地域では、庭先緑化や壁面緑化、屋上緑化といった緑化施策を推進することにより、みどりがあふれ美しいと感じられる都市景観を創出していきます。
- ・以上の取り組みを、江東区都市景観条例に定める景観基本軸や東京都で現在検討されている（仮称）東京都景観計画（素案）において景観形成特別地区、景観重要河川とされている地区および沿川を対象として、重点的かつ優先的に推進し、美しい都市景観の創出を先導していきます。

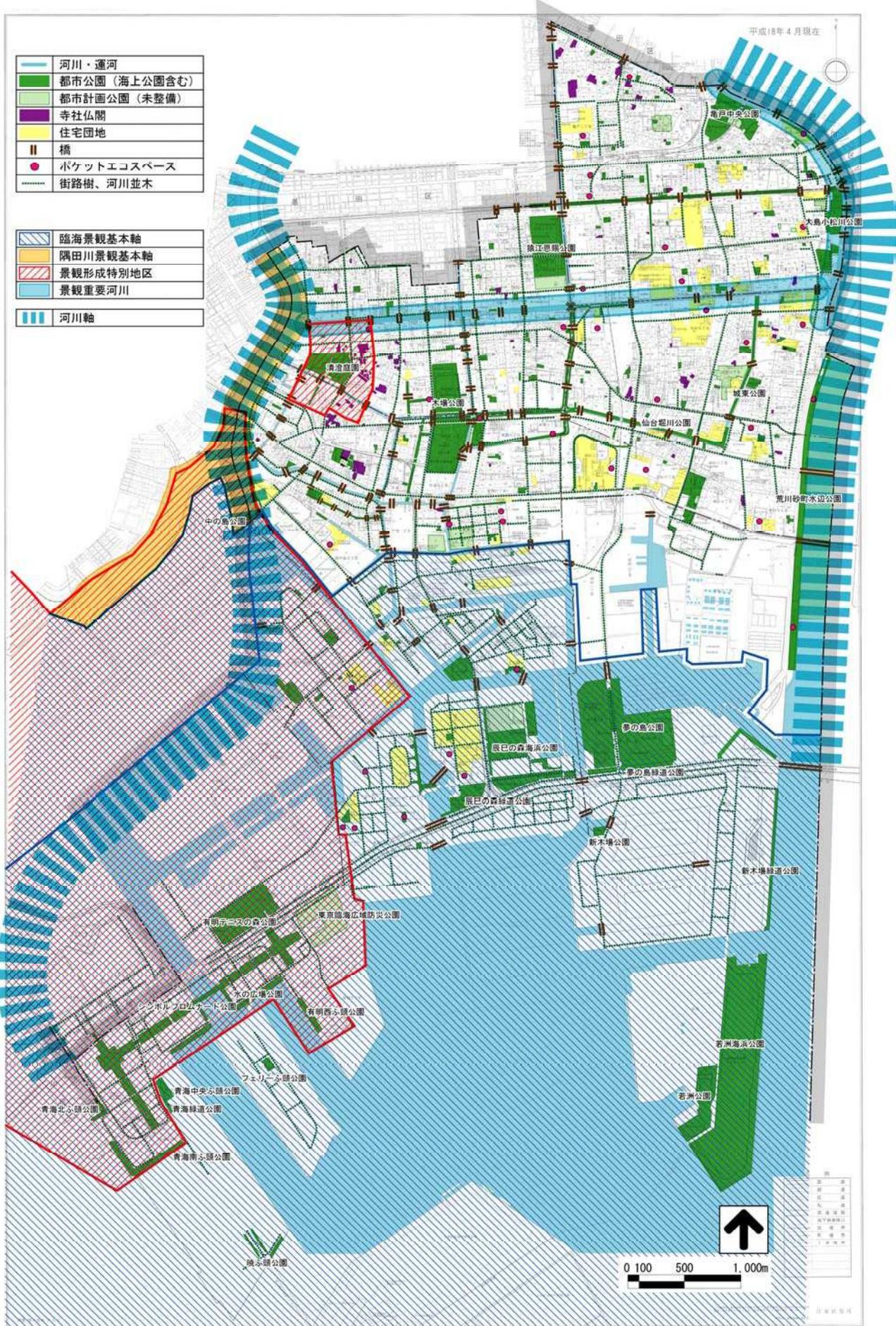


図 33 景観構成系統の配置方針図

3-5.公園・緑地の配置計画

(1) 公園配置の考え方

- ・江東区における公園の配置については、以下の視点から整備の方向性を検討します。

①「計画の基本方針」との合致

- ・公園緑地に期待される機能として、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観」という視点から総合的に整備の方向性を検討していくことが重要です。
- ・その中でも特に、河川・運河沿いの水辺空間は、レクリエーション活動の場に加え、都市のヒートアイランド現象の緩和や自然との共生といった都市環境の保全・向上、火災延焼防止などの都市防災機能の強化、豊かな街並み景観の創出といったみどりが担うべきあらゆる効果が期待されることから、水辺地と一体となって「みどりの帯」を形成し、うるおいある都市づくりへの効果が高い都市公園であるかどうかを視点をおいて、整備の方向性を判断していきます。

●環境保全からの視点

- ・適切な公園の配置によって、都市のヒートアイランド現象を緩和するとともに、多様な生物の生息・生育等の場を確保していくことが求められています。そのために、東京湾や河川・運河を中心に展開される「みどりの帯」づくりに資する公園整備が必要です。その一方で、クールスポットを増加させていくために、樹林地や水辺が不足している地域とともに、土地利用転換や新たな都市開発にあわせてみどりの空間を確保していくという視点も重要です。
- ・また、多様な生物の生息・生育等の場としては、今後ともポケットエコスペースの整備を推進していくことが必要です。

●レクリエーションからの視点

- ・区民の憩いや遊び、スポーツ、散策、環境学習といったさまざまな余暇需要に対応した公園整備が求められています。江東区は、総合公園や運動公園といった都市基幹公園が多く配置されていることが特徴であり、憩いや身近な遊びの場所やスポーツ機能は充実しています。今後は、自然体験型余暇活動や環境学習といった自然とのふれあいの場の創出について検討していく必要があります。

●防災からの視点

- ・適切な公園の配置によって、災害時の避難場所や救出・救助活動拠点、雨水の流出抑制等の機能を確保していくことが求められています。江東区では、現在、避難場所として都市公園の他、学校や大規模住宅団地等が位置づけられており、その機能はほぼ充足していますが、今後は、臨海部等の都市開発が進む地区での住民、就業者および滞在客の増加に伴い、災害時の避難等に備えたオープンスペースの確保が必要となってきます。

- ・また、避難場所にたどりつくまでの一時避難地として街区公園などの身近な公園を位置づけ、消防水利等を確保していくという視点も重要です。

●景観構成からの視点

- ・計画のテーマである「美しいみどりのまち」を実現するために、今後の公園整備にあたっては、機能面に加えて質の向上にも着目していく必要があります。
- ・特に、江東区の歴史・文化のシンボルとして「みどりの帯」周辺や江戸町民文化の面影を残す地域、江東区都市景観条例に定める景観基本軸や東京都で現在検討されている（仮称）東京都景観計画（素案）において景観形成特別地区、景観重要河川となっている地区および沿川における公園整備にあたっては、周辺と調和した美しい景観づくりが必要です。

②誘致距離圏からみた公園の充足度との関係性

- ・これからの公園配置にあたっては、地域レベルでの住環境の向上に向けて、各地域における既設公園の充足度を勘案するとともに、近隣の都市基幹公園との機能分担や連携を含めた公園としての性格を明確にしなが、整備あるいは見直しの方向性について判断していきます。
- ・江東区に配置されている都市公園の充足度（誘致距離圏250m）をみると、市街地ではおおむね充足している状況ですが、一部には不足している区域（新大橋北側、森下五丁目、北砂五丁目、潮見二丁目）もみられます。これらの区域については、今後、地区住民との協働によるまちづくりを進めていく中で、新たな公園配置について検討していくことが必要です。

③機能性からみた公園の充足度との関係性

- ・江東区に配置されている住区基幹公園の状況をみると、街区公園に比べて近隣公園および地区公園が不足しています。その一方で、総合公園や運動公園といった都市基幹公園が多く配置されていることが特徴となっています。これらの都市基幹公園には、運動場や憩いの場といったさまざまな機能が集約されていることから、近隣公園・地区公園を補完する役割を担っています。
- ・未供用区域のある都市計画公園の中には、昭和32年（1957年）に都市計画決定（当初）されたものが多くみられますが、その後の昭和40年代後半以降、これらの近傍において木場公園や亀戸中央公園といった都立公園の整備が進められたため、公園としての機能が重複している地域もみられます。そのため、このような地域においては、今後の地域のまちづくり中で地域において必要とされる公園機能が確保されているかどうか明確にしなが整備の方向性について検討していきます。
- ・また、地域に必要とされる公園の創出に向けて、民間の力を活用した公園づくりの実現性についても大切な視点としてとらえていきます。

(2) 公園の配置計画

①開発計画等による公園の確保

- ・再開発および土地利用転換にあわせ、以下の公園を平成27年（2015年）までに計画・整備します。

表4 再開発および土地利用転換にあわせて平成27年（2015年）までに計画・整備が予定されている公園

名称	種別	整備面積
豊洲2号公園	街区公園	0.4ha
(仮)豊洲1丁目公園	街区公園	0.1ha
北砂二丁目公園	街区公園	0.3ha (拡張整備)
(仮)亀島小学校跡地公園	街区公園	0.3ha
豊洲3号公園	近隣公園	1.8ha
豊洲4号公園	近隣公園	1.8ha
東京臨海広域防災公園	広域公園	13.2ha (国営:6.7ha、都立:6.5ha)
春海橋公園	海上公園	1.8ha (拡張整備)
有明親水海浜公園	海上公園	10.9ha
有明北その1緑道公園	海上公園	0.8ha
有明北その2緑道公園	海上公園	1.8ha
合 計		33.2ha

②未供用区域のある都市計画公園の整備

- ・区が所管する57の都市計画公園のうち、11か所の都市計画公園の一部もしくは全部が未供用となっています。これらの未供用区域のある都市計画公園について、次の視点から整備の方向性を検討します。

●未供用区域のある都市計画公園整備の視点

《整備の重要性》

- ・先の「計画の基本方針との合致」にも述べたとおり、江東区らしいみどりを創出していく上で最も重要と考えられる「みどりの帯」の形成に資する公園を整備していきます。

《整備の効率性》

- ・公園整備は土地利用の状況や区民の皆さんの理解・協力によって実現されるものです。そのため、地域の意向がまとまっている公園、都市開発あるいは土地利用転換に伴って公園整備の機運が高まっている公園など、早期に整備効果を高めることができる公園を整備していきます。

《整備の緊急性》

- ・公園が不足している地域における公園整備を優先するとともに、限られた財源の中で具体

な整備計画が確立可能な公園を整備していきます。

●重点公園・緑地の優先整備

- ・未供用区域のある都市計画公園は、それぞれが有する機能や性格等を勘案するとともに、「重要性」「効率性」「緊急性」といった視点から、特に整備の必要性が高い以下の公園を「重点公園・緑地」として位置づけ、平成27年（2015年）までに優先的に整備着手します。

表5 区が「重点公園・緑地」に位置づけて平成27年（2015年）までに計画・整備する公園

名称	種別	整備面積
新大島公園	街区公園	0.05ha
大島九丁目公園	近隣公園	1.00ha
合 計		1.05ha

表6 都が「重点公園・緑地」に位置づけて平成27年（2015年）までに計画・整備する公園

名称	種別	整備面積
清澄公園（清澄庭園）	歴史公園	0.57ha (拡張整備)
合 計		0.57ha

※都が「重点公園・緑地」に位置づけている都立の東京臨海広域防災公園（6.5ha）は表4の東京臨海広域防災公園に記載しました。

●重点公園・緑地以外の都市計画公園の整備に向けた取り組み方

- ・「重点公園・緑地」以外の都市計画公園は、「都市計画公園・緑地の整備方針」（平成18年3月 東京都・特別区・市町 以下「整備方針」）において、「公園・緑地の機能」、「水と緑のネットワーク形成」、「都市問題への対応」の観点から「重点化を図るべき公園・緑地」として位置づけられています。
- ・未供用区域の整備を進めるにあたっては、民設公園制度といった民間活力の導入についても検討します。
- ・未供用区域のある都市計画公園・緑地で都市計画変更の必要がある区域については、「整備方針」に示された公園の適正配置や機能の確保、地域のみどりの確保などの都市計画公園・緑地の見直しの基本的な考え方を踏まえ、地域のまちづくりの動向をとらえ、東京都と調整を図りながら、都市計画公園のあり方を探っていきます。
- ・なお、「重点公園・緑地」以外の都市計画公園については、次頁の表に示す整備の方向性を踏まえ検討していきます。

③その他の公園の整備

- ・江東区が所管する公園整備のほか、区以外が計画する公園等について整備を働きかけていきます。

表7 「重点公園・緑地」以外の都市計画公園整備の方向性

公園名	都市計画決定面積 (未供用面積)	現況	整備の方向性
大島公園	0.15ha	・亀戸・大島地区(大島7丁目)に計画されています。 ・現在供用部分はなく、現況の土地利用は、民間の倉庫および事務所となっています。	・徒歩圏内に「重点公園・緑地」として位置づけられた新大島公園および大島九丁目公園が配置されていることから、これらの公園の整備効果を踏まえ、たうえで、整備の方向性を検討することが必要です。
	(供用なし)		
蛤橋公園	0.07ha	・豊洲地区(枝川一丁目)に計画され、運河に面しています。 ・現在は遊具などを備えた子供の遊び場として利用されています。	・運河に面していることから、運河と一体となったみどりを形成する効果が期待されます。
	(供用なし)		
洲崎弁天公園	3.66ha	・富岡・東陽地区(東陽一丁目)に計画されており、西側、南側は運河、東側、北側は区道に接しています。 ・計画区域のうち0.06haが児童遊園として供用されています。 ・住宅を中心に工場・商店が混在しています。	・区域の西側および南側を運河に面していることから、運河と一体となった「みどりの帯」を形成する効果があります。 ・大横川南支川を挟んで平久町公園と近接していることから、相互の整備の方向性を検討することが必要です。
	(供用なし)		
平久町公園	2.08ha	・富岡・東陽地区(木場六丁目)に計画されており、南側は運河、北側、東側、西側は道路となっています。 ・ゴルフ練習場や住宅展示場、駐車場となっています。	・区域の南側を運河に面していることから、運河と一体となった「みどりの帯」を形成する効果があります。 ・大横川南支川を挟んで洲崎弁天公園と近接していることから、相互の整備の方向性を検討することが必要です。
	(供用なし)		
北亀戸公園	2.71ha	・亀戸・大島地区(亀戸5丁目)に計画されており、現在0.1haの公園が供用されています。 ・計画区域全体が密集市街地で、西側を除き道路には接していません。道路を挟んで水神小学校が立地しています。	・計画区域および周辺は小規模家屋が密集しており、狭い道路も多いため、防災および住環境の向上のための機能確保などまちづくりと一体となった整備の方向性を検討することが必要です。
	(2.70ha)		
深川公園	2.22ha	・富岡・東陽地区(富岡一丁目)に計画されており、供用部分(1.67ha)は深川公園として開園しています。 ・計画区域内には、参道やお寺、店舗が立ち並び賑わいを見せています。	・門前町として形成されており、江東区の歴史・文化の面影を残す空間となっています。地域のまちづくりと一体となった整備の方向性を検討することが必要です。
	(0.55ha)		
豊住公園	2.28ha	・富岡・東陽地区(東陽六丁目)に計画されており、周囲を道路によって囲まれています。 ・計画区域のうち、1.93haは豊住公園として開園しています。 ・未供用部分は水道給水所、ゲートボール場、事務所となっています。	・周囲を木場公園、仙台堀川公園、横十間川親水公園、大横川に囲まれていることから、「みどりの帯」「みどりの拠点」として重要です。 ・避難場所となっていることから防災機能としても重要です。
	(0.35ha)		
南砂町公園	4.10ha	・砂町地区(南砂二丁目)に計画されており、南側の一部を除き道路に囲まれています。 ・計画区域のうち3.86haは南砂二丁目公園として開園しています。 ・未供用部分は住宅、事務所となっています。	・整備については、地域のまちづくりと一体となった整備の方向性を検討することが必要です。
	(0.24ha)		
城東公園	6.30ha	・砂町地区(北砂七丁目・東砂四丁目)の仙台堀川公園を挟んで計画されています。 ・計画区域のうち1.02haは城東公園として開園しています。 ・未供用部分は住宅地となっています。	・仙台堀川公園に接していることから河川と一体となった「みどりの帯」を形成する効果があります。 ・整備については、地域のまちづくりと一体となった整備の方向性を検討することが必要です。
	(5.28ha)		

(3) 都市緑化の方針

①公共施設緑化の整備方針

〔水辺の緑化方針〕

- ・江東区のみどりの骨格をなす河川では、河川事業の実施とあわせて主に区内西部の河川沿いを中心に整備が行われてきました。これら緑地については、引き続きその機能を確保するよう、適切な維持管理を図っていきます。
- ・また、区内東部の低水位河川では、整備が行われた水辺の散歩道との連携を図りながら、区内全体のみどりの帯づくりに向けた整備を推進します。

〔道路の緑化方針〕

- ・区内の道路には、多くの街路樹が整備され、みどりの帯からの緑を市街地内へ引き込む役割を果たしています。そのため、既存の街路樹を適切に維持管理するとともに、街路樹や植栽の再整備にあたっては、沿道や周辺住民の意向を把握し、また街路樹など緑の持つ機能について十分な理解を得るなど、地域と一体となった整備を行います。
- ・また、今後行われる新たな開発では、歩道幅員の確保や沿道の土地利用などを十分踏まえ、緑の質に十分配慮した適切な緑化が行われるように整備を推進します。

〔公園の緑化方針〕

- ・まとまった緑地を確保できる公園は、都市環境保全の観点からも重要な施設です。そのため既存の公園に整備されている緑化施設について、引き続き適正な維持管理を行っていきます。
- ・新たに整備される公園については、個々の公園の役割を勘案しつつも、都市環境保全の観点から緑化を積極的に推進し、おおむね公園面積の約70%を確保します。

表8 新たな公園整備による緑地確保目標量

	中間年次 平成27年(2015年)	目標年次 平成37年(2025年)
新たに整備される都市公園面積	34 ha	39 ha
緑地の増加面積	23.8 ha	27.3 ha

②建築物および敷地緑化の整備方針

- ・土地利用の密度が高い江東区では、公園など新たな公共施設整備による緑地の確保は困難な状況にあります。一方、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境保全に資する新たな緑地の確保については引き続き行うことが必要です。また、緑豊かで美しいまちを形成していくためには公共施設だけでなく建築物や敷地の緑化が必要です。

〔接道部緑化の推進〕

- ・区民意識調査で、水辺や公園といった公共施設の緑は量・質ともに一定の評価を得ていま

- すが、「道路沿い」「住宅地」の緑については量的にも減っていると感じられています。
- ・そのため、都市全体を緑豊かで美しいまちづくりを実現していくためには、身近な緑として認識される道路に面する側の敷地を中心に緑化を推進していきます。

〔屋上緑化の推進〕

- ・都市におけるヒートアイランド現象の緩和や自然性の向上などの都市環境保全機能や美しい都市景観に資する緑の確保のため、教育施設など大規模な公共公益施設を中心とした既存施設および新たな建築計画において屋上緑化を推進していきます。

〔緑地確保目標量〕

- ・江東区では、従来より建築物の建設や開発に際して緑化を確保するよう緑化指導を行っており、屋上緑化や壁面緑化の集計を行った平成12年（2000年）以降、年平均約11.8haの緑地確保を行ってきました。
- ・今後とも、本計画の実現に向けて、緑化指導を行っていくこととし、年平均11haの緑地確保を目標として設定します。

表9 緑化指導による緑化面積推移

年度	届出件数	緑化面積		
		地上部	建物上	合計
平成6年度	89	81,168 m ²		81,168 m ²
平成7年度	69	38,669 m ²		38,669 m ²
平成8年度	94	43,431 m ²		43,431 m ²
平成9年度	82	39,157 m ²		39,157 m ²
平成10年度	70	54,805 m ²		54,805 m ²
平成11年度	106	83,811 m ²		83,811 m ²
平成12年度	98	42,584 m ²	40,438 m ²	83,022 m ²
平成13年度	130	91,932 m ²	84,546 m ²	176,478 m ²
平成14年度	134	48,984 m ²	5,515 m ²	54,499 m ²
平成15年度	121	81,690 m ²	14,151 m ²	95,841 m ²
平成16年度	125	84,161 m ²	26,715 m ²	110,876 m ²
平成17年度	143	170,351 m ²	20,071 m ²	190,422 m ²
合計	1,261	860,743 m ²	191,436 m ²	1,052,179 m ²
全体平均(H6～H17)	105	71,729 m ²	15,953 m ²	87,682 m ²
H6～11平均	85	56,840 m ²	0 m ²	56,840 m ²
H12～17平均	125	86,617 m ²	31,906 m ²	118,523 m ²

- ・なお、緑被地の面積を平成3年（1991年）度調査と平成17年（2005年）度調査と比較すると、全体で40ha増加しているにもかかわらず、草地は約110ha減少しています。これは臨海部未利用地の開発によるものであり、現在も未利用地が残っていることから、今後も草地の減少が想定されます。そのため、公共施設を含んだ緑地目標の設定に際しては、平成17年に実施された実態調査において土地利用用途区分が「未利用地等」の草地が、開発にともない6割が減少すると仮定し、この減少分（年平均1.8haの減少）を見込んだ目標とします。

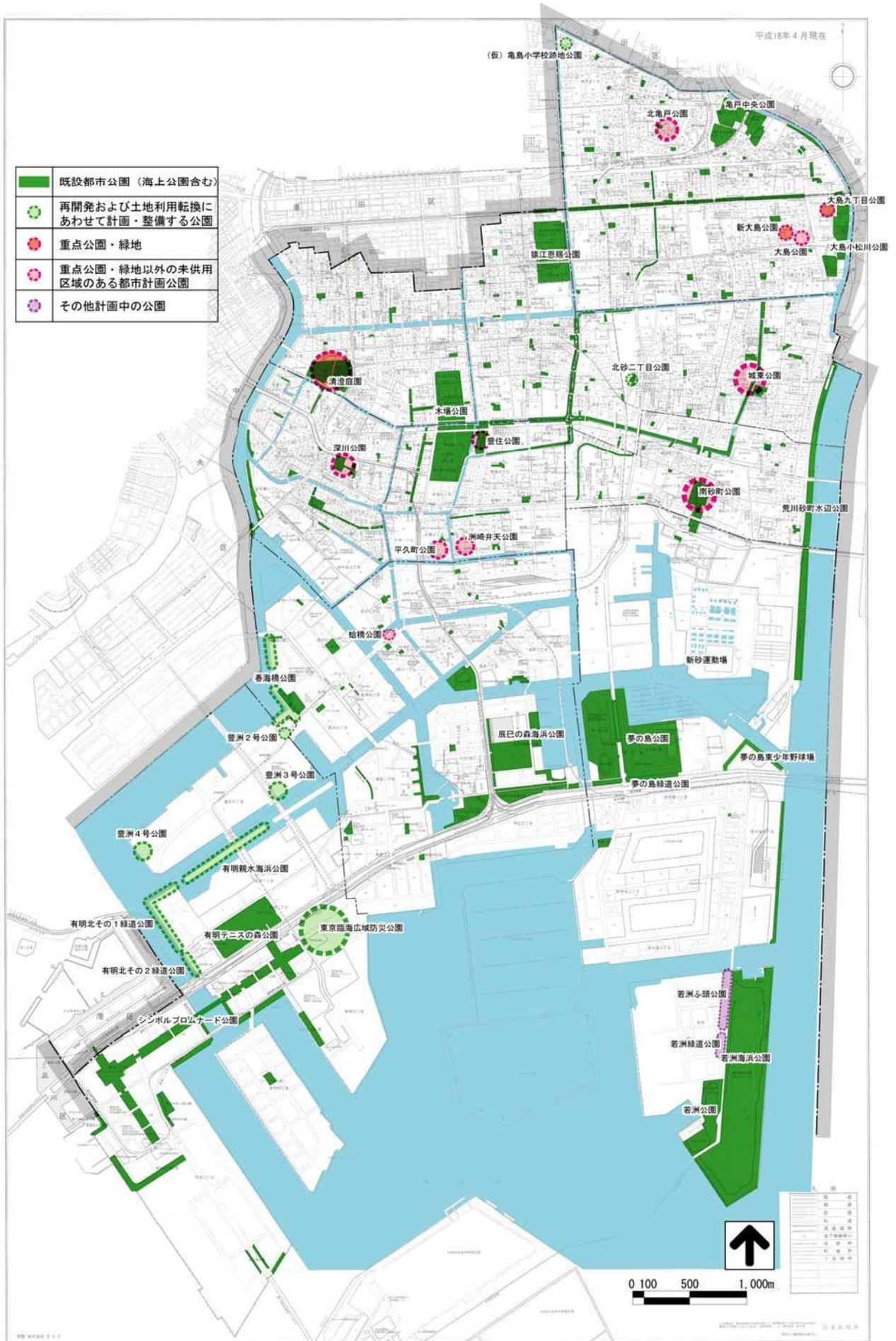


図 34 公園・緑地の配置計画図

4. 実現のための施策方針

本章では、計画の実現に向けて、取り組んでいかなければならない施策について定めています。ここにあげた施策を区民および事業者の皆さんと行政が相互に協力しながら進めていくことによって、“水が彩る美しい みどりのまち”を実現していきましょう。

4-1. 施策の体系

《方針1》

河川や運河等の水辺からまちへと広がる みどりの帯をつくりましょう

施策の展開方針	施策の内容
水辺に沿って豊かなボリュームをみせる緑の縁取りづくり	<ul style="list-style-type: none"> 川や運河に面する場所では、水辺を縁取るように、豊かなボリュームをもったみどりの帯の形成に取り組みます 水辺と区内に点在する緑とを連携させて、歩くことが楽しい快適な歩行者系ネットワークを整備します
水辺からはじまる自然の再生	<ul style="list-style-type: none"> ヒートアイランド現象緩和に寄与する都市づくりに向けて、多様なみどりの空間を活用します 水辺と周りの緑を連携させることによって、エコロジカルネットワークを形成します
歴史・文化を伝えるみどりの保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 水運都市として栄えたところの水辺沿いのにぎわいをほうふつとさせる風景を整えます 神社仏閣や門前町、下町らしい風景の周辺は、社寺林や庭園の緑等を保全・育成するとともに、その景観と調和した緑化推進に努めます

《方針2》

海辺のうるおいとまちのにぎわいが融合する 江東区らしい臨海部の魅力を発信しましょう

施策の展開方針	施策の内容
海辺の恩恵を活用した、ゆとりの感じられるレクリエーション拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> 多様な海辺、水辺利用を地域とともに推進し、うるおいとにぎわいの融合するまちづくりを進めます
海辺を望むみどりの街並みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 海辺に面したみどりの帯づくりを推進します 大規模な開発では、新たなみどりの拠点やみどりの帯を確保するよう関係機関に働きかけます
広大な自然の内陸部への取り込み	<ul style="list-style-type: none"> ヒートアイランド現象の緩和に寄与する海からの風の道確保します

《方針3》

みんなに利用される公園へ、くつろぎと交流の空間としての質を高めましょう

施策の展開方針	施策の内容
みどりでいっぱい公園づくり	<ul style="list-style-type: none">にぎわいの中にも、憩いやくつろぎが感じられる、みどりの拠点づくりに取り組みます充足度や目的等を勘案しながら、適正な位置に新たな公園を整備します
みんなに親しまれる公園づくり	<ul style="list-style-type: none">既存の公園では、園内樹木の適正な維持管理や老朽化した施設を再整備するとともに、地域住民の意見を取り入れながら、区民に親しまれる公園へと質的向上を図りますみどりがもつ健康増進効果の普及と実践を検討します身近な自然体験の場となる区民農園の拡充を検討します
みどりで安全・安心の強化	<ul style="list-style-type: none">防災活動の拠点となるような公園を整備するとともに、防災機能を発揮する生垣化等を推進します治水安全性をさらに向上させるために河川・運河の護岸整備を働きかけるとともに、あわせて緑化を推進します

《方針4》

身近にふれあう美しいみどりを、区民と行政がいっしょになって世話をし、はぐくみましょう

施策の展開方針	施策の内容
みどりにかこまれた施設づくり	<ul style="list-style-type: none">公共施設では、緑地や魅力のある草花の充実を図るとともに、区民と行政とがいっしょになって、世話をし、育て、高い空間を形成します敷地面積の大きな教育施設では、児童・生徒の学習環境向上に向けて緑化を積極的に行います
うるおいのある道路緑化	<ul style="list-style-type: none">歩行者が快適に利用するとともに、みどりの豊かさが実感できる道路緑化を推進します
個々の緑がにじみ出すような緑化の推進	<ul style="list-style-type: none">敷地規模の大きな団地や施設では、景観に配慮したみどりの空間づくりを進めるように働きかけます区民や事業者による壁面緑化や屋上緑化、道路沿いの緑化等、個々にできる身近な緑化を促進します地域に親しまれている特徴的な樹木や樹林地を保全し、育成します

《方針5》
自然からの恩恵を実感することを通して、みんなで自然を大切にはぐくむ意識と知識を
養いましょう

施策の展開方針	施策の内容
水と緑のPR	イベントの開催や地域参加機会の充実により、みどりに関する情報を広く発信していきます
区内の水と緑をフィールドとした環境学習	点在するポケットエコスペースの保全と新たな整備を進めます
	水運利用を通じた学習機会の充実を図ります
	学校教育と連携し、次世代を担う児童の意識の向上を図ります
区民参加による身近な自然の情報収集	区内の自然を区民とともに確認し、区民の意識・知識の向上を図ります

《方針6》
水と緑に対する区民の思いを実現する機会をつくりましょう

施策の展開方針	施策の内容
区民が実感できるみどりのサポートシステムの充実	ボランティア参加者の知識や技術の向上を支援します
	区民・事業者・行政の協働による植栽や公園緑地等の維持管理活動を奨励します
	区民・事業者の自発的な緑化推進を支援します
みどりを守り育てるリーダーの育成	区民の緑化活動を支えるリーダーを養成します
	次世代のリーダーを養成します

4-2.施策の内容

《方針1》河川や運河等の水辺からまちへと広がる みどりの帯をつくりましょう

①水辺に沿って豊かなボリュームを見せる緑の縁取りづくり

●川や運河に面する場所では、水辺を縁取るように、豊かなボリュームをもったみどりの帯の形成に取り組みます

河川や運河といった水辺を中心に沿岸の道路や公共施設、宅地の積極的な緑化を推進することによって市街地内の水辺を縁取るような個性を見せるみどりの帯を創出します。

また、この連続したみどりの帯の一部となる護岸を活用した散歩道の整備を推進します。特に、散歩道の未整備区間や段差の多い区間では、東京都と連携してユニバーサルデザインの視点から誰もが快適に利用できるように整備を推進します。

一方、水辺沿いの道路や公共施設では、質の高い緑化を積極的に推進することにより、水辺の緑と一体となった美しいみどりの空間を創出します。

さらに、土地利用転換等に伴う新たな開発や既存建築物の建て替え等にあわせて接岸部に一定幅の緑地を確保してもらえるよう、事業者と計画段階で協議・調整を行えるような仕組みを検討していきます。



仙台堀川公園

●水辺と区内に点在する緑とを連携させて、歩くことが楽しい快適な歩行者系ネットワークを整備します

河川・運河沿いの水辺から地域の代表的な社寺や名所、人々のにぎわう公共施設や公益施設等までを魅力ある歩道や親水公園等につなげていくことにより、歩くことが楽しくなる安全・安心で快適な歩行者系ネットワークを整備します。

特に、河川や運河沿いの散歩道と歩道との円滑なネットワークを形成するため、橋梁の架け替えや隣接敷地の建物更新等とあわせた改善方策について検討します。

また、荒川については、市街地からのアクセスの向上を図るため、堤防への自転車が通行可能な斜路の設置などを関係機関に働きかけていきます。



水辺の散歩道～横十間川



荒川河川敷

② 水辺からはじまる自然の再生

●ヒートアイランド現象緩和に寄与する都市づくりに向けて、多様なみどりの空間を活用します

木場公園や亀戸中央公園、猿江恩賜公園、清澄庭園といった内陸部の大規模な都市公園は、冷たい大気の供給源となることから、公園内の樹木がより一層成長できるよう維持管理について東京都に働きかけていきます。

海辺から街なかへとつながる風の道の形成を目指して、南北方向を中心とした道路・河川・運河沿いのみどりを育てていくとともに、小規模な場所や建物も含めて、みどりを増やすことが可能な方策を検討し、ヒートアイランド現象の緩和に取り組んでいきます。

大きな隅切りを持つ歩道では、可能な場所に植栽帯を設けるような工夫について検討していきます。また、歩行者専用道路や遊歩道、緑道等では、道路線形の見直しや空間配置の工夫について検討したうえで、みどりの質にも目を向けながら緑地面積を増やしていくことによって、美しい道路空間を創出していきます。



横十間川親水公園

●水辺と周りの緑を連携させることによって、エコロジカルネットワークを形成します

雄大な自然を備えた海辺からみどりの帯を通過して内陸部のみどりの拠点へと生物が移動できるよう、水辺とその沿岸の緑を中心にエコロジカルネットワークを形成していきます。

さらに、このネットワーク間の適正な位置に生態系の回復を担う新たなポケットエコスペースを整備していきます。

また、親水公園や散策路は、水、緑、さまざまな生物・植物とのふれあい等、自然を満喫する空間として育てていくために、水質浄化や河川環境の改善とともに、自然護岸、礫などの整備により水生植物の育成を図り、生物の生息・育成の場を拡大します。さらにその周囲の散策空間にも豊かなみどりを配置し、自然を満喫する空間づくりに取り組んでいきます。

さらに、生物の貴重な生息・生育の場ともなっている大径木や樹林地を計画的に保全していきます。



横十間川

③ 歴史・文化を伝えるみどりの保全・再生

●水運都市として栄えたころの水辺沿いのにぎわいをほうふつとさせる風景を整えます

まちを巡る河川や運河の風景は、かつての江戸町民文化を伝える江東区の個性です。そのため、それぞれの場所に応じて内部河川や橋といった資源を活用した空間整備を推進するとともに水辺の風景の眺めを主役にした美しい景観づくりに努めていきます。

さらに、水辺の風景を眺められる場として橋上や橋詰めおよび川や運河が交差して広がりのある「水の辻」を活用していくとともに、水面活用とあわせた防災船着場の日常的な利用等についても検討していきます。

一方、新たなまちとして開発が進んでいる臨海部においては、「運河ルネッサンス」を展開することにより、水辺と街が融合した多様な魅力を発揮する新たな水辺空間を創出していきます。



心地よい水景の例 木場親水公園



横十間川親水公園

●神社仏閣や門前町、下町らしい風景の周辺は、社寺林や庭園の緑等を保全・育成するとともに、その景観と調和した緑化推進に努めます

社寺林に包まれた歴史と風格のある神社仏閣は、そこに至る門前町との調和も大切です。

そのため、全国から訪れる観光客に江東区の歴史文化を満喫していただくために、社寺林とその周辺地域との関係づくりに違和感のない景観形成に努めていきます。

また、神社仏閣と同様に、長い時間をかけて美しい緑として生長してきた樹木は、区民にとって日常生活のより所であると共に大切な宝であり、次代に継承すべく、その緑の保全と育成に努めていきます。



亀戸天神社



歴史的な庭園例 清澄庭園

《方針2》海辺のうるおいとまちのにぎわいが融合する 江東区らしい臨海部の魅力を発信しましょう

①海辺の恩恵を活用した、ゆとりの感じられるレクリエーション拠点づくり

●多様な海辺、水辺利用を地域とともに推進し、うるおいとにぎわいの融合するまちづくりを進めます

今まで港湾・産業機能により海辺へのアクセスが制限されてきましたが、土地利用転換に伴う新たな開発により海辺に面した公園や憩いの場が創出されつつあります。

これをさらに発展させるため、運河ルネッサンスの推進に取り組み、さまざまな海辺利用によるにぎわい空間を創出していきます。

②海辺を望むみどりの街並みづくり

●海辺に面したみどりの帯づくりを推進します

東京湾や運河では、尾形船や水上・海上バスなど海を利用したさまざまなレクリエーションが行われていることから、人々が海から臨海部の街並みを眺める多くの機会があります。

近年の臨海部開発により、良好な景観が形成されつつあり、これをさらに発展させ、みどりの中にまちが浮かび上がるような美しい景観形成に向けて、海辺や運河に面した緑地の配置やみどり豊かな公園緑地の配置など、海辺に面したみどりの帯づくりを推進していきます。

●大規模な開発では、新たなみどりの拠点やみどりの帯を確保するよう関係機関に働きかけます

現在も「みどりの条例」に基づき、一定規模以上の土地での建築行為に対し一定の緑地を確保するよう働きかけていますが、今後は、海辺や運河に面した緑化についても重点的に指導を行っていきます。

また、水辺に面した敷地内の緑化や公開空地の配置などを積極的に誘導するため、総合設計制度や再開発促進区等の都市開発諸制度の基準の充実などを関係機関に働きかけていきます。

③広大な自然の内陸部への取り込み

●ヒートアイランド現象の緩和に寄与する海からの風の道を確保します

夏季に東京湾から湿潤な海風が吹き込む江東区にとって、南北方向の運河は重要な風の道となります。この風の道を将来も確保していくため、運河の水辺空間を維持していくとともに、運河と陸地との交点では内陸部への風の道を形成するよう建築物の配置や形態を誘導していきます。

《方針3》みんなに利用される公園へ、くつろぎと交流の空間としての質を高めましよう

①みどりでいっぱいの公園づくり

●にぎわいの中にも、憩いやくつろぎが感じられる、みどりの拠点づくりに取り組みます

仙台堀川公園や猿江恩賜公園をはじめとする大規模な都市公園は、区民の憩いやにぎわいの場としての機能とともに、新鮮な冷たい空気を市街地に供給するクールスポットとして、豊かに樹木が成長できるよう適切な維持管理に努めていきます。



猿江恩賜公園

●充足度や目的等を勘案しながら、適正な位置に新たな公園を整備します

身近なレクリエーション活動の場、また、コミュニティ形成の場として利用される公園が不足している場所に重点的な公園整備を行います。その際、大規模住宅団地内の広場や公園も都市公園の機能を補完する場所としてとらえ、事業者にその機能の維持・更新について働きかけていきます。

未整備の都市計画公園については、既成市街地内に多くあることから、現在の市街地の状況、周辺のレクリエーションや環境、防災機能等の整備状況を十分踏まえたうえで、機能的な必要性を明らかにし、地域としてのまちづくりの中で整備の方向性を検討していきます。

②みんなに親しまれる公園づくり

●既存の公園では、園内樹木の適正な維持管理や老朽化した施設を再整備するとともに、地域住民の意見を取り入れながら、区民に親しまれる公園へと質的向上を図ります

施設の老朽化に伴う再整備を行う場合や新たな公園整備を行う場合は、計画段階から区民の意向を把握し、地域や利用者の求めに応じた、使い勝手の良い、美しい公園に整備していきます。

また、既存の公園についても利用実態や区民の意向を把握し、適切な運営管理や整備をしていきます。

健全者ばかりでなく、お体の不自由な方でも、ゆったりと安心して楽しみ、自然が満喫できる空間となるよう、公園の立地特性や利用者特性等を勘案しながら、ユニバーサルデザインの概念を取り入れた施設整備を推進していきます。

近年、人口増加が著しい江東区では、幼年人口も増加しています。そのため、子ども達がのびのびと、そして安全で安心して遊べる公園を確保することによって、子どもを育てやすい環境を形成していきます。



若洲公園

●みどりがもつ健康増進効果の普及と実践を検討します

みどりとふれあいは、人々に心の安らぎを与え、心身ともにリフレッシュする効果を持っています。

このようなみどりの効果を、広く区民に情報発信するとともに、公園等の身近な緑化空間を実践の場として、高齢者等が参加できる仕組みについて、関係機関と協力のもと実現に向けて検討していきます。

●身近な自然体験の場となる区民農園の拡充を検討します

江東区には豊洲地区および砂町地区にそれぞれ1か所区民農園が整備され、大変な人気を呈しています。しかし、密度の高い市街地が形成されている江東区では、既に農地は滅失し、また身近な場所で自ら菜園を確保することも困難な環境にあります。

そのため、身近な自然体験の場として、またレクリエーション活動の一環として、区民が農業にふれあう機会を確保するため、区民のニーズを的確に把握したうえで、公共用地の有効活用等とあわせた新たな区民農園の整備を検討していきます。

また、屋上を活用した民有空間における農園整備を奨励していきます。

③みどりで安全・安心の強化

●防災活動の拠点となるような公園を整備するとともに、防災機能を発揮する生垣等を推進します

広域防災活動の拠点として計画された有明の丘地区の東京臨海広域防災公園について、早期整備を関係機関に働きかけていきます。

また、避難場所に指定されている都市公園以外のオープンスペースについては、建て替え等の際して引き続きその機能を維持するよう関係機関に働きかけていきます。

親水公園を緊急時の水源として利用できるよう機能充実を図るとともに、その他の公園や学校についても一時避難地としての機能を確保するため、防火水槽等の消防水利の設置等を推進していきます。

さらに、延焼遮断帯や遅延帯としての機能を発揮する生垣等を推進していくことにより、みどりの観点から総合的な防災対策を図っていきます。

●治水安全性をさらに向上させるために河川・運河の護岸整備を働きかけるとともに、あわせて緑化を推進します

一部で未整備のままとなっている河川や運河沿いの耐震護岸や防潮堤・内部護岸整備を積極的に東京都に働きかけていくことにより、市街地の治水安全性のさらなる向上を図っていきます。

特に、散歩道が未整備となっている低水位河川では東京都と連携して整備を推進していきます。

《方針4》身近にふれあうみどりを、区民と行政がいっしょになって世話をし、はぐくみましよう

①みどりにかこまれた施設づくり

●公共施設では、緑地や魅力のある草花の充実を図るとともに、区民と行政とがいっしょになって、世話をし、育て、質の高い空間を形成します

公共施設の前庭や玄関への通路周辺は、心地よいおもてなしの空間がふさわしいことから、積極的に質の高い緑化を努めます。

区民にとっては誇りのもてる地域の空間として、訪れる外来者にとっては美しく感じる空間として、草花や緑の配置に努めます。



休憩スポットの例 江東区役所前庭

●敷地面積の大きな教育施設では、児童・生徒の学習環境向上に向けて緑化を積極的に行います

公共施設のなかで、特に大きな面積を有する教育施設については、敷地外周部や屋上緑化を積極的に展開していくことによって児童・生徒の環境学習に役立てていきます。

②うるおいのある道路緑化

●歩行者が快適に利用するとともに、みどりの豊かさが実感できる道路緑化を推進します

街路樹は、道路としての軸性を表現し、明快な方向性を示すものです。そのため、歩道だけでなく沿道の建物外構と一体となった、木陰の気持ちよい美しい並木道の創出に取り組んでいきます。

また、道路の新設や既存再整備にあたっては、歩道幅員の確保や沿道の土地利用などの条件を踏まえたうえで、その場にふさわしいみどりの創出に努めます。その際、沿道居住者や地域住民の声も取り入れ、個性的かつ緑の豊かさが感じられるように努めていきます。



美しい並木道の例 越中島通り

③個々の緑がにじみ出すような緑化の推進

●敷地規模の大きな団地や施設では、景観に配慮したみどりの空間づくりを進めるように働きかけます

区内に点在する敷地規模の大きな住宅団地では、その敷地内にゆとりのあるオープンスペースが確保され、豊かな植栽が施されている団地も数多く存在します。しかし、これらの住宅団地の中には、今後近い将来に建て替え更新時期を迎えるものも少なくありません。

現在あるオープンスペースを確保するとともに、今後建て替え更新を行っていく際に、その植栽の量や広場の面積ばかりでなく、快適性や居心地の良さを加味した美しいみどりを確保してもらえるよう関係機関に働きかけていきます。

●区民や事業者による壁面緑化や屋上緑化、道路沿いの緑化等、個々にできる身近な緑化を促進します

街なかのみどりは、公共空間だけでなく民地内も含めて、人々の目を和ませ、まちのやわらかな印象を醸し出す大切なものです。そのため、区民や事業者の皆さんに協力していただきながら、大きな庭だけでなく建物や小さな空間でも、個々の敷地内で楽しむ緑が、周囲のにじみ出すように、市街地では、一定の緑地を確保するとともに、街並みにうるおいを与える接道部緑化を推奨していきます。そのことによって、豊かなみどりが面として広がっていくように感じる個性的なみどりを増やしていき、質の高い美しいまちを創出していきます。

江東区では、現在、「みどりのまちなみ助成要綱」を制定し、みどり豊かな街並み景観を創出するとともに、火災延焼の遅延効果を高める生垣の設置や、都市のヒートアイランド現象の緩和などに寄与する壁面緑化・屋上緑化を推進するための助成を行っています。

今後とも、区民に積極的に民有地内の緑化を推進していただくために、これらの助成措置の普及啓発に努めるとともに、オープンガーデンや駐車場緑化といったさまざまな都市緑化を推進するための施策についても検討していきます。

●地域に親しまれている特徴的な樹木や樹林地を保全し、育成します

街なかで生長を遂げてきた巨木や樹林地は、区民の身近なみどりとして親しまれており、また都市環境や自然生態系の向上にも大きな役割を果たしています。現在、江東区では「みどりの条例」に基づき、一定基準以上の樹木・樹林を保存樹木・保護樹林として指定し、助成を行っていますが、街路樹と同様に維持管理が大きな課題となっています。

そのため、みどりの保全に協力いただいている所有者の意向を把握したうえで、現在の助成制度の内容の検証や新たな支援策について検討していきます。

《方針5》自然からの恩恵を実感することを通して、みんなで自然を大切にはぐくむ意識と知識を養いましょう

① 水と緑のPR

●イベントの開催や地域参加機会の充実により、みどりに関する情報を広く発信していきます

現在、江東区では自然環境教室を開催していますが、アンケート調査からも分かるとおり、区民の自然やみどりに対する関心はますます高まっています。この区民意識を大切にし、さらなる緑化意識の普及と啓発、また自然の大切さを学び、自然との関わりを深めてもらえるよう努めていくため、今後さらに、環境学習講座などの充実を図っていきます。

また、みどりの環境改善にあわせた区民のリサイクル推進意識の向上を図っていきます。

加えて、広く区民に環境や緑化に関する情報発信を行い、関心を高めていただくよう、区が関わる各種イベント等の機会を積極的に活用していくとともに、地域や区民の要請に応じた専門家派遣や行政職員の出前講座など支援体制の充実について検討していきます。



横十間川親水公園 区民の田んぼの学校

② 区内の水と緑をフィールドとした環境学習

●点在するポケットエコスペースの保全と新たな整備を進めます

ポケットエコスペースは、街なかにおいてさまざまな生物や植物とふれあうことができる身近な自然空間です。特に、現在整備されている39か所のうち、24か所がボランティアによる環境管理・調査が行われ、さらにそのうちの10か所が学校エコスペースとして児童による自主管理が行われるなど自然観察や環境学習の場として活用されています。そのため、今後とも、現在整備されているポケットエコスペースの維持管理とともに、新たな整備を区民とともに進めていきます。



ポケットエコスペースの例 福富川公園

また、最近みられる区民・事業者によるビオトープづくりも奨励していきます。

●水運利用を通じた学習機会の充実を図ります

区内の内部河川には多くの水鳥が飛来し身近に自然を感じることができるほか、小名木川を中心にレクリエーション的な水面利用が行われています。このような場所を活用して、レクリエー

シヨンの要素とあわせた学習機会を充実していきます。

●学校教育と連携し、次世代を担う児童の意識の向上を図ります

学校エコスペースは、児童が身近に環境について学習できる場であり、教育機関との連携のもと、積極的な整備を図っていきます。あわせて、環境学習の普及を図るため、行政職員や専門家派遣制度等の支援体制の充実を検討し、次世代を担う児童への環境問題への関心を高めていきます。

③ 区民参加による身近な自然の情報収集

●区内の自然を区民とともに確認し、区民の意識・知識の向上を図ります

区内に生息するさまざまな生き物や植物は、環境の変化、維持管理の状況により生息・生育状況が変化し、自然の豊かさの感じ方も変わります。

そのため、自然の質を高めていくために必要な情報を、区民とともに収集し、自然の状況を確認していきます。

《方針6》水と緑に対する区民の思いを実現する機会をつくりましょう

①区民が実感できるみどりのサポートシステムの充実

●ボランティア参加者の知識や技術の向上を支援します

ボランティア団体活動助成や地域住民による公園や緑道等の清掃維持管理に対する助成制度は、活動団体の増加に向けたPR活動の充実や、活動団体や参加者の知識や技術の向上に向けた定期的な研修制度の実施など、より活動が活発に行えるような制度となるよう改善策を検討していきます。

また、緑化活動の団体間の交流・連携の場づくりを支援していくとともに、区民が気軽に取り組めるようみどりに関する情報発信の充実など緑化活動システムについても検討していきます。

●区民・事業者・行政の協働による植栽や公園緑地等の維持管理活動を奨励します

区民の緑化活動をサポートするプログラムと連携しながら、「みどり豊かな美しいまちづくり」の実現に向けて区民主体による道路植栽や公園緑地等の維持管理活動を奨励していきます。

また、街路樹や植栽帯、公園・緑地の整備に際して、区民の参加による計画策定、事業への参加を行い、身近なみどりに対する意識の向上を図るとともに、参加者が中心となった維持管理活動への参加システムを構築していきます。

●区民・事業者の自発的な緑化推進を支援します

地域コミュニティの中で、それぞれの特性に応じた「わがまちのみどり」を評価し、それをさらに充実させていくために、区民や事業者が自ら緑化施策の目標を掲げ、その達成に向けた取り組みが展開できるような仕組みづくりを検討していきます。

また、城東公園みどり館等を活用して、住民が行う緑化を支援していきます。

②みどりを守り育てるリーダーの育成

●区民の緑化活動を支えるリーダーを養成します

現在、江東区が実施している「自然とのつきあい事業」や「ネイチャーリーダー育成講座」を通じて、区民の緑化活動を支えるリーダーを養成していきます。また、これらに参加した区民が活動できる場を提供していきます。

●次世代のリーダーを養成します

将来の江東区の発展を担う次世代の若者を対象とした水・緑・環境学習について、えこっくる江東等を活用して、実施を検討していきます。

5. 重点施策

5-1.緑化推進重点地区（敷地内緑化・建物緑化の推進）

- ・本計画では、都市のヒートアイランド現象の緩和をはじめとする環境保全や区民の暮らしやすさの向上などを図っていくために、東京湾および河川・運河といった水辺を中心としたみどりのまちづくりを目指しています。特に、河川・運河は区内を縦横に流れており、この軸線から緑化を展開していくことを重要な視点としてとらえています。
- ・またもうひとつの視点として、土地利用転換や新たな都市開発が進んでいる状況をかんがみると、これらの開発にあわせて屋上緑化や壁面緑化といったさまざまな緑化を展開していくことにより街なかのみどりの質にも目を向けながら増やしていくことがみどり豊かで美しいまちの実現につながると思っています。
- ・このように、東京湾、河川および運河といった水辺を行政が中心となって緑化を推進していくこととあわせて、水辺から市街地全体へと美しいみどりが広がっていくためには、行政・区民・事業者の協働による緑化の取り組みが不可欠です。
- ・以上のような視点から、本計画では江東区全域を緑化推進重点地区として設定します。



図35 緑化推進のイメージ

5-2.水辺の緑化推進

- ・本計画では、「水が彩る美しい みどりのまち」を実現するための土台として、東京湾や荒川、隅田川、小名木川といった大動脈と、区内を縦横に流れる河川、運河といった動脈が位置づけられています。そこで、これらの水網を中心とした緑化推進を重点施策として位置づけます。
- ・また、関連諸計画との協調のもと、今後、重点的なまちづくりを展開する地区についても、緑化を推進していきます。
- ・これらの地区では、区民、事業者、行政の協働による緑化活動を展開していきます。

① 河川・運河沿いの緑化推進

- ・河川・運河沿いの「みどりの帯」は、河川等に面した公園や公共施設のみならず民有宅地も含めた緑化推進によって実現されるものです。そのため、水辺沿いの歩行者ネットワークや緑地帯の形成、河川・運河が交差した「水の辻」周辺の緑化を進め、また、新たな都市開発や既存建築物の建て替え時期にあわせ、水辺を意識した建築物の配置、一定幅の緑化空間の確保、敷地内緑化等にかかわる仕組みを検討し、区民、事業者、関係機関に働きかけていきます。



図36 河川・運河沿いの緑化推進イメージ

② 臨海部の新たな都市開発に合わせた緑化推進

- ・東京湾の海辺を望む臨海部は、近年、土地利用転換に伴う都市開発が進んでおり、新たな都市産業の場、リゾート・レクリエーションの場、都心居住の場として、これからの「江東らしさ」を先導する空間です。そのため、東京湾に向けた街並み形成とともに、公開空地の配置や敷地内緑化等についても海辺が意識されるような仕組みを検討し、区民、事業者、関係機関に働きかけていきます。



37 臨海部の緑化推進イメージ

③ 諸計画との協調による緑化推進

- ・「江東区都市計画マスタープラン」をはじめとする諸計画で、重点的なまちづくり等を展開することが位置づけられた地区では、美しいまちを創出するため、みどりの条例に基づく緑化計画および都市景観条例に基づく景観計画の届出制度などを活用し、本計画と協調しながら緑化推進を図ります。

6. 地区別にみる取り組み方針

6-1. 「地区別にみる取り組み方針」とは

(1)「地区別にみる取り組み方針」の位置づけ

① 区全体の将来像（全体像）を実現するために、地区が果たすべき役割を示しています

本計画（江東区みどりと自然の基本計画）は、江東区全域を対象として、都市を取り巻くさまざまな問題などの解決に向けたみどりのあるべき姿を示したものです。

本章「地区別にみる取り組み方針」では、この区全体の将来像を実現するために「保全」「創出」「再生」すべきみどりについて、区民の皆さんにとって慣れ親しんでいる「地区」という単位から取り組むべき方向性を示したものです。

② 区民の皆さんとともに具体的なまちづくりを検討していくための素材です

一方、今後のみどりのまちづくりを進めていくためには、区民の身近な問題や目線を取り上げながら、誰もが計画実現の担い手であることを実感し、一緒になって取り組んでいかなければなりません。

そのために、今後のさまざまなまちづくりの実施段階において、この「地区別にみる取り組み方針」を検討の基礎材料として活用していきます。

(2)「地区別にみる取り組み方針」の構成

本章「地区別にみる取り組み方針」は、以下の項目によって構成されています。

●各地区の概況

- ・各地区のみどりに関わる背景や現状としての地区の基本認識を示しています。

●各地区を代表するみどり

- ・都市全体の視点からみても重要な要素となっている各地区の大切な資源を示しています。

●各地区のみどりに関する課題

- ・江東区全体を「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観」という切り口から解析・評価した結果得られた課題を整理しています。

●各地区を特徴づけるみどりマップ

- ・各地区に存在する個別の要素について、ネットワークや拠点といった視点から地区を特徴づけるみどりを整理したものです。

●各地区の取り組み方針

- ・今後、地区の皆さんと具体的なみどりのまちづくりについて検討していくにあたって、都市全体からみても重要となる視点を整理しています。

表 10 各地区における「特徴づけるみどり」の凡例

	都市公園（海上公園を含む）
	都市計画公園（未整備）
	児童遊園
	団地内オープンスペース
	公園内広場（大規模な公園）
	公園内広場（軸状の公園）
	遊び場
	少年野球場
	ポケットエコスペース
	区民農園
	街路樹
	水辺・潮風の散歩道等
	防災船着場
	主要公共施設
	文教施設
	社寺
	大規模公的団地
	スポーツレクリエーション施設（屋内施設を含む）

6-2.小松橋・白河地区

(1)小松橋・白河地区の概況

- ・平成18年（2006年）現在の地区人口は67,853人で、区全体の約16.3%を占めています。同じく人口密度は183.4人/haで、区平均の105.3人/haを大きく上回っています。
- ・墨田区と隣接しているとともに、隅田川、仙台堀川、横十間川といった河川によって地区の境界が区切られ、地区内にも小名木川および大横川が東西・南北方向に流れるなど水辺との関わりが深い地区であり、猿江恩賜公園や木場公園もかつての貯木場跡地に整備された公園です。さらに、江戸初期からの伝統文化を受け継ぐ数多くの社寺境内地や価値の高い橋などの歴史的資源を有しています。
- ・道路を除く土地利用割合としては、住宅系（集合住宅12.32%、専用住宅10.15%）が最も多くなっていますが、区全体と比べて商業系（商業業務専用5.41%、住商併用6.35%）の割合が高いことが特徴としてあげられます。

(2)小松橋・白河地区を代表するみどり

- ・拠点となるみどり：木場公園、猿江恩賜公園、清澄庭園
- ・動脈となるみどり：隅田川、仙台堀川公園、横十間川親水公園、小名木川、大横川
- ・その他の特徴的なみどり：清澄庭園東側一帯の社寺境内地と社寺林

(3)小松橋・白河地区のみどりに関する課題

- ・木場公園や猿江恩賜公園、清澄庭園といった大規模公園は、地区住民はもとより広く区民の憩いの場として親しまれているとともに、都市のヒートアイランド現象を緩和するクールスポットとしても重要です。そのため、これらの公園の樹木が良好に生長できるよう維持管理に努めていくことが必要です。また、風の道となる隅田川や横十間川、大横川といった南北方向を流れる河川や三ツ目通り、四ツ目通りといった広幅員道路の維持管理も重要です。
- ・仙台堀川公園や横十間川親水公園のほか、隅田川や小名木川、大横川の水辺の散歩道、さらには街路樹が植栽された道路が地区内の公園や公共施設につながっています。これらのネットワーク性をさらに高めることによって、さらに魅力的で住みやすいまちへと向上させていくことが望まれます。その際に、大横川や小名木川といった水辺の散策路では、周辺の中低層住宅地や商工業地との一体的な景観形成が期待されます。
- ・清澄庭園を中心に多くの社寺が立地しており、歴史的街並みを形成しています。これらの歴史的風情を有する門前町をみどりの観点からも保全するとともに、名所を巡るウォーキングコースとして沿道緑化などによる歩行環境のさらなる改善が期待されます。
- ・地区内の緑被率は7地区の中で最も低い数値となっています。清澄庭園や猿江恩賜公園内の樹木生長によって増加傾向にありますが、今後は公共施設の積極的な緑化に加え、民有地においても緑化啓蒙活動を推進していくことが重要です。
- ・住区基幹公園の地区住民1人あたり面積は区全体の平均をやや下回っていますが、既に高密度な市街地が形成されていることから、オープンスペースを確保していくことは困難な状況といえます。そのため、まちづくりと一体的に街区公園機能を有する身近なオープンスペースを確保するとともに清澄庭園や木場公園、猿江恩賜公園といった都市基幹公園の代替による機能確

保についても検討が必要です。

- ・地区内には3か所の避難場所が設定されていますが、倒壊危険性の高い建物が多く密集しており、高橋や森下、白河といった区域を中心に地震に関する総合危険度が比較的高くなっています。これらの区域は、空き地等を公的に担保していくとともに、建築物の建て替えにあわせて生垣や庭先緑化等を促進することにより、火災の延焼防止や建物の倒壊を防止するみどりを多方面から確保していくことが必要です。

表 11 小松橋・白河地区のみどりに関する指標

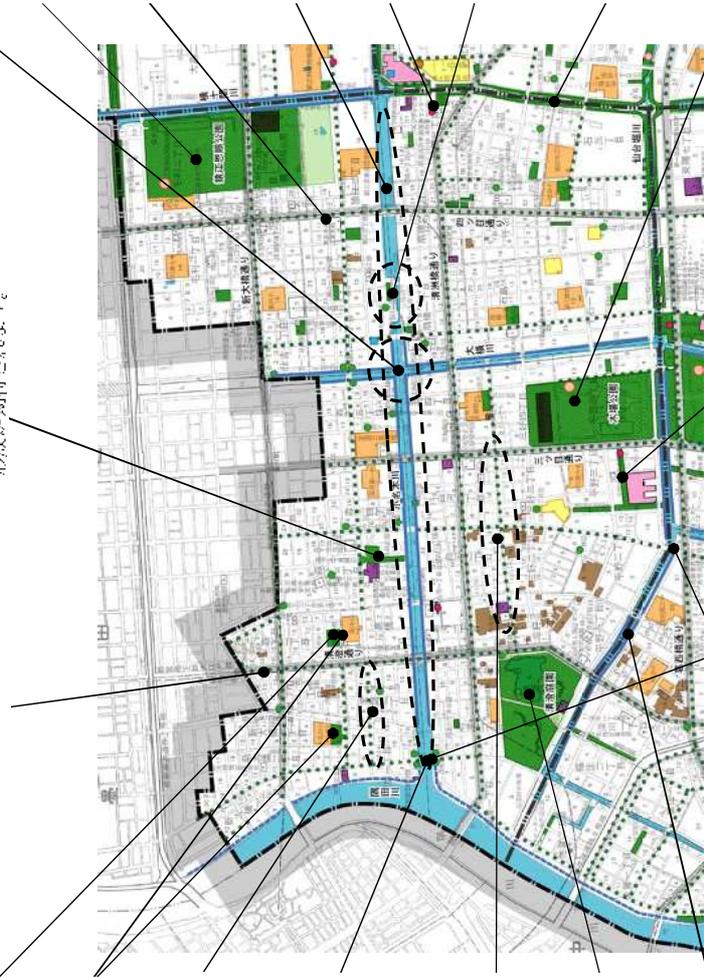
		江東区全域	小松橋・白河
地域面積		3,948.0ha	370.0ha (対区全体 9.37%)
人口〈平成18年(2006年)〉		415,866人	67,853人 (対区全体 16.32%)
人口密度〈平成18年(2006年)〉		105.3人/ha	183.4人/ha (7地区中3番目)
土地利用	公共系	7.63%	7.20% (地区第6位)
	商業系	8.28%	11.76% (地区第5位)
	住宅系	13.99%	22.47% (地区第2位)
	工業系	16.62%	12.19% (地区第4位)
	空地系	24.00%	15.83% (地区第3位)
	道路	17.75%	22.57% (地区第1位)
	鉄道港湾	2.76%	1.65% (地区第8位)
	河川水部	8.94%	6.35% (地区第7位)
主要幹線道路	南北方向	—	清澄通り、三ツ目通り、四ツ目通り
	東西方向		新大橋通り、清洲橋通り
開発動向の面積 現在		約 415.2ha	2.0ha (対地区面積 0.54%)
主要公共施設			東京都現代美術館、江東公会堂、芭蕉記念館(分館)、深川江戸資料館(白河出張所)、白河こどもとじょかん、深川保健相談所、小松橋出張所(小松橋区民館)
公的住宅団地			木場公園住宅、千石一丁目アパート、深川千石町アパート
歴史的資源の有無			清澄庭園東側一帯に社寺境内地多数、松平定信墓、萬年橋、危久橋、福寿橋
避難地			猿江恩賜公園一帯 (1.80 m ² /人) 清澄庭園 (0.83 m ² /人)、木場公園 (2.43 m ² /人)
地震に関する地域危険度		—	ランク 5 : 高橋、ランク 4 : 新大橋3丁目、森下2~4丁目、白河2丁目
緑被状況	樹木割合	9.59%	9.83%
	草地割合	7.01%	1.38%
	屋上緑化樹木割合	0.02%	0.02%
	屋上緑化草地割合	0.05%	0.01%
	水面面積	356.43 ha	24.83 ha
	緑被率	16.68%	11.24%
	みどり率	29.55%	22.58%
住区基幹公園	か所数	145か所	25か所 (街区公園 24か所、地区公園 1か所)
	供用面積	58.3 ha (1.65 m ² /人)	10.53 ha (1.55 m ² /人)
	未供用面積	10.75 ha	0.00 ha
	ポケットエコスペースか所数	37か所	5か所
緑・自然の満足度		54.5%	61.6% (99人中61人)

小松橋・白河地区を特徴づける水と緑マップ

高森公園と森下区民センター
小名木川水辺の散歩道とつながっています。隣接する森下文化センターおまじのらくが、船もはめりて散歩道と一体的な空間として再整備することにより、利用価値の高い空間形成が期待されます。

清澄通り
歩道幅に見合った樹冠を考慮しながら、空間スケールに応じた特色ある街路樹の植栽が望まれます。

小名木川と大横川との合流部
水辺の散歩道の主要交差点として、休憩スポットとしての空間整備が期待されます。



森下公園
子ども遊び場や近隣住民の憩いの場としての利用価値が高い公園です。

小学校と街区公園
森下公園により、小学校と街区公園が一体的に整備されています。

高橋飯店通り
サクラ並木が続いており、特選豊かな街路樹景観が形成されています。

新小名木川水門および萬年橋周辺
隅田川と小名木川沿いにそれぞれ散歩道が整備されていますが、水門によって遮られています。この周辺のネットワークを確保することによって、魅力あるまちづくりが期待されます。

深川江戸資料館前通り
清澄通りと木場公園を結ぶネットワーク性に加え、周辺の土蔵群と一体となった落ち着いたたたずまいを醸し出しています。

清澄庭園
旧大名庭園としての歴史的价值に加え、時間の経過とともに島水層が形成されており、区内の貴重な動植物の生息空間としての価値も高い場所です。

仙台堀川
憩いや散策の場に加え、移動経路としても区民によく利用されています。川沿いの宅地景観と一体となった水辺の散歩道整備により水辺がひろがる緩やかな帯にふさわしい空間形成が期待されます。

亀久橋・萬年橋

江東区都市景観重要建築物に指定され、かつての水運都市としての発展の面影を残す貴重な町並みとなっています。

猿江恩賜公園
木場公園とともに、広く区民に親しまれています。

四ツ目通り
歩道幅に見合った樹冠を考慮しながら、空間スケールに応じた特色ある街路樹の植栽が望まれます。

小名木川
隅田川と荒川を結ぶかつての幹線として、緑とにぎわいが調和した水辺の散歩道の整備を推進し、横上間川や他地区とのネットワークを形成していくことが望まれます。

三島橋公園内ホケットエクス
維持管理が行き届いており、今後とも貴重な自然観察の場として保全していくことが期待されます。

扇橋ことう門および扇橋河川公園
扇橋ことう門を観光資源として活用し、扇橋河川公園と一体となって魅力ある空間へと再生することが期待されます。

横十間川親水公園
憩いや散策の場に加え、移動経路としても区民によく利用されています。

木場公園

まつりや広域芸術などのイベントも開催され、広く区民に親しまれています。また、公園内の豊かな樹林地は市街地内のクールスポットとしての役割も果たしています。

福富川公園

かつての堀割の面影を残す公園として機能しています。

【小松橋・白河地区の取り組み方針】

『下町の伝統文化をはぐくんできた水辺から広がる水運のまち』

- かつての舟運の再生を目指し、隅田川～小名木川～大横川～仙台堀川～水辺沿いのネットワークを強化することが望まれます。また、橋詰めなどを活用した憩いの空間の創出も考えられます。
- 沿川の公共施設や道路の緑化を充実させるとともに、建築物においても建て替え等に川に面する側の緑化を行うなどにより、緑の帯にふさわしい空間を創出することが望まれます。
- 木場公園、猿江恩賜公園、清澄庭園は、緑の拠点として樹木の良質な生長のための維持管理を図るとともに、区民の文化交流空間として活用していくことが望まれます。

- 小学校や公共施設と街区公園が一体となった緑空間を創出することにより、地区環境を向上させていくことが望まれます。
- 街路樹の樹種選定や維持管理活動が地区住民のコミュニティ形成に寄与するよう、地区住民と一緒に検討していくことが望まれます。
- 地区全体として比較的建物が密集していることから、壁面緑化や庭先緑化等の奨励により下町らしさの中に軽やかで開放的な街並みを創出していくことが望まれます。

6-3.富岡・東陽地区

(1) 富岡・東陽地区の概況

- ・平成18年（2006年）現在の地区人口は61,540人で、区全体の約14.8%を占めています。同じく人口密度は150.1人/haで、区平均の105.3人/haを大きく上回っています。
- ・隅田川、仙台堀川、横十間川、汐浜運河といった河川・運河によって地区の境界が区切られるとともに、地区内にも河川・運河が縦横に流れており、水辺との関わりが深い地区です。
- ・江戸後期に埋め立てられた地区であることから、当時はさらに多くの河川・堀割が張り巡らされ、水辺の風光明媚な観光地となっていました。さらに、富岡八幡宮および深川不動尊が位置する深川界隈は江戸町人文化の中心地として栄え、現在も当時の面影を残しています。
- ・道路を除く土地利用割合としては、住宅系（集合住宅14.67%、専用住宅6.01%）が最も多くなっていますが、区全体と比べて商業系の商業業務専用施設（11.41%）および公共系の教育文化施設（7.13%）の割合が高いことが特徴としてあげられます。

(2) 富岡・東陽地区を代表するみどり

- ・拠点となるみどり：木場公園、東京海洋大学
- ・動脈となるみどり：隅田川、仙台堀川公園、横十間川親水公園、大横川、平久川、汐浜運河、越中島通りケヤキ並木など
- ・その他の特徴的なみどり：富岡八幡宮や深川不動尊をはじめとする門前仲町の社寺境内地と社寺林、区役所をはじめとする東陽町周辺の公共施設のみどり

(3) 富岡・東陽地区のみどりに関する課題

- ・門前仲町には、深川不動尊および富岡八幡宮を中心とした門前町が形成され、江戸町人文化の面影を残しています。これら歴史的風情を有する門前町をみどりの観点からも保全するとともに、現在残る河川だけでなく、かつて河川・堀割だった公園等も活用しながら魅力ある歩行者ネットワークを形成する必要があります。
- ・仙台堀川公園や横十間川親水公園のほか、隅田川や大横川の水辺の散歩道、さらには街路樹が植栽された道路が地区内の公園や公共施設につながっています。これらのネットワーク性をさらに高めることによって、魅力的で住みやすいまちへと向上させていくことが望まれます。また、比較的幅員の狭い小河川が地区内を張り巡らせているため、八幡橋に代表される橋が多く架けられています。これらの橋を眺望点として活用していくことが期待されます。
- ・木場公園は、地区住民はもとより広く区民の憩いの場として親しまれているとともに、都市のヒートアイランド現象を緩和するクールスポットとしても重要です。そのため、公園内の樹木が良好に生長できるよう維持管理に努めていくことが必要です。また、風の道となる隅田川や横十間川、大横川といった南北方向を流れる河川や三ツ目通り、四ツ目通りといった広幅員道路の維持管理も重要です。
- ・地区内の緑被率は内陸部では最も高い割合となっています。今後とも公共施設の緑化や街路樹の植栽を推進し、江東区の中心にふさわしいみどりの風格あるまちへと育てていくことが重要です。
- ・住区基幹公園の地区住民1人あたり面積は最も多く、ほぼ地区全体で誘致距離圏を満たしてお

り、特に近隣公園の整備水準が高いことが特徴です。今後はこれら公園緑地の維持管理とともに、高齢化社会等の時代に応じた機能更新といった視点も検討する必要があります。

- ・地区内には2か所の避難場所が設定されており、地震に関する総合危険度はランク2～3が多い状況です。一方、富岡や古石場といった区域では、過去に大きな風水害被害を受けていることから、今後とも耐震護岸整備の推進等による避難場所に安全に到達するためのネットワーク確保が期待されます。

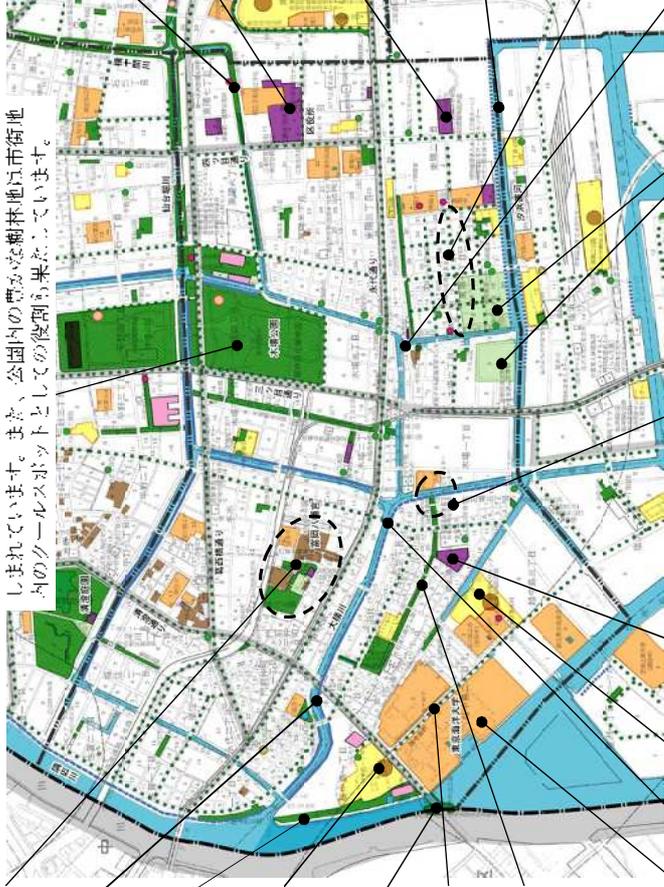
表 12 富岡・東陽地区のみどりに関する指標

		江東区全域	富岡・東陽
地域面積		3,948.0ha	410.0ha (対区全体 10.39%)
人口 (平成 18 年 (2006 年))		415,866 人	61,540 人 (対区全体 14.80%)
人口密度 (平成 18 年 (2006 年))		105.3 人/ha	150.1 人/ha (7 地区中 4 番目)
土地利用	公共系	7.63%	10.27% (地区第 5 位)
	商業系	8.28%	15.21% (地区第 3 位)
	住宅系	13.99%	20.68% (地区第 2 位)
	工業系	16.62%	7.72% (地区第 7 位)
	空地系	24.00%	13.18% (地区第 4 位)
	道路	17.75%	22.28% (地区第 1 位)
	鉄道港湾	2.76%	2.04% (地区第 8 位)
	河川水部	8.94%	8.62% (地区第 6 位)
主要幹線道路	南北方向	—	清澄通り、三ツ日通り、四ツ日通り
	東西方向	—	葛西橋通り、永代通り、首都高 9 号線
開発動向の面積 現在		約 415.2ha	7.0ha (対地区面積 1.71%)
主要公共施設		—	江東区役所、江東区文化センター、教育センター (東陽図書館)、古石場文化センター (古石場図書館)、江東区保健所 (健康センター)、富岡区民館 (富岡出張所)、東陽区民館、道路事務所、江東出張所
公的住宅団地		—	越中島住宅、牡丹町アパート、越中島三丁目ハイツ、木場三丁目ハイツ、東陽四丁目アパート、東陽三丁目アパート、洲崎六丁目アパート
歴史的資源の有無		—	富岡八幡宮、深川不動尊など社寺境内地多数、明治丸、山手正橋、亀久橋、東京橋
避難地		—	東京海洋大学一帯 (4.17 m ² /人)、木場公園 (2.43 m ² /人)
地震に関する地域危険度		—	ランク 5、ランク 4 ともに該当なし
緑被状況	樹木割合	9.59%	10.17%
	草地割合	7.01%	2.81%
	屋上緑化樹木割合	0.02%	0.05%
	屋上緑化草地割合	0.05%	0.01%
	水面面積	356.43ha	35.54ha
	緑被率	16.68%	13.05%
	みどり率	29.55%	25.83%
住区基幹公園	か所数	145 か所	22 か所 (街区公園 17 か所、近隣公園 5 か所)
	供用面積	58.3ha (1.65 m ² /人)	12.05ha (1.96 m ² /人)
	未供用面積	10.75ha	6.64ha (近隣公園 2 か所)
	ポケットエコスペースか所数	37 か所	6 か所
緑・自然の満足度		54.5%	55.1% (89 人中 49 人)

富岡・東陽地区を特徴づける水と緑マップ

木場公園

区民のボランティア活動の拠点となっているほか、まつりや広域芸術祭などのイベントも開催され、広く区民に親しまれています。また、公園内の豊かな樹林地は市街地内のグリーンスポットとしての役割も果たしています。



富岡八幡宮、深川不動尊および門前周辺にかけての江戸文化の面影を残す空間が広がっており、今後とも景観保全が必要です。また、高岡八幡宮の社寺林は大高木層が形成されていることから、区内の貴重な動植物の生息空間としての価値も高い場所です。

大横川
サクラ並木が続いており地区住民に親しまれています。一部区間において水辺の散歩道が未整備となっています。

越中島公園
隅田川の広大な水辺を望むことができる公園として多くの区民に親しまれています。

越中島住宅
同地区内にオープンスペースや植栽などが施されています。

中の島公園
落ち着いた緑地を持つ公園ですが、その反面、やや防犯面に課題があります。

越中島通り
ケヤキ並木が続いており、特になかなかな街路樹景観が形成されています。

古石場川親水公園および牡丹町公園
古石場川親水公園はかつての規制の面影を残しながら地区住民の憩いや散策の場として機能しています。一方、牡丹町公園は、地区住民の憩いの場として再機能していますが、江戸文化を印象づけるにはやや魅力に欠ける面があります。

東京海洋大学
緑豊かな公共空間として周辺景観に寄与するとともに、遊覧所としても重要な役割を果たしています。

東富橋
江東区都市景観重要建造物が指定され、かつての水運都市としての発展の面影を残す貴重な財産となっています。

越中島三丁目ハイイズ
川内にオープンスペースや植栽などが施されています。

【富岡・東陽地区の取り組み方針】

『江戸のただすまいとセンター地区をつなぐ水とみどりのまち』

- ・富岡八幡宮や深川不動尊を中心とする門前町と区のセンター地区である区役所周辺を、大横川や横十間川親水公園といった水辺と一体となった緑、永代通りをはじめとする道路沿いの緑によってつなぐことで望めます。
- ・センター地区に近い木場公園や横十間川親水公園は、樹木の良好な生長のための講習会や維持管理イベントなどの開催を区民とともに進めていくことにより、区民の文化交流や自然とのふれあい、環境学習の場として活用・充実していくことが望まれます。

横十間川親水公園

公園としての機能を加え、ボウリングコートやスポーツ広場、田んぼなどがあり、市街地内の貴重な自然空間および区民のボランティア活動拠点としての役割も果たしています。

区役所周辺

すでに豊かな敷地内緑化がなされていますが、今後とも区民の中心地区として緑化施策を先導していくことが期待されます。

教育センター等の公共施設周辺

広場機能が確保されていることに加え、緑豊かなコミュニティ道路が形成されることに加え、緑化が行き届いていきます。また、隣接する区道は、緑豊かな街路樹景観が形成されています。

汐浜運河

湖風の散歩道が整備されていますが、やや景観的魅力に欠けています。また周辺へのアクセシビリティも課題を残しています。

東陽1丁目

ケヤキ並木をはじめとする街路樹が密に続いており、緑豊かな街並み景観が形成されています。

洲崎弁天および弁天橋

江戸文化を今と広げる貴重な空間となっています。

未整備公園計画地

近接して2か所の近隣公園が都市計画決定されたことから、市計画決定されたまま未整備となつていきます。

大横川と古石場川親水公園

水辺の散歩道から古石場川親水公園へのアクセシビリティが望まれます。

ウエルタワールおよび公共施設集積地区

公共施設集積しており、地区住民が多く訪れる地区であることから、古石場川親水公園とのネットワーク性に配慮した一体的な緑空間づくりが期待されます。

- ・幹線道路や汐浜運河、古石場川親水公園などのアクセシビリティに配慮しながら、大横川沿いの水辺の散歩道を整備することが望まれます。さらに、古石場川親水公園からウエルタワールや牡丹町公園といった周辺の緑空間へのアクセシビリティを確保し、展開させていくことにより、地区全体としてのネットワーク性を向上させていくことが望まれます。
- ・区役所周辺を緑化先導地区として位置づけるとともに、地区内の大規模住宅団地内の緑化空間の維持管理や担保性についても検討していくことが望まれます。
- ・既設の都市公園の維持管理や機能改善を進めることが望まれます。また、未整備都市計画公園については、地区のまちづくりの中で整備の方向性について検討していくことが望まれます。

6-4.豊洲地区 ※豊洲六丁目については、「6-7.臨海地区」に記載されています。

(1) 豊洲地区の概況

- ・平成18年（2006年）現在の地区人口は66,770人で、区全体の約16.1%を占めています。同じく人口密度は96.8人/haで、区平均の105.3人/haをやや下回っています。
- ・汐浜運河、豊洲運河、辰巳運河、曙運河といった運河によって地区の境界が区切られるとともに、地区内にも運河が縦横に流れており、水辺との関わりが深い地区です。また、土地利用転換に伴う再開発によって確保された公園・緑地や街路樹といった公共空間の緑化がみどりに囲まれた地区を印象づけています。
- ・東京湾に近く、運河が多く張り巡らされていることから倉庫街として発展してきましたが、近年は土地利用転換が進み、超高層住宅が立地する住宅地としての開発が現在も進められています。
- ・道路を除く土地利用割合としては、工業系（専用工場7.74%、住居併用0.13%、倉庫・運輸12.64%）が最も多くなっており、区全体と比べてもこの割合が高いことが特徴としてあげられます。

(2) 豊洲地区を代表するみどり

- ・拠点となるみどり：辰巳の森海浜公園、辰巳の森緑道公園
- ・動脈となるみどり：汐浜運河、豊洲運河、辰巳運河、曙運河、平久運河など
- ・その他の特徴的なみどり：大規模住宅団地内のオープンスペースや植栽

(3) 豊洲地区のみどりに関する課題

- ・災害の際の危険度は、北部の一部を除いておおむね低くなっていますが、一部の運河では防潮堤整備がされていないものもみられるため、今後は運河の安全性向上とともに、その運河を渡って避難場所に安全に到達するためのネットワーク確保が期待されます。さらに街路や運河を活用して、居住地区から辰巳の森海浜公園や潮見運動公園といったみどりの拠点までをつなぐ歩行者ネットワークを形成することが課題です。
- ・貯木場の存在が影響して、水辺の鳥や水生生物も多くみられ、江東区は東京湾とのつながりが深いことがわかります。この水辺に生息する動植物を保全・育成していくことが重要です。
- ・地区内の緑被率は7地区の中で臨海地区、新木場・若洲地区について3番目に高い割合となっています。それらの多くは、住宅団地内の植栽であったり、区画道路レベルまで植栽された街路樹であったりします。これらの地区のみどりを今後とも区民とともに維持し、増加を図る必要があります。特に、近年、工場跡地を中心として高層業務ビルやマンション群が建設されており、一部には屋上緑化が図られている建物も見受けられますが、このような大規模開発に伴う緑地の担保が課題です。さらに、新規建設だけでなく、建て替え更新時期を迎える住宅団地においても緑被量を維持・増加させていくことが重要な視点としてあげられます。
- ・地区内には比較的広幅員の運河網が張り巡らされています。また、臨海部の大規模開発では、海を背景にした都市の中でも特徴的な景観が形成されつつあります。その魅力的な都市景観を

活用した街中リゾートの空間づくりに水辺や緑が取り込まれていくことが期待されます。そのために、海辺や運河を空の開けた空地として活用し、沿道の宅地と一体となって水上カフェやレストラン等、人のにぎわう空間を形成していくことが重要です。

表 13 豊洲地区のみどりに関する指標

		江東区全域	豊洲
地域面積		3,948.0ha	690.0ha (対区全体 17.48%)
人口 (平成 18 年 (2006 年))		415,866 人	66,770 人 (対区全体 16.06%)
人口密度 (平成 18 年 (2006 年))		105.3 人/ha	96.8 人/ha (7 地区中 5 番目)
土地利用	公共系	7.63%	3.76% (地区第 8 位)
	商業系	8.28%	7.35% (地区第 6 位)
	住宅系	13.99%	10.56% (地区第 5 位)
	工業系	16.62%	20.51% (地区第 1 位)
	空地系	24.00%	17.63% (地区第 4 位)
	道路	17.75%	18.10% (地区第 2 位)
	鉄道港湾	2.76%	4.42% (地区第 7 位)
	河川水部	8.94%	17.67% (地区第 3 位)
主要幹線道路	南北方向	—	晴海通り、三ツ目通り、首都高 9 号線
	東西方向	—	国道 357 号、首都高湾岸線
開発動向の面積 現在		約 415.2ha	80.5ha (対地区面積 11.7%)
主要公共施設			豊洲出張所、豊洲文化センター (豊洲図書館)、深川南部保健相談所、枝川区民館、潮見証明書交付コーナー、建替支援用貸工場、水辺と緑の事務所、深川清掃事務所、東京都東京港防災事務所、生涯学習課辰巳分室、東京都交通局東雲庁舎、東雲図書館
公的住宅団地			塩浜一丁目アパート、塩浜二丁目アパート、塩浜二丁目第 2 アパート、塩浜二丁目第 4 団地、ヴェッセル木場南、枝川二丁目アパート、枝川一丁目第 2 アパート、豊洲四丁目アパート、豊洲四丁目団地、潮見一丁目アパート、辰巳一丁目アパート、東雲キヤナルコート、東雲一丁目アパート
歴史的資源の有無		—	—
避難地			辰巳団地・潮見運動公園一帯 (14.02 m ² /人) その他は地区内残留地区
地震に関する地域危険度			ランク 5、ランク 4 ともに該当なし
緑被状況	樹木割合	9.59%	8.84%
	草地割合	7.01%	5.08%
	屋上緑化樹木割合	0.02%	0.01%
	屋上緑化草地割合	0.05%	0.00%
	水面面積	356.43ha	124.08ha
	緑被率	16.68%	13.93%
	みどり率	29.55%	34.46%
住区基幹公園	か所数	145 か所	23 か所 (街区公園 19 か所、近隣公園 4 か所)
	供用面積	58.3ha (1.65 m ² /人)	13.05ha (1.95 m ² /人)
	未供用面積	10.75ha	0.07ha (街区公園 1 か所)
	ポケットエコスペースか所数	37 か所	8 か所
緑・自然の満足度		54.5%	34.1% (85 人中 29 人)

6-5. 亀戸・大島地区

(1) 亀戸・大島地区の概況

- ・平成18年（2006年）現在の地区人口は106,712人で、区全体の約25.7%を占めています。人口密度は222.8人/haで、区平均の105.3人/haを大きく上回っています。
- ・旧中川、北十間川、横十間川といった河川によって墨田区との境界が区切られていますが、河川を挟んで隣接した墨田区との連携にも配慮すべき地区です。また、地区の境界は、小名木川によって区切られ、地区中央を東西に豎川が流れています。
- ・亀戸地区北側には亀戸天神社を中心に社寺が集積し、またJR亀戸駅周辺には商業施設が集積していることから、多くの人が訪れる地区となっています。旧中川を挟んで江戸川区とともに旧中川沿いの亀戸・大島・小松川地区では大規模な市街地再開発事業が行われているほか、大島地区内には大規模な公的住宅団地があります。
- ・土地利用割合としては、住宅系（集合住宅18.48%、専川住宅12.33%）が最も多くなっていますが、亀戸駅を中心に商業・業務系施設が集積しており（商業業務専川5.99%、住商併川5.68%）の割合が高いことが特徴としてあげられます。

(2) 亀戸・大島地区を代表するみどり

- ・拠点となるみどり：亀戸中央公園、大島小松川公園
- ・動脈となるみどり：旧中川、北十間川、横十間川、小名木川、豎川
- ・その他の特徴的なみどり：亀戸天神社周辺の社寺林、大規模公的団地内の緑地

(3) 亀戸・大島地区のみどりに関する課題

- ・大規模公園である亀戸中央公園や大島小松川公園は、隣接する旧中川とともに地区住民はもとより区民の憩いの場として親しまれているとともに、都市のヒートアイランド現象を緩和するクールスポットとしても重要です。そのため、これらの公園の樹木の良好な生育環境の確保に努めていくことが必要です。また、風の道となる横十間川、明治通り、丸八通りといった南北方向の河川・広幅員道路の適切なみどりの保全も重要です。
- ・旧中川、横十間川の一部には、水辺の散歩道が整備され、水辺の散策や日常的な移動に利用されています。現在散歩道が整備されていない河川についても整備を促進し、住民の利便性を高めるとともに、水辺に親しめる場を確保していくことが必要です。
- ・地区内の河川沿いや幹線道路は、河川敷緑化や街路樹によりみどりのネットワークが形成されています。今後は、みどりの豊かさを感じるよう、適切な維持管理を行っていくことが必要です。
- ・緑被率は7地区中6位と低位に位置している中で、大規模な公園や公的住宅団地の緑や社寺林は貴重なまとまった緑です。公的住宅団地は、今後の建て替え等の際に、現在の緑地量を維持していくとともに、社寺林についても保全が望まれます。また、前述したまとまった緑がない町丁目では、庭先緑化や生け垣設置を推進し身近な緑の育成が望まれます。
- ・大島6丁目や亀戸2丁目付近など街区公園が充足されていない町丁目が見受けられますが、本地区内には大規模な公的住宅団地内に同程度の機能が確保されていることから、これら公的住宅団地内のオープンスペースを今後とも確保し、住区基幹公園と連携を行っていくことが望ま

れます。また未整備公園のうち亀戸五丁目公園は、密集した市街地内にあり重要なオープンスペースとなる公園であるため、周辺都市基幹公園における機能の代替、地区防災性向上に向けた多面的な施策展開とあわせて、今後のあり方を検討することが必要です。

- ・地区内の4か所の避難場所のうち、2か所は公的住宅団地となっており、今後の建て替え時においても機能の継続性を確保していくことが必要です。
- ・学校以外のポケットエコスペースについては、適切な維持管理を行うとともに、新たな整備にあたっては、まとまったみどりを要する大規模公園や河川隣接地など、既存の自然環境とのネットワークを考慮することが必要です。

表 14 亀戸・大島地区のみどりに関する指標

		江東区全域	亀戸・大島
地域面積		3,948.0ha	479.0ha (対区全体 12.13%)
人口 (平成 18 年 (2006 年))		415,866 人	106,712 人 (対区全体 25.66%)
人口密度 (平成 18 年 (2006 年))		105.3 人/ha	222.8 人/ha (7 地区中 2 番目)
土地利用	公共系	7.63%	8.68% (地区第 5 位)
	商業系	8.28%	11.67% (地区第 4 位)
	住宅系	13.99%	30.81% (地区第 1 位)
	工業系	16.62%	8.27% (地区第 6 位)
	空地系	24.00%	13.90% (地区第 3 位)
	道路	17.75%	21.13% (地区第 2 位)
	鉄道港湾	2.76%	3.04% (地区第 8 位)
	河川水部	8.94%	2.50% (地区第 7 位)
主要幹線道路	南北方向		明治通り、丸八通り
	東西方向		蔵前橋通り、京葉道路、新大橋通り
開発動向の面積 現在		約 415.2ha	31.6ha (対地区面積 6.60%)
主要公共施設		—	亀戸文化センター (商工情報センター)、青少年センター、総合区民センター、東大島文化センター、城東保健所、中川船番所資料館
公的住宅団地			大島四丁目団地、大島六丁目団地、亀戸二丁目団地、亀戸七丁目アパート、大島五丁目第 2 アパート 等
歴史的資源の有無		—	亀戸天神社・亀戸香取神社等亀戸地区北部の社寺、亀戸浅間神社、白性院
避難地			亀戸中央公園 (2.02 m ² /人)、亀戸二丁目団地一体 (2.17 m ² /人)、亀戸・大島・小松地区 (5.10 m ² /人)、公園大島・北砂団地一体 (3.32 m ² /人)
地震に関する地域危険度			ランク 5 : 、ランク 4 : 大島七丁目
緑被状況	樹木割合	9.59%	8.62%
	草地割合	7.01%	3.23%
	屋上緑化樹木割合	0.02%	0.01%
	屋上緑化草地割合	0.05%	0.02%
	水面面積	356.43 ha	12.03 ha
	緑被率	16.68%	11.87%
	みどり率	29.55%	17.43%
住区基幹公園	か所数	145 か所	41 か所 (街区公園 39 か所、近隣公園 1 か所、地区公園 1 か所)
	供用面積	58.3 ha (1.65 m ² /人)	12.79 ha (1.12 m ² /人)
	未供用面積	10.75 ha	3.8 ha
	ポケットエコスペースか所数	37 か所	5 か所
緑・自然の満足度		54.5%	54.2% (131 人中 71 人)

亀戸・大島地区を特徴づける水と緑マップ

北十間川
 亀戸橋～端橋間に自然魚釣場が設置されており、また、職員が泳ぐための管理が行き届いておらず、利用方法について再検討が望まれます。
 端橋下流部は平行する道路と河川が空間的に分断され、敷道施設外構緑化とあわせて緑の空間形成等の多面的な利用の検討が望まれます。また、散歩道が整備されている浅草通りと平行する両側の一部区画を有効に活用することが望まれます。

亀戸五丁目公園
 密集した市街地が形成されている中、都市計画決定されている水際部公園です。

亀島小学校跡地
 現在、新たな土地利用に向けた整備が行われており、(仮)亀島小学校跡地公園が計画されています。

亀戸天神社等寺社集積地
 歴史的資源として、またまとまりとあり、地区北側の重要な緑であり、今後とも保全していくことが望まれます。

亀戸二丁目団地
 豊かな緑とオープンスペースが確保されています。

横十間川(北側)
 河川沿いの道路は十分な歩道が確保されておらず、一部区間で魚釣場が整備されているものの、階段によりアクセスが制限されているなど散歩道としての機能確保が望まれます。

亀戸駅周辺
 区北側の都市拠点であり、木区の顔の一つですが、緑地空間が十分確保されておらず、階段によりアクセスが制限されているなど散歩道としての機能確保が望まれます。

亀戸西公園ボケツエコスペース
 隣接する曙川第一公園ボケツエコスペースとともに、市街地内の身近な自然生態系育成の場ですが、周辺に水辺やまとまった緑地が存在していません。

亀戸緑道公園・大島緑道公園
 亀戸駅近傍～大島地区間を結ぶ緑豊かな緑道公園であり、今後とも緑を維持管理していくことが望まれます。また、沿道の大規模施設地では、外回緑化などより一体的な緑地空間を形成することが望まれます。

釜屋坂公園ボケツエコスペース
 横十間川に隣接する釜屋坂公園内に整備されており、グリーンファイブによる維持管理が行われています。

小名木川
 地区南側の境界であり、河川区域内と連続した緑化が行われた緑の軸となっています。
 現在、ネットワーク形成について計画されています。

【亀戸・大島地区の取り組み方針】

『歴史とにぎわい・暮らしが水とみどりによって融合するまち』

- ・亀戸天神社およびその周辺の下町らしいたたずまい～亀戸駅周辺にぎわい～大規模住宅団地といった異なる都市空間において、それぞれの特性に合わせたみどりを確保するとともに、それをさらに周辺の住宅密集地に波及させていくことにより、地区全体としてのみどり空間を充実させていくことが望まれます。
- ・堅川河川敷公園をはじめ、小名木川や横十間川、北十間川といった水辺空間や幹線道路沿いを基本として散歩道の整備や分断要素の改善などを進め、歩行者ネットワークを強化することが望まれます。また、コンクリート護岸の再整備や川沿いの建築物においても建て替え等時に川に面する側の緑化を行うなどにより、うるおいある水辺空間を形成していくことが望まれます。

亀戸中央公園

区北側の地点的な公園として、旧中川の水辺と一体となった空間として利用が行われています。また、区内西部のまとまった緑空間として、クワースボットとしての役割を果たしており、今後とも緑の保全を図るとともに、適切な維持管理を行っていくことが望まれます。

堅川河川敷公園

地区を東西に横断するレクリエーションセンターを中心とした空間であり、利用者の変化にあわせて適切な改善を行いつつ、現在の機能を保全することが望まれます。

亀戸・大島・小松川地区内未利用地

今後の施設整備等新たな土地利用にあわせて、適切な緑地の確保が望まれます。また、ふれあい橋近傍の開発地において旧中川沿いの水辺空間との一体性確保が望まれます。

亀戸九丁目緑道・旧中川沿いの散歩道

亀戸中央公園と大島小松川公園を結ぶとともに旧中川沿いの散歩道として親しい空間を創出しています。また、ボケツエコスペースは、旧中川と一体となって貴重な自然生態系や動物の生息空間となっています。

大島小松川公園

レクリエーション拠点として広がりのある空間が確保されており、今後とも遊歩道としての機能とあわせて保全を図っていくことが望まれます。

明治通り・丸八通り 他

地区内を通る主要幹線道路は、おおよそ沿道緑化が整備されています。現在、街並みにあわせて沿道緑化整備が進められています。

シティコート大島

建て替えにより一部が改修マンションとなったことがありますが、既存樹林を有効に活用しつつ、敷地外周部新たな緑の創出が行われています。

大規模住宅団地のオープンスペース

大島四丁目団地と大島六丁目団地は、遊歩道として敷地内に広大なオープンスペースと豊かな緑を有しています。

小名木川と旧中川合流部

旧中川と小名木川の合流部は、蒲所橋新着場や荒川ロックゲートが周辺にあり、今後、多くの大々の水辺利用が期待されます。しかし、小名木川北側は、コンクリート護岸により水辺と遮断されており改善が望まれます。

- ・亀戸中央公園、大島小松川公園は、緑の拠点として樹木の良好な生長のための維持管理を図るとともに、区民の文化交流空間として活用していくことが望まれます。
- ・未整備都市計画公園の中でも特に整備の必要性が高い「重点公園・緑地」に位置づけられた新大島公園および大島九丁目公園の整備を進めます。一方、「重点公園・緑地」以外の未整備都市計画公園については、隣接する都市公園との機能分担や地区のまちづくりの中で、防災機能やクワリエーション機能などの確保の方向性について検討していくことが望まれます。
- ・豊かな緑地とオープンスペースが確保されている大規模な住宅団地では、今後の建て替え等機能の更新時に、地区内の緑地に関する機能を維持・充実していくよう事業者と協議・調整していくことが望まれます。
- ・お区内を通る幹線道路の街路樹については、適正かつ効果的な維持管理の実施方法、歩道幅員や沿道土地利用を踏まえた樹種のあり方などについて検討していくことが望まれます。

大規模集合住宅外構部の緑化
 隣接する歩道と一体的な空間を形成し、街路樹とともに緑豊かな歩行者空間が形成されています。

6-6.砂町地区

(1) 砂町地区の概況

- ・平成18年（2006年）現在の地区人口は109,557人で、区全体の約26.3%を占めています。人口密度は226.4人/haで、区平均の105.3人/haを大きく上回っています。人口、人口密度ともに7地区中第1位となっています。
- ・荒川、小名木川、横十間川によって地区の境界が区切られるとともに、地区内には仙台堀川が都市公園として利用されています。
- ・江戸時代には田園風景が広がっていましたが、明治後期から大規模工場が数多く立地し、昭和40年代以降、大規模な公的住宅団地へと土地利用転換しました。近年では、工場や倉庫等の土地利用転換により、民間マンションの建設が多くみられます。また小名木川貨物駅跡地では商業・住宅を中心とした開発が進められています。
- ・道路を除く土地利用割合としては、住宅系（集合住宅20.78%、専用住宅11.82%）が最も多くなっており、大規模な公的住宅団地が多い地区の特性が表れています。

(2) 砂町地区を代表するみどり

- ・拠点となるみどり：仙台堀川公園、横十間川親水公園、荒川・砂町水辺公園、南砂三丁目公園
- ・動脈となるみどり：荒川、仙台堀川公園、横十間川親水公園、小名木川
- ・その他の特徴的なみどり：北砂五丁目団地や南砂二丁目住宅など大規模な公的住宅団地内のオープンスペース、城東区民農園

(3) 砂町地区のみどりに関する課題

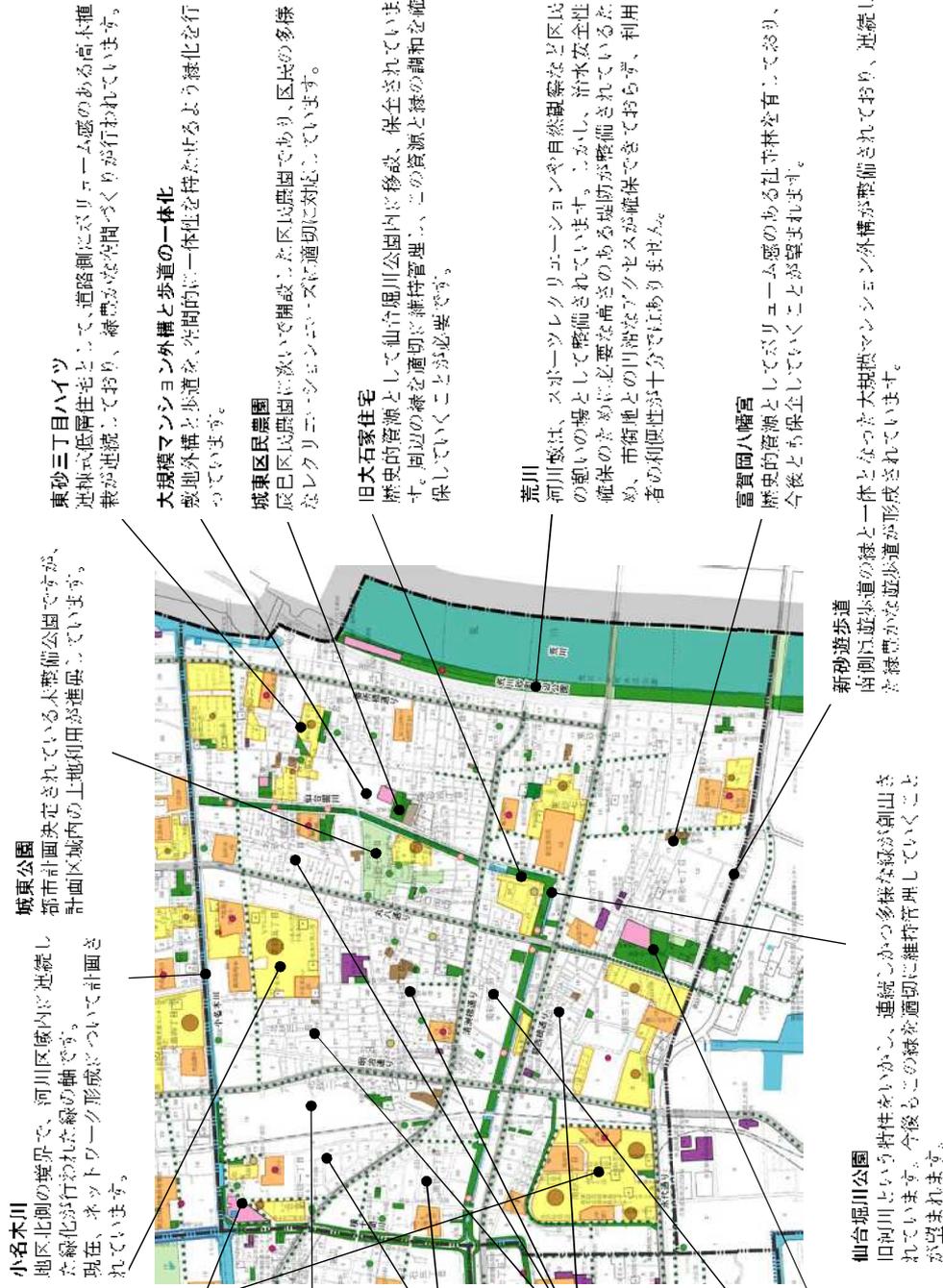
- ・仙台堀川公園、横十間川親水公園には、水辺を生かしたネットワークが整備され、住民の憩いやレクリエーションの場として利用されています。このネットワークを充実するため、2つの公園を結ぶ小名木川の散歩道整備が望まれます。また、現在の緑地を適切に維持していくことも重要です。
- ・荒川は広大な河川敷を有し、散歩やサイクリング、スポーツ、自然観察など多様な利用が行われています。河川の性格上、高さのある堤防が必要ですが、より区民が近づける身近な自然的空間として、市街地からのアクセスを検討していく必要があります。
- ・まとまりある緑地として、北砂五丁目団地や南砂二丁目住宅内のオープンスペースや、仙台堀川公園、南砂三丁目公園があります。このうち団地内オープンスペースについては、今後の建て替えなどに際しても、現在の緑地面積を可能な限り確保することが望まれます。
- ・住区基幹公園の中で、街区公園の誘致距離圏は、北砂5丁目や東砂5丁目付近で充足されていない場所があるため、既存の大規模公的住宅団地内オープンスペースや仙台堀川公園内の広場空間等を今後とも維持・活用していくことが必要です。近隣公園は、地区全体で不足していますが、都市基幹公園との機能分担や代替活用を含めて、誘致距離圏を確保することが必要です。また、未整備である城東公園については、周辺都市公園との機能分担を含め今後のあり方を検討していくことが必要です。

- ・地区内には3か所の避難場所が設定されており、いずれも大規模な公的住宅団地となっておりません。そのため、今後の建て替え等の際にも十分なオープンスペースを確保していくことが必要です。また、地区内には地震に関する危険度が高い町丁目が存在しているほか、一部に密集した市街地が形成されています。そのため、庭先緑化や生け垣設置を推奨し、防災性の向上を図るとともに、うるおいある市街地の形成が必要です。

表 15 砂町地区のみどりに関する指標

		江東区全域	砂町
地域面積		3,948.0ha	484.0ha (対区全体 12.26%)
人口 (平成 18 年 (2006 年))		415,866 人	109,557 人 (対区全体 26.3%)
人口密度 (平成 18 年 (2006 年))		105.3 人/ha	226.1 人/ha (7 地区中 1 番目)
土地利用	公共系	7.63%	6.70% (地区第 7 位)
	商業系	8.28%	8.44% (地区第 6 位)
	住宅系	13.99%	32.60% (地区第 1 位)
	工業系	16.62%	9.34% (地区第 4 位)
	空地系	24.00%	14.40% (地区第 3 位)
	道路	17.75%	16.89% (地区第 2 位)
	鉄道港湾	2.76%	2.33% (地区第 8 位)
	河川水部	8.94%	9.31% (地区第 5 位)
主要幹線道路	南北方向		明治通り、丸八通り、番所橋通り
	東西方向		清洲橋通り、葛西橋通り、永代通り
開発動向の面積 現在		約 415.2ha	10.0ha (対地区面積 2.07%)
主要公共施設		—	砂町文化センター (砂町図書館)、江東図書館、エコ・リサイクルハウス
公的住宅団地			北砂五丁目団地、東砂二丁目アパート、北砂七丁目団地、東砂三丁目ハイツ、南砂五丁目アパート、東砂七丁目アパート、南砂三丁目アパート、南砂二丁目住宅、東砂八丁目第 2 アパート 等
歴史的資源の有無			旧大石家住宅、持宝院、宮領岡八幡宮
避難地		—	公団大島・北砂団地 1 体 (3.32 m ² /人)、都営東砂二丁目住宅 1 体 (2.98 m ² /人)、公社南砂二丁目団地 1 体 (3.53 m ² /人)
地震に関する地域危険度		—	ランク 5 : 南砂 4 丁目、ランク 4 : 北砂 4 丁目・東砂 5 丁目
緑被状況	樹木割合	9.59%	10.02%
	草地割合	7.01%	2.32%
	屋上緑化樹木割合	0.02%	0.01%
	屋上緑化草地割合	0.05%	0.04%
	水面面積	356.43ha	44.93ha
	緑被率	16.68%	12.39%
	みどり率	29.55%	24.60%
住区基幹公園	か所数	145 か所	34 か所 (街区公園 33 か所、近隣公園 1 か所)
	供用面積	58.3ha (1.65 m ² /人)	9.81ha (0.89 m ² /人)
	未供用面積	10.75ha	0.24ha (近隣公園 1 か所)
	ポケットエコスペースか所数	37 か所	10 か所
緑・自然の満足度		54.5%	63.6% (147 人中 93 人)

砂町地区を特徴づける水と緑マップ



北砂五丁目団地・南砂二丁目住宅
地区の距離揚揚所であり、広大なオープンスペースを有しています。

スポーツ会館周辺
スポーツ会館敷地外構に豊かな緑が確保されており、今後とも適切な維持管理が望まれます。また、隣接する横十間川内のレクリエーション広場の遊歩道との連携強化も望まれます。

小名木川貨物駅跡地開発
約10haの開発であり、緑化計画書に基づき緑地の確保や、開発規制や周辺の公園整備状況を踏まえ、公園が整備されます。

住工混在市街地（北砂1丁目・南砂1丁目）
生近道路の幅員が広く工事や合車と住宅が混在している地域であり、道路に面する部分の緑化を充実し、うるおいある道路空間の形成が望まれます。

木造密集市街地（北砂3・4・6丁目、南砂4丁目）
震災時に危険度が高い地区です。

大規模マンション外構緑化
敷地外構部のバリエーションのある緑化により、道路空間にもうるおいをあたえています。

南砂三丁目公園
地区南部の拠点的な公園として豊かな緑とオープンスペースを有した住民の憩いの場となっています。

仙台堀川公園
堀川という特性をいかし、連続した多様な緑が創出されています。今後この緑を適切に維持管理していくことが望まれます。

新砂遊歩道
南側に遊歩道の緑と一体となった大規模マンション外構が整備されており、連続した緑豊かな遊歩道が形成されています。

小名木川
地区北側の境界で、河川区画内に連続した緑化が行われた緑の軸です。現在、ネットワーク形成について計画されています。

城東公園
都市計画決定されている大塚公園ですが、計画区域内の土地利用が進展しています。

東砂三丁目ハイツ
地味な低層住宅として、道路側にバリエーション感のある高木植栽が連続しており、緑豊かな空間づくりが行われています。

大規模マンション外構と歩道の一体化
敷地外構と歩道を空間的に一体性を持たせるよう緑化を行っています。

城東区民公園
歴史的公園に改修された区民公園であり、区長の多様なレクリエーション広場に適切に対応しています。

旧大石家住宅
歴史的資源として仙台堀川公園内に移設、保全されています。周辺の緑を適切に維持管理し、この資源と緑の調和を確保していくことが必要です。

荒川
河川敷は、スポーツレクリエーションや自然観察など区民の憩いの場として整備されています。しかし、治水安全性確保のために必要な高さのある堤防が整備されているため、市街地との間接的なアクセスが確保できておらず、利用者の利便性が十分ではありません。

富賀岡八幡宮
歴史的資源としてバリエーション感のある社寺林を有しており、今後とも保全していくことが望まれます。

新砂遊歩道
南側に遊歩道の緑と一体となった大規模マンション外構が整備されており、連続した緑豊かな遊歩道が形成されています。

【砂町地区の取り組み方針】

『暮らしの中にみどりが息づき、みどりの大切さを感じるまち』

- ・荒川砂町水辺公園と市街地との結びつきを高めるとともに、大規模住宅団地内の緑化空間やオープンスペースを有効に活用することにより、暮らしと一体となったみどりの充実が望まれます。
- ・荒川砂町水辺公園は、緑の拠点として区民のスポーツレクリエーションや自然観察、区民の憩い空間として活用することが望まれます。
- ・小名木川は、今後ともこの緑の適正な維持管理を行っていくとともに、遊歩道の設置を推進し、横十間川や他地区とのネットワークを形成することが望まれます。また、川沿いの建築物においても建て替え等に川に面する側の緑化を行うなど、うるおいある水辺空間の形成が望まれます。

- ・未整備都市計画公園については、隣接する都市公園との機能分担や地区のまちづくり検討の中で、防災機能やレクリエーション機能などの確保の方向性について検討することが望まれます。
- ・豊かな緑地とオープンスペースが確保されている大規模な住宅団地では、今後の建て替え等機能の更新時において、現在の緑地に関する機能を維持・充実していくよう事業者と協議・調整していくことが望まれます。
- ・木造密集市街地や住工混在地では、道路緑化や民有地における優先緑化や生け垣設置を推奨するなどにより、防災性向上に資する緑の充実を図ることが望まれます。

6-7.臨海地区

(1)臨海地区の概況

- ・平成18年（2006年）現在の地区人口は763人、人口密度は1.2人/haと居住者が非常に少ない地区です。
- ・地区の南部には広大な東京湾が広がっています。
- ・区内でも特にここ数年で土地利用が大きく様変わりしている地区で、東京臨海副都心として東京ビッグサイトに代表される大規模な公共施設や商業業務施設が建ち並ぶ街並みは近代的な特徴ある都市景観を醸し出しています。
- ・土地利用割合としては、空地、特に屋外利用地17.44%、未利用地14.19%が多いことが地区の特徴となっていますが、商業業務専用施設7.33%も最近の動向として特徴づけられます。

(2) 臨海地区を代表するみどり

- ・拠点となるみどり：有明テニスの森公園をはじめとする海上公園
- ・動脈となるみどり：シンボルプロムナード公園
- ・その他の特徴的なみどり：東京湾

(3) 臨海地区のみどりに関する課題

- ・有明・青梅一带は臨海副都心として近代的な街並みづくりが進められ、東京を代表する商業業務地景観が形成されるとともに、公園緑地や街路樹なども連続的に整備されています。今後は、これらの計画的に創出された近代的街並みと調和する公園緑地や街路樹などの保全・育成が必要です。
- ・地区内には住区基幹公園は整備されていませんが、開発地にシンボルプロムナード公園をはじめとする海上公園が数多く整備されています。これらの海上公園のさらなる利便性向上と特徴ある機能確保により多様化するレクリエーション活動に対応していくことが重要です。
- ・本地区はポケットエコスペースの配置がなく、新規の設置が課題であるとともに、エコロジカルネットワークの形成を図るうえでも重要な課題となります。
- ・都市開発が進む地区での住民、就業者および滞在者の安全確保に加え、首都圏全体を対象とした東京臨海広域防災公園（13.2ha）の早期整備が期待されます。さらに、平時には地区内で都市活動を営む人々の憩い・安らぎの場として活用できるような空間整備も重要な視点としてあげられます。
- ・地区内の緑被率は7地区の中で比較的高い数値となっていますが、近年の都市開発によって減少傾向にあります。今後、都市開発を進めていくにあたっては、一定水準の緑被率を確保するよう義務づけるなどの緑化指導が必要です。

表 16 臨海地区のみどりに関する指標

		江東区全域	臨海
地域面積		3,948.0ha	650.0ha (対区全体 16.46%)
人口 (平成 18 年 (2006 年))		415,866 人	763 人 (対区全体 0.18%)
人口密度 (平成 18 年 (2006 年))		105.3 人/ha	1.2 人/ha (7 地区中 7 番目)
土地利用	公共系	7.63%	5.05% (地区第 5 位)
	商業系	8.28%	7.33% (地区第 4 位)
	住宅系	13.99%	0.48% (地区第 8 位)
	工業系	16.62%	24.74% (地区第 2 位)
	空地系	24.00%	43.15% (地区第 1 位)
	道路	17.75%	17.63% (地区第 3 位)
	鉄道港湾	2.76%	1.05% (地区第 6 位)
	河川水部	8.94%	0.56% (地区第 7 位)
主要幹線道路	南北方向		
	東西方向		国道 357 号、首都高湾岸線
開発動向の面積 現在		約 415.2ha	251.0ha (対地区面積 38.61%)
主要公共施設		—	東京ビッグサイト国際展示場、有明清掃工場、東京都水の科学館
公的住宅団地		—	—
歴史的資源の有無		—	—
避難地			全区域が地区内残留地区
地震に関する地域危険度			ランク 5、ランク 4 : ともに該当なし
緑被状況	樹木割合	9.59%	7.28%
	草地割合	7.01%	8.62%
	屋上緑化樹木割合	0.02%	0.00%
	屋上緑化草地割合	0.05%	0.01%
	水面面積	356.43ha	0.61ha
	緑被率	16.68%	15.91%
	みどり率	29.55%	21.27%
住区基幹公園	か所数	145 か所	—
	供用面積	58.3ha (1.65 m ² /人)	— (— m ² /人)
	未供用面積	10.75ha	
	ポケットエコ スペースか所数	37 か所	0 か所
緑・自然の満足度		54.5%	38.6% (7 人中 2 人)

臨海地区を特徴づける水と緑マップ

有明テニスの森公園

スポーツ・レクリエーション空間として、都心住民の貴重な憩いの空間であるとともに、生き物にとっても大切な生息空間です。この緑の空間を保全し、さらに拡大し、活用を図ることが期待されます。

有明北地区

開発計画に伴う適正な公園の確保、良質な市街地景観を創出できる一定水準の緑地の創出が望まれます。

有明スポーツセンター

公共施設周辺は、まちづくり推進の中で、よりいっそうの緑の充実が期待されます。

美しく維持管理された道路であり、今後ともそれぞれの安全を保全することが課題です。

センタープロムナード

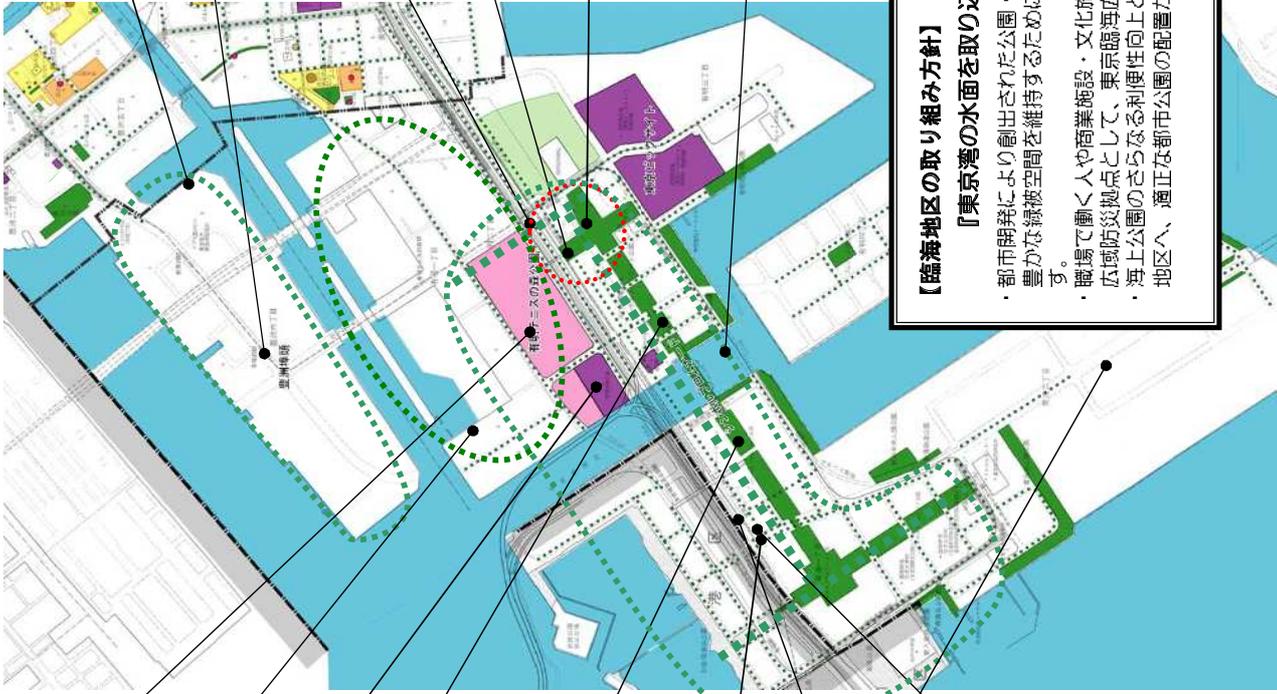
メインストリートとしての軸やジャンボリックな緑の帯をみせる空間を形成しています。街区内の連続した歩行空間が東西方向に配置され、緑の帯が形成されており、みどりのネットワーク源として活用することが望まれます。

豊かな緑を備えた道路構成

広幅員の併りに街路樹のパラメスがよい空間を形成しています。

コンクリート置き場の大半をアスファルト・コンクリートの路面が占めています。ストアイソンドの緩和に寄与する緑化の検討が望まれます。

都市的な高層建築物を背景としたファイナル・バラウワーの草原が華やかさをみせています。



豊洲6丁目地区

新たに整備される街区の利点をいかり、広々とした、まとまった緑の創出が望まれます。

新交通ゆかりからの連続立体施設の周囲を活用して、緑豊かな環境側道等のみどりの帯の形成が望まれます。

さまざまなデザインされたみどりの帯を要し、心地よい歩行空間を形成しています。

有明駅前広場周辺

雑木林のような木立がすがすがしい場を形成してあり、地区の拠点的な空間です。

商業・業務の集積する地域にあって、貴重な緑の拠点が形成されています。その緑の保全と活用を図ることが重要な課題です。

有明全域について

本地区は、商業・業務等の集積する先進的な都市風景をみせる都市環境特長を備えた地区です。個性的な建物群を背景とした草原や草花、木立の林や緑の道草、都市施設と自然施設が融合した、街なかのリゾートを感ぜざる貴重な空間形成が望まれます。

【臨海地区の取り組み方針】

『東京湾の水面を取り込み、みどりが映える新たな都市空間を創造するまち』

- ・都市開発により創出された公園・道路のみどりや宅地内のみどりを維持・向上させるとともに、現在の豊かな緑被空間を維持するために、今後の都市開発の際にも緑化を積極的に進めていくことが望まれます。
- ・職場で働く人や商業施設・文化施設などへの来訪者の安全確保に加え、首都圏全体を対象とした基礎的な防災拠点として、東京臨海広域防災公園の早期整備が望まれます。
- ・海上公園のさらなる利便性向上と機能充実を図るとともに、現在、開発が進められている豊洲・有明北地区へ、適正な都市公園の配置が望まれます。

6-8.新木場・若洲地区

(1)新木場・若洲地区の概況

- ・平成18年（2006年）現在の地区人口は2,671人、人口密度は3.1人/haとなっており、臨海地区とともに居住者が少ない地区です。
- ・地区の南側には東京湾、そして東側には荒川といった広大な自然が広がっています。
- ・工業専用地域として東京都の水処理センターや倉庫・流通施設などの大規模施設が建設されていますが、空閑地も比較的多く見受けられます。
- ・土地利用割合としては、空地系が34.36%と最も多くの割合を占めているとともに、工業系（専工場7.13%、住居併用0.06%、倉庫・運輸15.09%）も区全体と比較して多いことが地区の特徴となっています。

(2)新木場・若洲地区を代表するみどり

- ・拠点となるみどり：夢の島公園、若洲海浜公園、若洲公園
- ・動脈となるみどり：荒川、新木場緑道公園
- ・その他の特徴的なみどり：東京湾、大規模公共施設のみどり

(3)新木場・若洲地区のみどりに関する課題

- ・荒川は広大な河川敷を有し、散歩やサイクリング、スポーツ、自然観察など多様な利用が行われています。河川の性格上、高さのある堤防が必要ですが、より区民が近づける身近な自然的空間として、市街地からのアクセスの改善を図る必要があります。また、区内の貴重な自然空間として活用し、エコロジカルネットワークの形成を図ることも重要です。
- ・工業専用地域であることから工業地景観を中心として、それぞれにスケールの大きな景観が東京湾までつながっています。この比較的大きなスケールを単位としたまとまりある景観形成が必要です。
- ・ほとんどが工業専用地域であるため住区基幹公園の数は少ないですが、夢の島公園や若洲海浜公園、若洲公園といった大規模公園が整備され、広大な東京湾を望みながらキャンプ場などのアウトドアレクリエーションを楽しむことができます。これらの海上公園等のさらなる利便性向上と特徴ある機能確保により多様化するレクリエーション活動に対応していくことが重要です。
- ・工場・倉庫・トラックターミナル等、大きな敷地の周辺の緑化が進められているため、地区内の緑被率は7地区の中で最も高い数値となっています。今後、工場跡地等の土地利用転換も予想されますが、その際には、一定水準の緑被率を確保するよう義務づけるなどの緑化指導が必要とされます。

表 17 新木場・若洲地区のみどりに関する指標

		江東区全域	新木場・若洲
地域面積		3,948.0ha	865.0ha (対区全体 16.46%)
人口 (平成 18 年 (2006 年))		415,866 人	2,671 人 (対区全体 0.64%)
人口密度 (平成 18 年 (2006 年))		105.3 人/ha	3.1 人/ha (7 地区中 6 番目)
土地利用	公共系	7.63%	11.52% (地区第 5 位)
	商業系	8.28%	3.00% (地区第 7 位)
	住宅系	13.99%	0.30% (地区第 8 位)
	工業系	16.62%	22.28% (地区第 2 位)
	空地系	24.00%	34.36% (地区第 1 位)
	道路	17.75%	11.95% (地区第 4 位)
	鉄道港湾	2.76%	3.60% (地区第 6 位)
	河川水部	8.94%	12.99% (地区第 3 位)
主要幹線道路	南北方向		明治通り
	東西方向		国道 357 号、首都高湾岸線
開発動向の面積 現在		約 115.2ha	33.1ha (対地区面積 5.09%)
主要公共施設		—	東京都下水道局砂町水処理センター、新江東清掃工場、リサイクルパーク、東京都東京ヘリポート、東京都環境科学研究所、東京都土木技術研究所
公的住宅団地			
歴史的資源の有無			
避難地			新砂三丁目地区一帯 (15.77 ㎡/人) その他は地区内残留地区
地震に関する地域危険度			ランク 5、ランク 4 : ともに該当なし
緑被状況	樹木割合	9.59%	11.86%
	草地割合	7.01%	16.46%
	屋上緑化樹木割合	0.02%	0.03%
	屋上緑化草地割合	0.05%	0.20%
	水面面積	356.43ha	114.41ha
	緑被率	16.68%	28.55%
	みどり率	29.55%	45.44%
住区基幹公園	か所数	145 か所	3 か所 (街区公園 3 か所)
	供用面積	58.3ha (1.65 ㎡/人)	0.83ha (10.88 ㎡/人)
	未供用面積	10.75ha	0.24ha (近隣公園 1 か所)
	ポケットエコ スペースか所数	37 か所	1 か所
緑・自然の満足度		54.5%	—

新木場・若洲地区を特徴づける水と緑マップ

明治通り沿いの公的施設(東京指上木技術研究所・江東新砂郵便局等)は、敷地内にカーブススペースを確保し、緑の塊を提供しています。

まちなみ景観を享受している公開空地
水と緑の要素が新しい空間を提供しています。街中のセンスのよい憩いの空間が形成されています。

新砂めぐみ公園
近頃新しいため多くの子ども達で遊びわっており、趣やかな樹木に囲まれた、開放的な空気を待つ公園となっています。

ヨットハーバーを背景とした草地のパークエリアは、憩いのレクリエーション空間として多くの人に利用されています。

夢の島公園一体が緑の面を形成するように、緑豊かな駐車場として、周辺の緑に調和するよう駐車緑化等への対応が望まれます。

夢の島公園
明治通り西側には区が管理する野球場・競技場があります。スズメツにレクリエーションに、広大な敷地を持つ樹林や草地が形成されており、生物の生息に配慮した自然豊かな環境を保全し、今後も維持することが期待されます。

新木場駅周辺
林のように豊かな樹木が配置された駅前広場と共に、周辺建物の外構もさわやかなススキリした公開空地を構成し、駅周辺一体として、豊かな緑の風景を形成しています。

新曙橋から新木場公園の眺め
豊かな緑の風景をみせており、一つのポイントを形成しています。

人はいませんが、草原の海浜緑を形成しています。長い軸線の草地が形成されており、生物の生息に配慮した自然豊かな環境を保全し、今後も維持することが望まれます。

若洲海浜公園
ゴルフ場の周囲にサイクリング道路が設置されていますが、歩行者や自転車では利用しにくいいため、回遊性を備えた経路設定が望まれます。

若洲公園
区民の多様化するレクリエーション活動にこたえる場として、適切な維持管理が期待されます。

新築高層住宅地内の公開空地は、緑の配置と共有ポケットスペースも配置されています。

これら両街なかで体感できる大切な自然環境であるため、環境教育を啓蒙しながら地区住民主体による維持管理が期待されます。

高齢者医療センター
敷地内外構もともどもデザインされた緑化がなされ、美しい景観を形成しています。また、敷地内常緑もいづつも快適に散策できるように構成されています。

荒川砂町水辺公園
荒川に沿った緑道は、途中で行き止まりになっています。散歩道として利便性のよい連続性を配慮して、回遊性を確保することが望まれます。さらに今後は、区内の貴重な自然環境とふれあうことができる場づくりも望まれます。

東京都下水道局砂町水処理センター
水辺から飛来してくる動植物の貴重な空間となっています。グラウンドは、緑化されており、広い緑の面が気持ちよさを醸し出しています。

敷地内は生育の良い見事なクラシカ並木が形成されており、四季を楽しませてくれる緑の帯となっています。

広大な中央分団帯に緑を配置しており、この緑を保全しながら、見せる緑として景観に配慮した緑道の形成が望まれます。

新木場緑道公園
荒川に沿った緑道が東京へリポートにより行き止まりになっていきます。散歩道として利用性の高い連続性に配慮して、回遊できるネットリンク形成が望まれます。

【新木場・若洲地区の取り組み方針】

『東京湾を望むスケールの大きなみどりのまち』

- ・夢の島公園、若洲海浜公園、若洲公園は、緑の拠点として樹木の良好な生長のための維持管理を図るとともに、区民の多様なレクリエーション活動を支える空間としてさらなる機能充実が望まれます。
- ・荒川砂町水辺公園から夢の島公園や若洲海浜公園、若洲公園を結びネットワークの確保が望まれます。
- ・集積する物流施設や公共施設といった大規模施設の緑化を維持するとともに、「見せるみどり」としての景観づくりにも配慮することにより、みどりにあふれるスケールの大きな緑化空間の形成が望まれます。そのため、今後、工場跡地等の土地利用転換に際しても一定水準の緑被率を確保するよう義務づけるなどの緑化指導を積極的に進めていくことが望まれます。

7. 計画の推進に向けて

本計画は、おおむね20年後の平成37年（2025年）を目標として、江東区がめざすみどりと自然の理念・基本方針、これを実現する施策方針を定めたものです。

今後、本計画を実現していくために、次のような取り組みを行なっていきます。

(1) 区民、事業者、行政の役割

本計画を推進していくためには、区民、事業者、行政が本計画に記された考え方を理解し、そしてそれぞれの立場で行動し、また協働・連携していくこと（パートナーシップ）が必要です。

区民の役割

- ・接道部やベランダ、屋上の緑化など、身近な場所で質の高い美しいみどりを増やし育てていくことが望まれます。
- ・身近な道路の植栽や公園の緑などに関心を持ち、その維持管理活動への積極的な参加が望まれます。
- ・これらをとおしてみどりに対する理解を個々に深め、さらにさまざまな活動を通じて互いに知識を高めることが望まれます。

事業者の役割

- ・江東区の一員であるという認識のもと、事業所内の緑化を積極的に推進、適切な維持管理を行うことが望まれます。
- ・事業所内にとどまらず、地域の一員として、事業所周辺のさまざまな緑化活動へ積極的に参加することが望まれます。
- ・また、事業所内の緑地やオープンスペースの開放など、地域社会に貢献することが望まれます。

行政の役割

- ・「水が彩る美しいみどりのまち」の実現に向けて、既存のみどりを適切に維持管理するとともに、目標達成に向けて公共施設の緑化、公園緑地の整備などを推進します。
- ・区民、事業者の緑化に対する意識の向上を図るため、多様な緑化活動の参加機会を確保します。
- ・区民、事業者との対話の機会などとおして、「江東区みどりと自然の基本計画」のPRやみどりに関する情報提供を行うとともに、弾力的に施策の改善、創出を行い、適切な緑化活動の支援を行っていきます。



図38 計画推進に向けた協働・連携のイメージ

(2) 実効性のある施策展開

本計画に記された施策方針を具体的な事業として実施していくため、「（仮称）みどりと自然の実施計画」を策定し、個別施策の検討を行います。

策定にあたっては、区民や事業者の意見を十分反映させながら、庁内関係各課との連携のもとに進めていきます。

〔「（仮称）みどりと自然の実施計画」のイメージ〕

① 位置づけ

基本計画は20年後を目標年次として、10年後を中間年次としています。実施計画は基本計画の実現に向けた具体的な施策や事業を定める、いわば短期的な行動計画として位置づけます。

② 計画期間

実施計画に定められる具体の施策や事業は、社会・経済情勢などの変化に弾力的に対応していくことが必要です。

そのため、計画期間を5年として、基本計画の実現に向けてきめ細かな対応を図っていきます。

③ 計画内容

基本計画で定めた施策の内容について、具体的な施策や事業、個別施策ごとの目標を定めていきます。また、区民、事業者、行政の役割を定めます。

④ 策定体制

本計画の実現にあたっては、行政に限らず、区民、事業者も本計画を理解し、具体的な取り組みを行っていただく必要があります。そのため、実施計画策定にあたっては、区民、事業者、行政が参加した検討体制により策定を行う予定です。

(3) 区民・事業者の参加による計画の推進・進行管理と弾力的な見直し

①計画の推進・進行管理体制のイメージ

本計画に記された内容は、庁内各課が所管する計画・施設・事業に関連するものが数多くあります。そのため、今後策定が予定される「(仮称)みどりと自然の実施計画」とあわせて、庁内関係各課による横断的な進行管理体制を検討し、毎年の事業の目標達成度や事業実施上の課題の把握と改善など、施策の進行管理を行っていきます。その他、事業実施に際する調整、社会・経済情勢など計画に影響する諸条件の変化に対する弾力的な計画の見直し、都市マスタープランなど関連する計画との調整などを行っていきます。

また、区民や事業者が行う緑化活動と密な連携を図りながら計画の推進～実行に取り組んでいくために、事業の改善、新たな事業の創設など迅速かつ弾力的に対応できるような、区民、学識経験者、行政による進行管理体制を検討します。

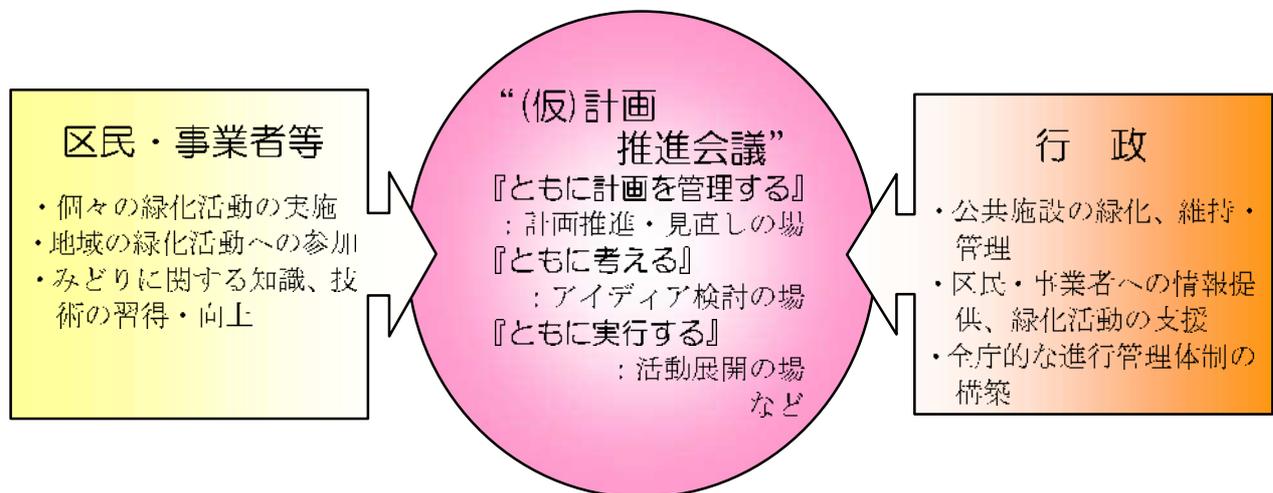


図39 区民・事業者と行政による計画推進体制のイメージ

②区民・事業者等と行政とのパートナーシップによる計画推進のイメージ

本計画を推進するには、“水が彩る美しいみどりのまちの実現”というひとつの目標のもとに、区民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもとで緑化を推進することとあわせて、これらを適正に管理し、また必要に応じて改善していくことが必要です。

本計画では、水と緑に対する区民の思いを実現する機会をつくることで、区民・事業者など利用者の意向反映や、維持管理活動への積極的な参加が図られたパートナーシップによる計画実現を目指しています。

今後、多くの区民・事業者がみどりへの関心を高め、積極的な参加が行えるよう、仕組みづくりを検討します。

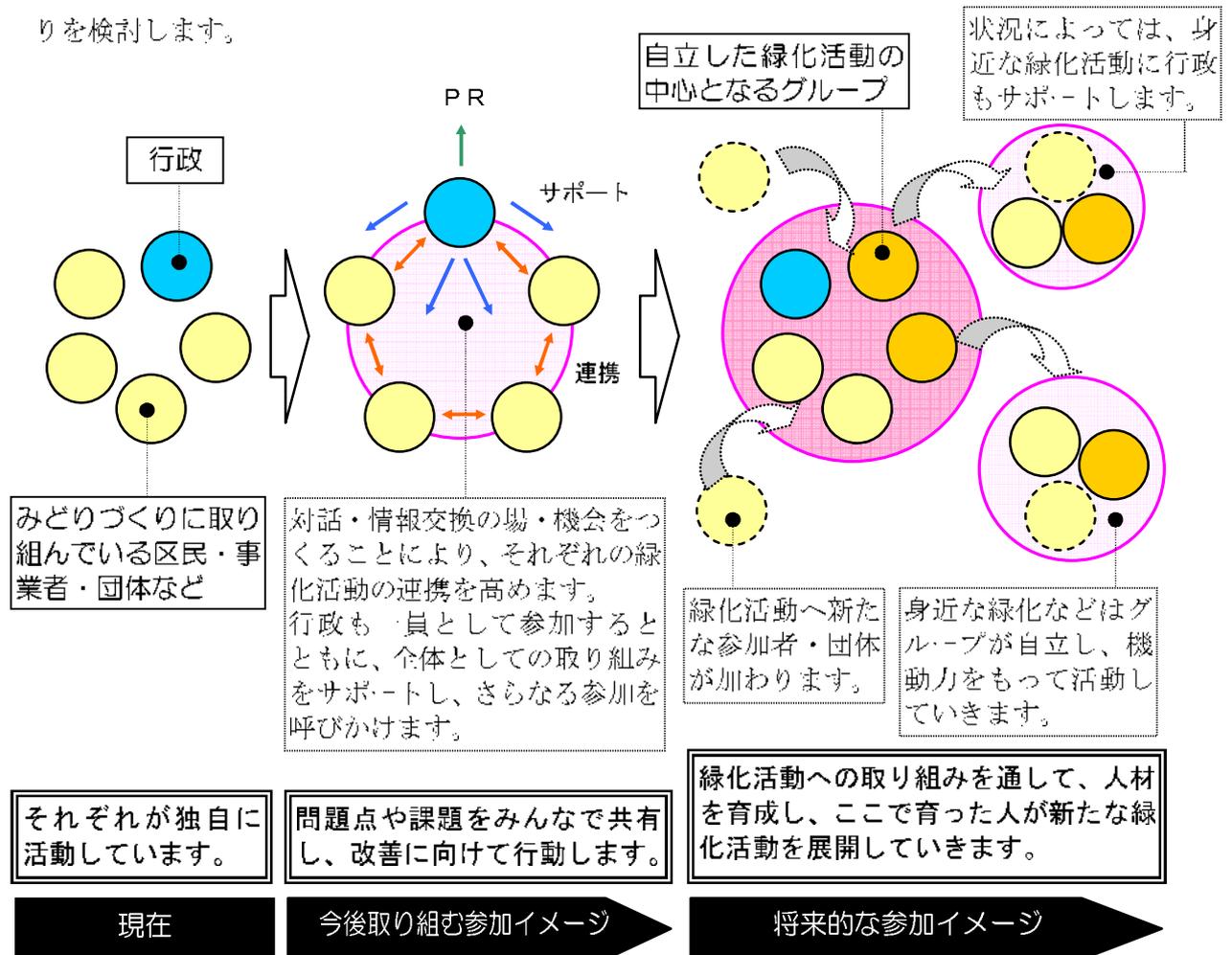


図40 区民・事業者等の積極的な参加による計画推進のイメージ

(4) 周辺区、都、国との連携

みどりの動脈として位置づけた河川、運河、そして東京湾は、多くは国や都が管理する公共施設となっています。特に、臨海部埋立地は、都が主体となってまちづくりを進めています。

また、みどりの動脈である河川を挟んで、中央区、港区、品川区、墨田区、江戸川区と隣接し、特に墨田区境は河川部分も含めて、一体的な市街地が形成されています。

そのため、区が窓口となって周辺区、都、国との連携を図り、計画を推進していきます。

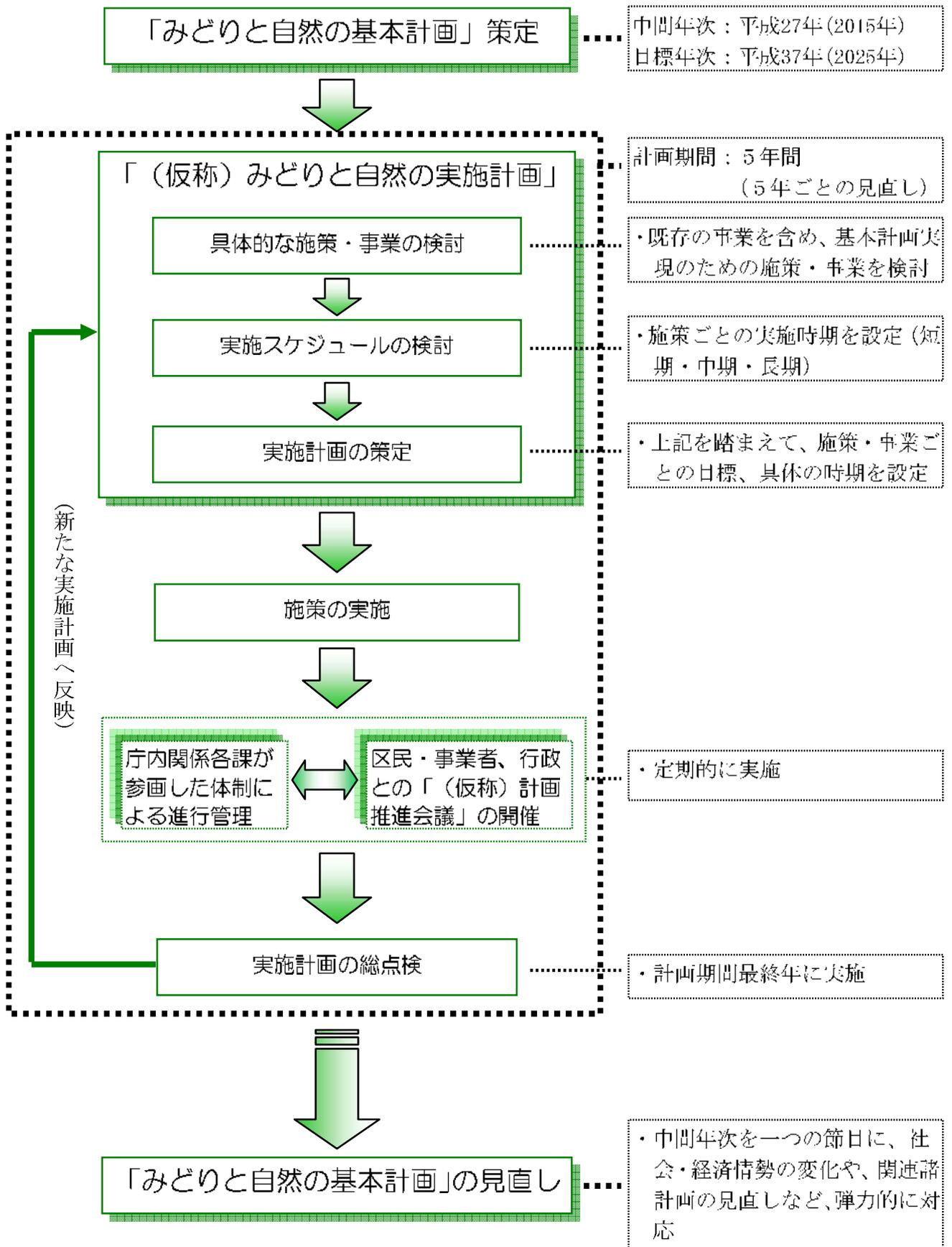


図41 みどりと自然の基本計画および実施計画の流れ

